

甲州市国民保护计划

甲 州 市

作成 平成 1 8 年 1 0 月

変更 平成 2 6 年 1 1 月

変更 令和 5 年 3 月

目次

第1編 総論

第1章	市の責務、計画の位置づけ、構成等	1
1	市の責務及び市国民保護計画の位置づけ	1
2	市国民保護計画の構成	1
3	市国民保護計画の見直し、変更手続	1
第2章	国民保護措置に関する基本方針	3
第3章	市の事務又は業務の大綱等	5
第4章	市の地理的、社会的特徴	6
1	自然的条件	6
2	社会的条件	6
第5章	市国民保護計画が対象とする事態	8
1	武力攻撃事態	8
2	緊急対処事態	10

第2編 平素からの備えや予防

第1章	組織・体制の整備等	11
第1	市における組織・体制の整備	11
1	市の各部課室における平素の業務	11
2	市職員の参集基準等	12
3	消防機関の体制	13
4	国民の権利利益の救済に係る手続等	14
第2	関係機関との連携体制の整備	14
1	基本的考え方	14
2	県との連携	15
3	近隣市町村との連携	15
4	指定公共機関等との連携	15
5	自主防災組織に対する支援	16
6	ボランティア団体等に対する支援	16
第3	通信の確保	16
第4	情報収集・提供等の体制整備	18
1	基本的考え方	18
2	警報等の伝達に必要な準備	18
3	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	19
4	被災情報の収集・報告に必要な準備	20
第5	研修及び訓練	21

1	研 修	21
2	訓 練	21
第2章	避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	23
1	避難に関する基本的事項	23
2	避難実施要領のパターンの作成	24
3	救援に関する基本的事項	26
4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	26
5	避難施設の指定への協力	26
6	避難地区に関する情報の整備等	27
7	要援護者の把握等	27
8	避難住民の受入体制	27
第3章	生活関連等施設の把握等	28
1	生活関連等施設の把握等	28
2	応急仮設住宅等の供給体制の整備	28
第4章	物資及び資材の備蓄、整備	30
1	市における備蓄	30
2	市が管理する施設及び設備の整備及び点検等	30
第5章	国民保護に関する啓発	31
1	国民保護措置に関する啓発	31
2	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	31

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	32
1	事態認定前における緊急事態連絡室の設置及び初動措置	32
2	対策本部に移行する場合の調整	34
3	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	34
第2章	市対策本部の設置等	36
1	市対策本部の設置	36
2	通信の確保	40
第3章	関係機関相互の連携	48
1	国・県の対策本部との連携	48
2	知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	48
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	48
4	他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	49
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	49
6	市の行う応援等	50
7	ボランティア団体等に対する支援等	50
8	住民への協力要請	50
第4章	警報及び避難の指示等	52

第1章	警報の伝達等	52
1	警報の内容の伝達等	52
2	警報の内容の伝達方法	53
3	緊急通報の伝達及び通知	54
第2章	避難住民の誘導等	54
1	避難の指示の通知・伝達	54
2	避難実施要領の策定	55
3	避難住民の誘導	58
4	避難住民に期待される行動	62
5	武力攻撃事態等における避難の類型と対応	66
第5章	救 援	69
1	救援の実施	69
2	関係機関との連携	69
3	救援の内容	70
4	災害時要援護者に対する配慮	70
5	健康への配慮	71
第6章	安否情報の収集・提供	72
1	安否情報の収集	73
2	県に対する報告	73
3	安否情報の照会に対する回答	73
4	日本赤十字社に対する協力	74
第7章	武力攻撃災害への対処	75
第1節	武力攻撃災害への対処	75
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	75
2	武力攻撃災害の兆候の通報	75
第2節	応急措置等	75
1	退避の指示	75
2	警戒区域の設定	77
3	応急公用負担等	78
4	消防に関する措置等	79
第3節	生活関連等施設における災害への対処等	80
1	生活関連等施設の安全確保	80
2	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	81
第4節	NBC攻撃による災害への対処等	81
1	応急措置の実施	81
2	国の方針に基づく措置の実施	82
3	関係機関との連携	82
4	汚染原因に応じた対応	82
5	市長及び東山梨行政事務組合の管理者の権限	83
6	要員の安全の確保	84

第8章	被災情報の収集及び報告	85
第9章	保健衛生の確保その他の措置	86
1	保健衛生の確保	86
2	廃棄物の処理	87
第10章	国民生活の安定に関する措置	88
1	生活関連物資等の価格安定	88
2	避難住民等の生活安定等	88
3	生活基盤等の確保	88
第11章	特殊標章等の交付及び管理	89
1	国民保護法で規定される特殊標章等	89
2	特殊標章等の交付及び管理	89
3	特殊標章等に係る普及啓発	90

第4編 復旧等

第1章	応急の復旧	91
1	基本的考え方	91
2	公共的施設の応急の復旧	91
第2章	武力攻撃災害の復旧	92
第3章	国民保護措置に要した費用の支弁等	93
1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	93
2	損失補償及び損害補償	93
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	93
4	受援等に関する費用の支弁	93
5	起債の特例	94

第5編 緊急対処事態への対処

1	緊急対処事態	95
2	緊急対処事態における警報の通知及び伝達	95
3	通報及び初動体制	95
4	現場における救助活動	95

資料編

〔関係機関、施設、設備〕

○関係機関連絡先一覧	96
○甲州市国民保護協議会委員名簿	100
○指定避難施設一覧	101
○市内医療機関一覧	103
○災害拠点病院・災害支援病院一覧	104
○飛行場外離着陸場等一覧	106
○ヘリコプター主要発着場一覧	107
○消防力の現況	108
○応急仮設住宅建設予定地	108

〔協 定 等〕

○山梨県消防防災ヘリコプター応援協定	109
○大規模災害等発生時における相互応援に関する協定書	111
○中央自動車道消防相互応援協定書	116
○富津市と甲州市との災害時における相互援助に関する協定書	119
○山梨市・甲州市・笛吹市消防団消防相互応援協定書	122

〔条 例 等〕

○甲州市国民保護協議会条例	125
○甲州市国民保護対策本部及び甲州市緊急対処事態対策本部条例	126
○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援 の程度及び方法の基準	127
○避難実施要領のパターン作成にあたって	133

〔様 式〕

○安否情報関係様式	
・様式第1号 安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）	153
・様式第2号 安否情報収集様式（死亡住民）	154
・様式第3号 安否情報報告書	155
・様式第4号 安否情報照会書	156
・様式第5号 安否情報回答書	157
○被災情報の報告様式	158
○国民保護措置に係る職務等を行う者用の身分証明書のひな型	159

〔そ の 他〕

○市の地理的、社会的特徴統計資料	160
------------------	-----

第1編 総 論

第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

市は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

(1) 市の責務

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、警報の伝達、避難住民の誘導など国民保護措置を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 市国民保護計画の位置づけ

市は、その責務に鑑み、国民保護法第35条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

(3) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等、国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

第1編 総論

第2編 平素からの備えや予防

第3編 武力攻撃事態等への対処

第4編 復旧等

第5編 緊急対処事態への対処

資料編

3 市国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不

断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。）。

資料編	・ 甲州市国民保護協議会条例 ・ 甲州市国民保護協議会委員名簿
-----	------------------------------------

第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

1 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

2 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

3 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

4 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、東山梨行政事務組合東山梨消防本部（以下「東山梨消防本部」という。）、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

5 国民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

6 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

7 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

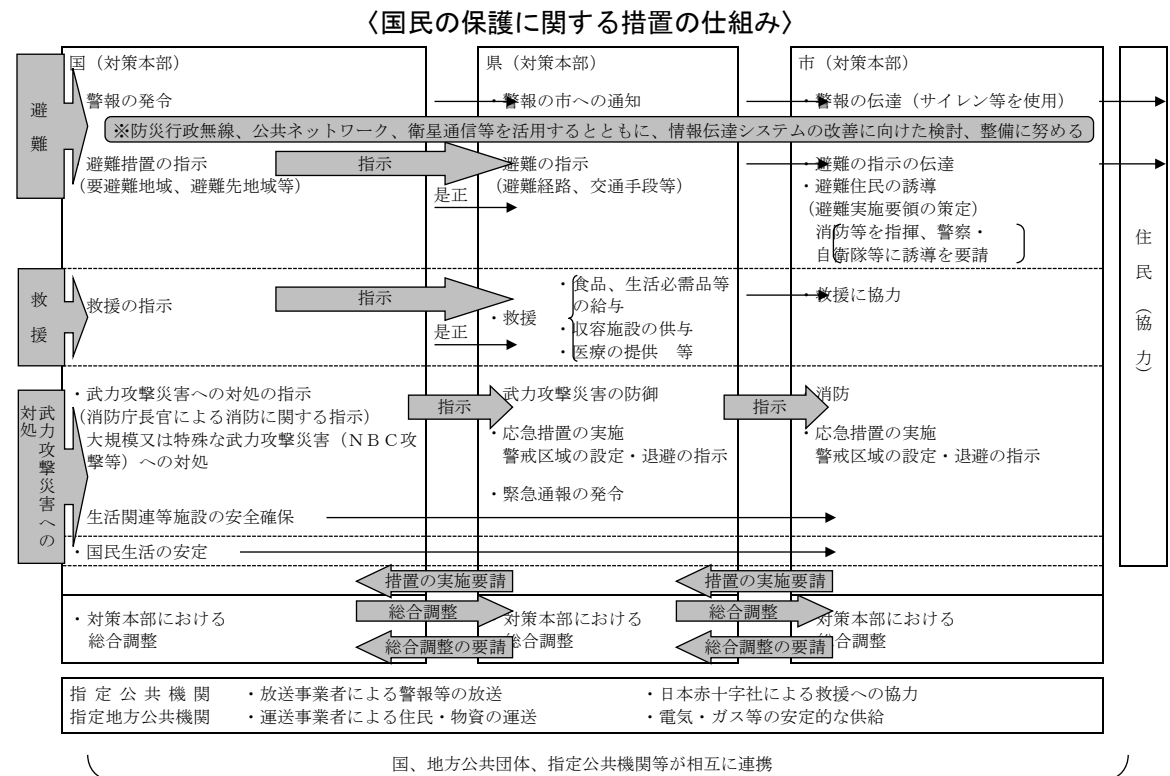
【外国人への国民保護措置の適用】

憲法第3章に規定する国民の権利及び義務に関する規定が、その性質上外国人に適用できないものを除き、外国人にも適用されるものと解されており、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意するものとする。

第3章 市の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

※国、県、市等におけるそれぞれの国民保護措置の仕組みを図示すれば、次のとおりである。



1 市の事務又は業務の大綱

機関の名称	事務又は業務の大綱
甲州市	- 国民保護計画の作成 - 国民保護協議会の設置、運営 - 国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部の設置、運営 - 組織の整備、訓練 - 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 - 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 - 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 - 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 - 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

2 関係機関の連絡先

資料編に掲げるとおりとする。

資料編 ・ 関係機関連絡先一覧

第4章 市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について定める。

1 自然的条件

(1) 地形

本市は、塩山市、勝沼町、大和村が平成17年11月1日に合併して誕生した市である。

県の北東部に位置し、東は丹波山村、小菅村、大月市、西は山梨市、南は笛吹市、北は埼玉県秩父市と接している。

総面積は263.93km²、市域の約80%が森林であり、秩父市、丹波山村、小菅村、大月市に接する北東部の急峻な山岳地帯から南部の平坦地まで、起伏に富んだ地形である。

資料編 ・ 市の地理的、社会的特徴統計資料（各地域の面積、標高）

(2) 気候

盆地特有の気候で昼夜、夏冬の温度差が大きい。また、降水量は、夏から秋にかけては多いが、冬特に11月、12月は極端に少ない。これは内陸的特徴であり、近隣の神奈川県、東京都等の市区町村と比べても明らかに少ない。

資料編 ・ 市の地理的、社会的特徴統計資料（2005年の気象（観測地点＝勝沼））

2 社会的条件

(1) 人口分布

本市の人口は、令和2年国勢調査で29,237人となっている。人口の年齢別構成を見ると、年少人口（0～14歳）は3,032人（10.4%）、生産年齢人口（15～64歳）は15,440人（52.8%）、老年人口は10,717人（36.7%）、不詳48人（0.1%）である。

資料編 ・ 市の地理的、社会的特徴統計資料（本市の総人口、年齢別人口、世帯数）

(2) 道路の位置等

中央自動車道が、本市の南部を東西に走っている。本市には出入口として勝沼ICがあるため、東京、長野、名古屋方面への連絡に便利である。

中央自動車道とほぼ並行して国道20号が走り、国道411号（青梅街道）は市内から北へ柳沢峠を越え丹波山方面へ、国道140号（秩父往還道路）は市西部を笛吹川沿いに北へ走り秩父方面へ抜けている。

そのほかの主要道路は資料編のとおりである。

資料編 ・ 市の地理的、社会的特徴統計資料（本市の主要道路）

(3) 鉄道の位置等

本市にはJR中央線甲斐大和駅、勝沼ぶどう郷駅、塩山駅の3駅がある。このうち甲斐大和駅は、周辺一帯が山間部であり、長大トンネルの間にはさまれたところに位置している。東は笹子駅の附近まで笹子トンネルと新笹子トンネル、西は短いトンネルを一つはさんで勝沼ぶど

う郷駅の手前まで殆ど大日影トンネルと新大日影トンネルとなっている。勝沼ぶどう郷駅を過ぎると塩山駅を経て山梨市境までは、ぶどう郷から市街地へとつながる平坦地である。

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。

1 武力攻撃事態

市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、以下に掲げる4類型を対象として想定し、県国民保護計画では、県の現状を考慮し、想定される事態の順位を次のようにしている。

	特徴	留意点
①弾道ミサイル攻撃	○発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間でわが国に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。 ○NBC弾頭は、大量無差別の殺傷や広範囲にわたる汚染等を生じるとともに、心理的にも大きな影響を及ぼし、大規模な被害を与える。 ○通常弾頭の場合には、NBC弾頭の場合と比較して、被害は局限され、家屋施設等の破壊、火災等が考えられる。	弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが想定されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、屋内への避難や消火活動が中心となる。
②ゲリラや特殊部隊による攻撃	○警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵もその行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。そのため、都市部の政治経済の中核、鉄道、橋梁、ダムなどに対する注意が必要である。○少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定され、例えば危険物取扱施設が攻撃された場合には被害の範囲が拡大するおそれがある。また、放射性物質を混入した爆弾（以下「ダーティボム」という。）が使用される場合がある。	ゲリラや特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、市（消防機関を含む。）と県、県警察及び国民保護措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が連携し、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は住民を屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全確保の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。事態の状況により、知事の緊急通報の発令、市長又は知事の退避の指示又は警戒区域の設定など時宜に応じた措置を行う必要がある。

③ 航空 攻撃	○弾道ミサイルの場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。 ○航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。 ○なお、航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。 ○通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。	攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等避難措置を広範囲に指示する必要がある。その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる生活関連等施設に対する攻撃のおそれがある場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に当該生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。
④ 着上 陸侵 攻	○一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。また、敵国による船舶、戦闘機の集結の状況、わが国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも想定される。 ○着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。 ○主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、危険物施設など、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次災害の発生が想定される。	事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となる。広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終結した後の復旧が重要な課題となる。

2 緊急対処事態

市国民保護計画においては、緊急対処事態として、県国民保護計画において想定されている次の事態を対象とする。

分 類		事 態 例	被 害 の 概 要
(1) 攻撃対象施設等による分類	ア危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	① 可燃性ガス貯蔵施設等の爆破 ② ダムの破壊	① 可燃性ガス貯蔵施設が攻撃を受けた場合は、爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。 ② ダムが破壊された場合には、下流に及ぼす被害は多大となる。
	イ多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態	大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破	爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合の人的被害は多大となる。
(2) 攻撃手段による分類	ア多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	①市街地におけるサリン等化学剤の大量散布 ②水源地に対する毒素等の混入 ③ダーティボム等の爆発による放射能の拡散 ④炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布	① 一般に化学剤は、広範囲に拡散、低迷、滞留し、空気より重いサリン等の神経剤は無色無臭で目に見えず拡散し、被害が短時間で発生する。 ② 生物剤（毒素を含む。）は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。 ③ ダーティボムの爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等である。また、放射能汚染を引き起こし、放射線によって正常な細胞機能が攪乱されると、後年、ガンを発症することもある。
	イ破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態	航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ	主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。爆発、火災等の発生により、住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 市における組織・体制の整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するために、平素から国民保護措置の実施に必要な組織及び体制並びに職員の配置及び服務基準等の整備等について、次のとおり定める。

1 市の各課等における平素の業務

市の各課等は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。

【市の各課における平素の業務】

課 等	平 素 の 業 務
総務課 政策秘書課 財政課 税務課 会計課	・ 国民保護協議会の運営に関すること。 ・ 市国民保護対策本部に関すること。 ・ 避難実施要領のパターン作成に関すること。 ・ 物資及び資材の備蓄等に関すること。 ・ 国民保護措置についての訓練に関すること。 ・ 安否情報の収集体制の整備に関すること。 ・ 住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関すること。 ・ 特殊標章等の交付等に関すること。
市民課 環境課	・ 国民保護措置についての訓練に関すること。 ・ 物資及び資材の備蓄等に関すること。 ・ 廃棄物処理体制の整備に関すること。 ・ 所管施設の安全対策に関すること。
子育て・福祉推進課 福祉総合支援課 介護支援課 健康増進課	・ 国民保護措置についての訓練に関すること。 ・ 福祉関係施設入所者及び在宅避難行動要支援者に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関すること。 ・ 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関すること。 ・ 保育園児の安全確保及び避難体制の整備に関すること。 ・ 医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること。 ・ 所管施設の安全対策に関すること。
観光商工課 農林振興課 建設課	・ 物資及び資材の備蓄等に関すること。 ・ 応急復旧体制の整備に関すること。

勝沼支所 大和支所	・ 応急復旧体制の整備に関すること。 ・ 物資及び資材の備蓄等に関すること。 ・ 住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関すること。 ・ 避難施設の運営体制の整備に関すること。
教育総務課 生涯学習課	・ 避難施設の運営体制の整備に関すること。 ・ 児童・生徒の安全確保及び避難体制の整備に関すること。 ・ 応急教育の確保体制の整備に関すること。
上下水道課 ぶどうの丘	・ 給水体制の整備に関すること。 ・ 所管施設の安全対策に関すること。

※ 国民保護に関する業務の総括、各課等間の調整、企画立案等については、総務課長が行う。

2 市職員の参集基準等

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員を迅速に確保できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確立

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、東山梨消防本部との連携を図りつつ当直等の強化を行うなど、速やかに市長及び国民保護担当である総務課防災危機管理室長、防災危機管理室行政・危機管理担当職員に連絡が取れるよう、24時間即応可能な体制を確保する。

(3) 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

その際、市長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。(第3編第2章別表1、別表2)。

【職員参集基準及び体制の設置判断基準】

庁内体制	参集基準	設置判断基準
①国民保護担当課体制	総務課防災危機管理室職員が参集	全庁での対応は要しないが、情報収集等の対応が必要な場合
②市緊急事態連絡本部体制	原則として、市国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、個別の事態の状況に応じ、その他関係課の職員が参集	① 事態認定後、県を通じて国から警報が発令されたが、市国民保護対策本部設置の通知がない場合 ② その他市長が市緊急事態連絡本部を設置し、全庁での対応が必要と判断した場合
③市国民保護対策本部体制	全職員が本庁又は出先機関等の各自の所属に参集	国から対策本部を設置すべき市の指定の通知を受けた場合

(4) 職員への連絡手段の確保

市対策本部員、初動体制職員及び総務課防災危機管理室行政・危機管理担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

(5) 代替職員の確保

ア 本部長（市長）が登庁困難な場合若しくは登庁に時間を要する場合の職務の代理者は、次のとおりとする。

- ① 副市長 ②教育長 ③総務課長

イ 市対策本部員、初動体制職員及び総務課防災危機管理室行政・危機管理担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

ウ 初動体制職員の代替職員については、当該職員が指名されている所属課において確保しておく。

(6) 参集した職員の服務基準

前記（3）①から③の体制ごとの、参集した職員の行うべき所掌事務は、次のとおりである。

体 制	所 掌 事 務
国民保護担当課体制	1 関係機関との連絡調整、情報収集に関すること。 2 総務課長への報告に関すること。 3 状況により速やかな体制の移行を図ること。
緊急事態連絡本部体制	市国民保護対策本部体制に準じる。
市国民保護対策本部体制	第3編第2章別表3のとおりとする。

(7) 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について定めるよう努める。

- 交代要員の確保その他職員の配置
- 食料、飲料水、燃料等の備蓄
- 自家発電設備の確保
- 仮眠設備等の確保 等

3 消防機関の体制

(1) 消防本部における体制

東山梨消防本部（以下「消防本部」という。）は、市における参集基準等と同様に、消防本部における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定めるものとする。その際、市は、消防本部における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、市は、消防本部における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

4 国民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理できるよう、担当部署を定め、必要な処理体制を確保するよう努める。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

		担当課
損失補償 (法第159条第1項)	応急公用負担に関すること。(法第113条第1項、第5号)	市民課 農林振興課
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1項、第3項、第115条第1項、第123条第1項)	財政課 総務課 税務課
不服申立てに関すること。(法第6条、第175条)		
訴訟に関すること。(法第6条、第175条)		

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、甲州市文書管理規程（平成17年訓令第4号）等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には、保存期間を延長する。

第2 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、県、消防本部、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

この場合において、市は、関係機関と相互に、資料や情報の提供、意見の陳述等の必要な協力を求めるなど連携を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

市は、「避難」、「救援」、「被害の最小化」の個別のテーマに関して関係機関による意見交換

の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。

この場合において、市国民保護協議会の部会を活用するなど、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

2 県との連携

(1) 県の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について、平素から把握しておくとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

資料編 ・ 関係機関連絡先一覧

(2) 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 市国民保護計画の県への協議

市は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 県警察との連携

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

3 近隣市町村との連携

武力攻撃災害が発生した場合には、市域を超える広域的な避難や救援を求めることが予想されるため、次の措置を通じて、近隣市町村との連携を図るものとする。

(1) 近隣市町村との連携

市は、近隣市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握しておくとともに、近隣市町村相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近隣市町村相互間の連携を図る。

資料編 ・ 関係機関連絡先一覧	・ 応援協定等一覧
-----------------	-----------

(2) 消防機関の連携体制の整備

市は、消防本部の活動が円滑に運営されるよう一部事務組合を構成する山梨市と連携し、近隣市町村との応援体制の整備を図る。また、消防機関におけるNBC対応可能な部隊数や資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図るものとする。

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、市域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

資料編 ・ 関係機関連絡先一覧

(2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう、消防機関と連携して、災害拠点病院、医師会等との連絡体制を確認するとともに、平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

資料編 ・ 市内医療機関一覧

・ 災害拠点病院・災害支援病院一覧

(3) 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の構築に努める。

また、市は、市内事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

資料編 ・ 応援協定等一覧

5 自主防災組織に対する支援

武力攻撃災害が発生した場合には、被害の防止や軽減を迅速かつ効果的に実施されるよう、地域住民で組織する自主防災組織の役割は重要となる。

このため、市は、自主防災組織及び自治会のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び市等との間の連携を図られるよう配慮する。

また、自主防災組織等が行う訓練の実施を促進すると共に、消火、救助、救援等のための資機材等の充実を図る。

6 ボランティア団体等に対する支援

地震など大規模な自然災害が発生した場合において、ボランティアによる活動が大きな役割を果たすことが明らかとされた。これは、武力攻撃災害の発生した場合においても同様の役割が期待される。

このため、市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社山梨県支部、市社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備に努める。

第3 通信の確保

市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、通信の確保が重要であることから、非常通信体制の整備等について、以下のとおり定める。

1 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、自然災害に対応した非常通信体制を基本とし、より一層の充

実、整備に努めるとともに、非常時における通信の円滑な運用、確保を図ること等を目的として、関係省庁や地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

2 非常通信体制の確保にあたっての留意事項

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実にを行うため、情報伝達ルートが多ルート化（緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、電話、FAX、防災行政無線、防災情報システム等）や停電等に備えて非常用電源の整備、確保等を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

また、非常通信体制の確保にあたっては、甲州市地域防災計画等で定めた通信手段を活用するとともに、次に事項に十分留意し、その運営、管理、整備等を行う。

(1) 施設・設備等

ア 情報通信手段の施設、整備の取扱いについて、マニュアル等の整備により非常通信の取扱いや機器の操作の習熟等を含めた管理、運用体制の構築を図る。

イ 武力攻撃災害により被害が発生した場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連装置の二重化等の障害発生時に対応する情報収集手段の整備に努める。

ウ 武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な通信設備の全体を定期的に整備、点検する。

エ 無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。

(2) 運用面

ア 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信の輻輳及び途絶を想定した、非常用電源を用いた関係機関との実践的な通信訓練を定期的の実施する。

イ 通信訓練を行うにあたっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。

ウ 指定公共機関である電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。

エ 高齢者、障害者、外国人その他の情報伝達に際し特に配慮を要する者及びその他通常の手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう検討を行い、体制の整備を図る。

オ 夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。

カ 無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。

キ 担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、担当職員が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。

3 電気通信設備の優先使用

市は、国民保護措置に関する情報伝達で最優先に確保すべき通話について、一般加入電話又は、携帯電話を電気通信事業者の承諾を得て災害時優先電話として利用する。

また、各機関は、緊急の度合いにより、非常扱い電話（電報）及び緊急扱い通話（電報）を利用する。

第4 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対し、これらの情報提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、特に、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

(3) 関係機関における活用のための整備

市は、国民保護措置を円滑に行うために必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関で相互に利用できるよう、情報セキュリティ等に留意しながらデータベース化等に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の内容の通知があった場合における住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。

この場合において、民生委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する警報等の伝達に配慮する。

(2) 防災行政無線の整備

市では、防災行政無線（同報系）が整備されているため、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に当たっては、これを有効に活用する。

(3) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の整備

市は、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、住民に迅速かつ確実に伝達するため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を整備する。

(4) 県警察との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。

(5) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(6) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の内容の通知を受けたときに、市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して定める。

(7) 民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取り組みを推進する。

その際、先進的な事業者の取り組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類、収集及び報告の様式

市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報として、次に掲げる情報について武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び第2号の安否情報報告書の様式により収集し、安否情報システムを用いて県に報告する。

ただし、やむを得ない場合は、市長が適当と認める方法によることができる。

【収集・報告すべき情報】

ア 避難住民（負傷した住民も同様）

- ① 氏名
- ② フリガナ
- ③ 出生の年月日
- ④ 男女の別
- ⑤ 住所
- ⑥ 国籍
- ⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
- ⑧ 負傷（疾病）の該当
- ⑨ 負傷又は疾病の状況
- ⑩ 現在の住所
- ⑪ 連絡先その他必要情報
- ⑫ 親族・同居者への回答の希望
- ⑬ 知人への回答の希望
- ⑭ 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意

イ 死亡住民

(上記①～⑦に加えて)

- ⑮ 死亡の日時、場所及び状況
- ⑯ 遺体が安置されている場所
- ⑰ 連絡先その他必要情報
- ⑱ ①～⑦、⑮～⑰の親族・同居者・知人以外の者への回答の同意

資料編 ・ 安否情報関係様式 様式第 1 号 安否情報収集様式（避難住民・負傷住民） 様式第 2 号 安否情報収集様式（死亡住民） 様式第 3 号 安否情報報告書

(2) 安否情報収集のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に整理、「安否情報システム」や既存の方法等で報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めておくとともに、職員に対し必要な研修・訓練を行う。また、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

(4) 避難誘導時の情報収集

市は、安否情報の基礎情報となる、避難地区における避難住民の人数、状況等の情報収集について、集合場所、避難手段等における収集方法等をあらかじめ定めておく。

(5) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握しておく。

また、市対策本部への報告が円滑に行われるよう、あらかじめ安否情報の報告先等を避難施設の管理者に周知するとともに、安否情報省令第 2 条に規定する様式第 3 号「安否情報報告書」の周知を図る。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報~~を~~収集、整理~~し、~~知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

資料編 ・ 被災情報の報告様式

(2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう、研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

第5 研修及び訓練

市職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。

このため、市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、県市町村職員研修所、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行う。研修に際しては、国が作成するビデオ教材やeラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

(3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、消防本部の職員に依頼するほか、県、自衛隊及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど、外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練

(1) 市における訓練の実施

市は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなど、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ① 市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練
- ② 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ③ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

- ① 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。

- ② 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、自治会の協力を求めるとともに、特に高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ③ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- ④ 市は、自治会、自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- ⑤ 市は、県と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- ⑥ 市は、避難訓練を実施する際には、道路管理者及び県警察と連携して、交通規制等の実施を訓練に組み入れるなど、実践的な訓練となるよう留意する。

第2章 避難及び救援に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。）。

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、市の地図、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

【市対策本部において集約・整理することを想定している資料】

- 市の地図
（市対策本部員が同一の地図を共有できるよう、卓上に広げることが可能な大きさの地図）
- 住宅地図
（市の人口分布、世帯数）
- 市域内の道路網のリスト
（避難経路として想定される高速道路、国道、県道、市道等の幹線道路のリスト）
- 輸送力のリスト
（①鉄道、バス等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ ②鉄道網やバス網、保有車両のリスト）
- 避難施設のリスト
（避難住民の収容能力や屋内外の別、仮設住宅用地に関するリスト）
- 備蓄物資、調達可能物資のリスト
（備蓄物資の所在地、数量、市域内の主要な民間事業者のリスト）
- 生活関連等施設等のリスト
（避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの）
- 関係機関（国、県、民間事業者等）の連絡先一覧、協定
- 自治会、自主防災組織等の連絡先等一覧
（代表者及びその代理の者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等）
- 消防機関のリスト
（①消防本部・塩山消防署の所在地等の一覧、消防団長の連絡先 ②消防機関の装備資機材のリスト）
- 避難行動要支援者名簿

資料編 ・ 関係機関連絡先一覧
・ 指定避難施設一覧

(2) 近隣市町村との連携の確保

市は、市の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、近隣市町村と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 高齢者、障害者等避難行動要支援者への配慮

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児等自ら避難することが困難な者（以下「避難行動要支援者」という。）の避難について、自然災害時への対応として作成している避難行動要支援者名簿を活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、防災・福祉関係部局を中心とした横断的な「避難行動要支援者支援班」を迅速に設置できるよう、連携・協力体制の構築を推進する。

【避難行動要支援者名簿について】

武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、避難行動要支援者への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時における取組みとして行われる避難行動要支援者名簿を活用することが重要である（「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）参照）。

避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法第49条の10において作成を義務付けられており、避難行動要支援者の氏名や生年月日、住所、避難支援等を必要とする事由等を記載又は記録するものとされている。

また、災害発生時には避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、市は避難行動要支援者名簿の名簿情報について、地域防災計画の定めるところにより、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者（避難支援等関係者）に提供することが求められている。

(4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

(5) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

(6) 避難住民の誘導における関係機関との連携・協力

武力攻撃事態等における避難は、市の区域を越え、更には県域をも越えるような広域的な避難となることが想定されるため、関係機関と連携を図り、避難住民の誘導に協力を求める。

ア 消防吏員による避難住民の誘導

市長は、東山梨行政事務組合の管理者に対し、避難住民の誘導の協力を求める。

イ 警察官等による避難住民の誘導

市長は、警察署長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対し、避難住民の誘導を行うよう要請する。

また、市は、あらかじめ警察署長等への要請を行うための連絡先を把握しておく。

2 避難実施要領のパターンの作成

市長は、知事の避難指示に示されない詳細な避難住民の誘導に関する事項等を定めた避難実施要領を直ちに策定しなければならない。

このため、県、県警察等の関係機関と緊密な意見交換を行いつつ、総務大臣（消防庁）が作成するマニュアルを参考に、あらかじめ基本となる複数（管轄内避難、管轄外避難、県外避難等）の避

難実施要領のパターンを次の類型に基づいて、市内での想定度が高い類型を中心に作成する。

この場合において、災害時要援護者の避難の方法等について配慮する。

また、市長は、避難実施要領の内容を住民及び関係団体等に的確かつ迅速に伝達するため、あらかじめ伝達方法等を定めておく。

【避難実施要領に定める事項】

- ① 避難の経路（使用する道路の決定）
- ② 避難の手段（徒歩、バス、鉄道等）
- ③ その他避難の方法（集合場所、集合時間、集合方法等）
- ④ 避難住民の誘導方法（誘導員同士の連絡方法、関係機関等の調整方法）
- ⑤ 避難住民の誘導に関する職員の配置方法（警察署長等への要請手順等）
- ⑥ その他避難住民の誘導に関する事項
- ⑦ その他避難の実施に関する必要事項
（避難施設の名称、所在、連絡先、避難地域の情報、携行品、服装、追加情報の通知方法、一時的食料の給与方法）
- ⑧ 避難行動要支援者の把握（民生委員、自治会等と連携した高齢者、障害者、外国人等の現況把握）
- ⑨ 避難における自家用車の使用禁止の明記

	類 型	避 難 の 態 様
武力攻撃事態	地上部隊と航空機による着上陸攻撃	・ 広域避難となる。（市内外、県外避難）
	ゲリラや特殊部隊による攻撃	・ 初動時は屋内避難 ・ 事態把握後は、その状況に応じた安全な地域への避難
	弾道ミサイル攻撃 ・ 通常弾頭 ・ 核弾頭 ・ 生物剤弾頭 ・ 化学物質弾頭	
	航空機による攻撃	
緊急対処事態	危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	・ 危険地域からの避難 （市内の指定施設への避難）
	多数の人が集まる施設及び大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態 ・ 大規模集客施設、ターミナル駅 ・ 鉄道の爆破等	・ 危険地域からの避難 （市内の指定施設への避難）
	多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態 ・ 放射性物質を混入した爆弾等の爆発による放射能の拡散 ・ 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布 ・ 市街地におけるサリン等の大量散布 ・ 水源地に対する毒素等の混入	・ 危険地域からの避難 （市内の指定施設への避難） （風向、二次感染の防止措置等を考慮する。）

3 救援に関する基本的事項

(1) 県との調整

市は、県から救援の一部の事務を市において行うこととされた場合、また市が県の行う救援を補助する場合にかんがみて、市の行う救援の活動内容や県との役割分担等について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整しておく。

(2) 基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

(3) 市長が実施する救援

市長は、知事との調整の結果、市長が行うこととされた救援に関する措置の実施に必要な事項について定めておく。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、県と連携して市内における運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、武力攻撃事態等における住民の避難について主体的な役割を担うことから、自ら市内における住民の避難及び緊急物資の運送に関する輸送体制を整備するとともに、県と連携して市内の輸送力、輸送施設に関する情報を把握するものとする。

【輸送力確保のための情報】

○ 輸送力に関する情報

- ① 保有車輛等（鉄道、定期・路線バス等）の数、定員
- ② 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法 など

○ 輸送施設に関する情報

- ① 道路（路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など）
- ② 鉄道（路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など）

地上輸送がすべて不可能な場合又は航空輸送が効果的な場合は、県消防防災ヘリコプター、県警察本部のヘリコプターの出動要請、又は県を通じて自衛隊のヘリコプターの派遣要請を行うことができる。したがって、この場合の、要請手順、方法、受援体制等を定めておく。

資料編 ・ 飛行場外離着陸場等一覧
・ ヘリコプター主要発着場一覧
・ 山梨県消防防災ヘリコプター応援協定

(2) 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する市の区域に係る運送経路の情報を共有する。

5 避難施設の指定への協力

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど県に協力する。

市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有すると

もに、県と連携して住民に対して避難施設の場所等の周知徹底に努める。

資料編 ・ 指定避難施設一覧

6 避難地区に関する情報の整備等

市は、避難が円滑に実施されるようあらかじめ避難地区（地理的、行政区画、自治会等の単位）を設定するとともに、その単位となる区域（以下「避難地区」という。）ごとの情報を収集し、常に最新の情報を備えるよう努める。

【避難地区に関する情報】

- ① 避難地区の名称
- ② 避難地区の所在地
- ③ 避難地区の世帯数及び人員数
- ④ 避難地区の「避難行動要支援者」の人員数、住所、避難誘導の責任者及び要支援の内容

7 避難行動要支援者の把握等

市は、避難行動要支援者の避難を円滑に行うため、自治会、民生委員、自主防災組織等の地域住民の協力を得ながら、日頃からこれらの者とのつながりを保ち現況把握等に努める。併せて、これらの者が滞在している施設の管理者に対して、火災や地震等への対応に準じて避難誘導を適切に行うため必要となる措置の実施に努めるよう要請する。

8 避難住民の受入体制

市は、本県の地理的条件等から国の対策本部長の県域を越える避難措置の指示を受けることを想定し、受入体制の整備に努める。

受入体制に必要な整備

- ① 収容施設の供与
- ② 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給（備蓄物資の対応）
- ③ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与（備蓄物資の対応）
- ④ 埋葬及び火葬
- ⑤ 学用品の給与（備蓄物資の対応）

第3章 生活関連等施設の把握等

武力攻撃事態等においては、国民生活に関連を有する施設や危険物質等の取扱施設等について、安全の確保に特別に配慮を行うため、これらの施設の管理者に対する安全確保の留意点の周知等について、次のとおり定める。

1 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握等

市は、消防本部と連携を図りながら、市域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡態勢を整備する。

また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

【施設の種類及び所管省庁】

国民保護法 施行令	各号	施設の種類	所管省庁名	所管県 担当部局
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省	防災局、企業局
	2号	ガス工作物	経済産業省	防災局
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省	福祉保健部
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省	防災局
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省	防災局
	6号	放送用無線設備	総務省	防災局
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省	なし
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省	なし
	9号	ダム	国土交通省、農林水産省	県土整備部、農政部
第28条	1号	危険物	総務省消防庁	防災局
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省	福祉保健部
	3号	火薬類	経済産業省	防災局
	4号	高压ガス	経済産業省	防災局
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	文部科学省、経済産業省	環境・エネルギー部
	6号	核原料物質	文部科学省、経済産業省	環境・エネルギー部
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	文部科学省	環境・エネルギー部
	8号	毒劇薬	厚生労働省、農林水産省	福祉保健部
	9号	電気工作物内の高压ガス	経済産業省	防災局
	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）	防災局
	11号	毒性物質	経済産業省	防災局、県警察

(2) 市が管理する公共施設等における警戒

市は、その管理に係る公共施設、公共交通機関等について、特に情勢が緊迫している場合等

において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、県警察との連携を図る。

2 応急仮設住宅等の供給体制の整備

市は、県と連携し、平素から応急仮設住宅の建設予定地や市営住宅の空室状況を把握し、被災者に優先的に住宅を貸与するための基準を策定する。

資料編 ・ 応急仮設住宅建設予定地

第4章 物資及び資材の備蓄、整備

市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

1 市における備蓄

(1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、原則として共有可能な物資は防災備蓄物資を活用することとし、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材については備蓄し、又は小売事業者等と調達に関する協定を締結するなど調達体制の整備に努める。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

【国民保護措置のために特に必要な物資及び資材の例】

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具 など

(3) 県との連携

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、平素からその管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の機能の確保

市は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

第5章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要がある。

このため、国民保護の意義や仕組みについて、広く住民の理解が深まるよう、あらゆる機会を通じ説明を行うことが重要であることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

市は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、CATV、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施に努める。また、避難行動要支援者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。その際、防災の取組を含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民への浸透を図る。

(2) 防災に関する啓発との連携

市は、防災講演会など自然災害に関する啓発事業との連携を図るとともに、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

(3) 学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び安全対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の施設管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、市は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料（内閣官房作成の「武力攻撃やテロなどから身を守るために」など）を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努める。

なお、市は、日本赤十字社、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生し、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられるため、政府による武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、市は、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となる。

このため、市は、速やかに緊急事態に対処できる体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことが極めて重要となることから、市の初動体制について、以下のとおり定める。

1 事態認定前における緊急事態連絡室の設置及び初動措置

(1) 緊急事態連絡本部の設置

ア 市長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに、県、県警察及び消防本部に連絡を行うとともに、市としての確かつ迅速に対処するため、緊急事態連絡本部を設置する。緊急事態連絡室は、市対策本部員のうち、国民保護担当部課長など、事案発生時の対処に不可欠な少人数の要員により構成する。

イ 緊急事態連絡本部の設置及び廃止基準

(ア) 設置基準

- ① 県を通じて国の対策本部長から、警報が発令された場合
- ② その他市長が緊急事態連絡本部を設置することが必要と認めた場合

(イ) 廃止基準

- ① 警報が解除された場合
- ② 市対策本部の設置が指定された場合
- ③ その他市長が緊急事態連絡本部を廃止することが適当と認めた場合

ウ 緊急事態連絡本部は、甲州市役所本庁舎2階第一会議室に設置する。

(2) 緊急事態連絡本部の組織構成等

ア 緊急事態連絡本部の本部長は、市長をもって充て、緊急事態連絡本部の事務を総括し、職員を指揮する。

イ 緊急事態連絡本部の副本部長は、副市長・教育長をもって充て、本部長を補佐する。

ウ 緊急事態連絡本部の本部長は、消防団長、全課（支所）長をもって充てる。

エ 緊急事態連絡本部の本部長は、情報収集、分析や連絡調整等に関する、次の事項を協議するため、必要に応じて会議を招集する。

- ① 事案の状況把握と対処

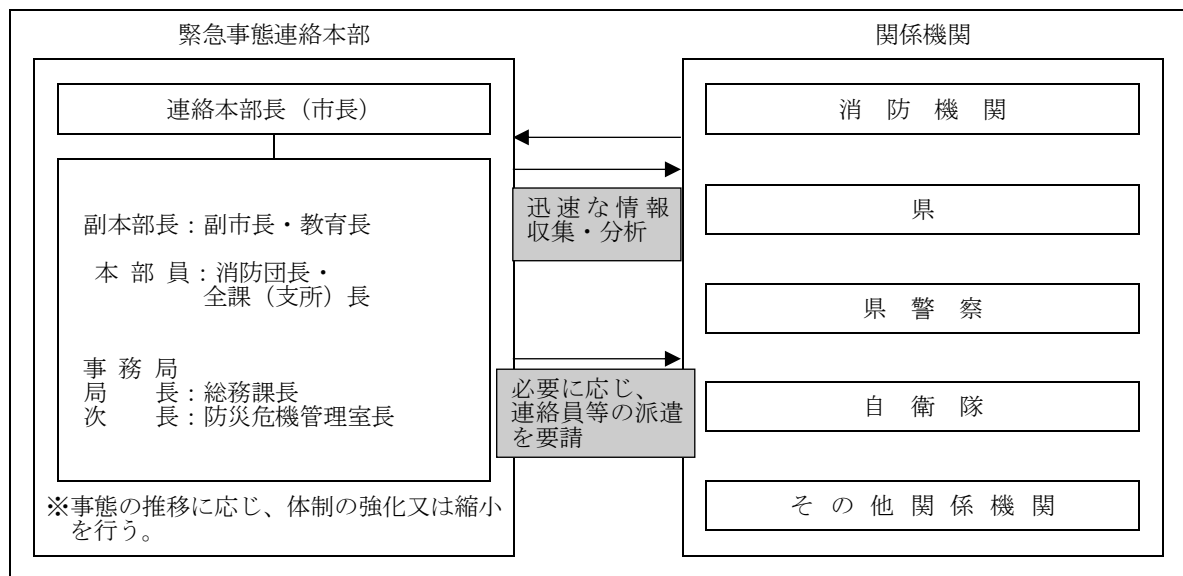
- ② 関係部局間の相互調整
- ③ 関係機関との連携調整
- ④ その他必要な事項

オ 緊急事態連絡本部に、本部の事務を処理するため、総務課長を局長とし、防災危機管理室長を次長とする事務局を置き、局員は、防災危機管理室行政・危機管理担当の職員をもって構成する。

カ 緊急事態連絡本部は、消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、緊急事態連絡本部を設置した旨について、県に連絡を行う。

この場合、緊急事態連絡本部は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。

〈市緊急事態連絡本部の構成等〉



※住民からの通報、県からの連絡その他の情報により、市職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を市長及び幹部職員等に報告する。

消防本部においても、通報を受けた場合の情報伝達の体制を確立するものとする。

(2) 初動措置の確保

市は、緊急事態連絡本部において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

市は、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

また、政府による事態認定がなされ、市に対し、市対策本部の設置の指定がない場合においては、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。

(3) 関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の

市町村等に対し支援を要請する。

2 対策本部に移行する場合の調整

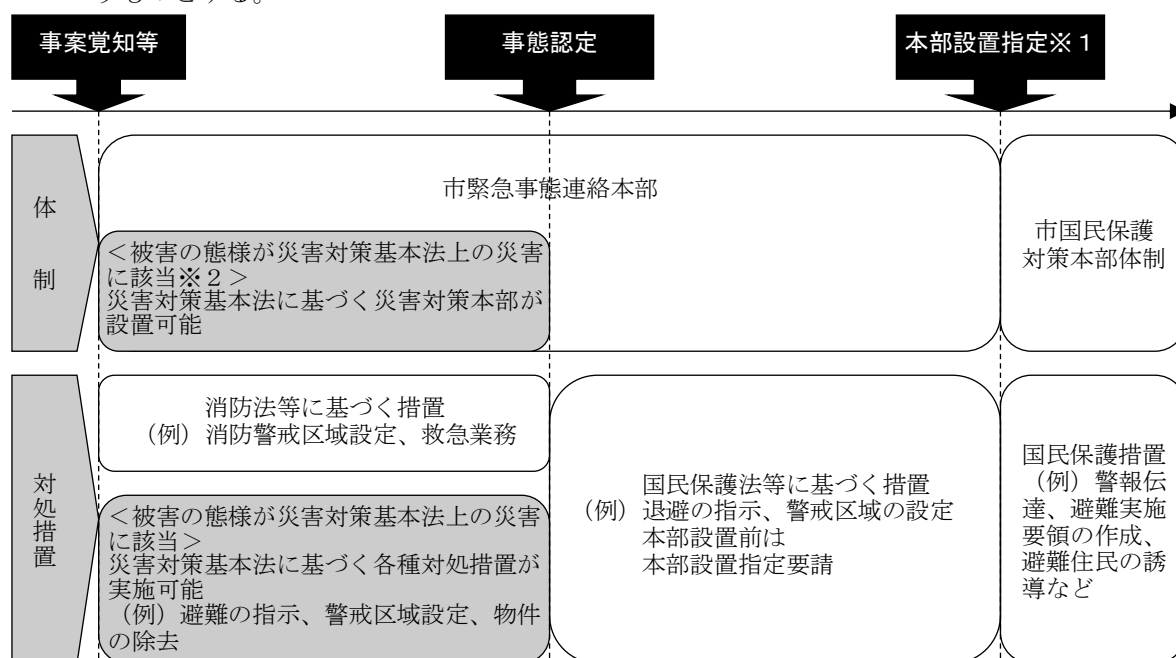
(1) 国から市対策本部を設置すべき通知があった場合

市が、緊急事態連絡室を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合、市長は、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、緊急事態連絡本部は廃止する。

(2) 災害対策本部を設置して対処していた場合

災害対策基本法は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態に対処することを想定した法律ではない。このため、災害対策基本法に基づき、災害対策本部を設置して対処していた場合において、その後、政府において事態認定が行われ、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合には、直ちに市対策本部を設置し、災害対策本部を廃止する。また、市対策本部長は、市対策本部に移行した旨を市関係部課室に対し周知徹底する。

市対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。



※1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる。

※2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災・爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故等とされている。

3 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

市は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが市に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、国民保護担当課体制を立ち上げ、又

は、緊急事態連絡本部を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、市の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう、必要に応じ全庁的な体制を構築する。

【消防庁における体制】

消防庁においては、武力攻撃等の兆候に関する情報を入手した場合においては、官邸危機管理センターの対応状況も踏まえ、消防庁情報連絡室を設置するとともに、県に対し連絡することとされている。また、発生した災害の状況が不明であり、武力攻撃等の生起の可能性が高いと判断される場合等には、緊急事態連絡室を設置するとともに、県に連絡することとしている。

第2章 市対策本部の設置等

市は、武力攻撃事態等において、国から市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受けた場合に、市対策本部を迅速に設置するための手順や市対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

1 市対策本部の設置

(1) 市対策本部の設置の手順

市対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

ア 市対策本部を設置すべき市の指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

イ 市長による市対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する。既に市緊急事態連絡本部を設置していた場合は、市対策本部に切り替える。

ウ 市対策本部員及び市対策本部職員の参集

市対策本部担当者（総務課防災危機管理室担当職員）は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、庁内放送・電話、また休日等においては緊急連絡網等を活用し、市対策本部に参集するよう連絡する。

職員は、あらかじめ定められている所定の場所に、直ちに参集するものとする。ただし、交通機関の途絶等により参集できない場合は、最寄りの支所又は公共施設に参集した上で、各自の所属長に連絡して指示を受けるものとする。

また、各課連絡責任者は、速やかに職員の参集状況を把握し、総務課に報告する。

エ 市対策本部の開設

市対策本部担当者（総務課防災危機管理室担当職員）は、市本庁舎2階第一会議室に設置するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する（特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認する）。

市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡するほか、県に対しても報告するものとする。

【想定される主な通信機器】

- ① 防災行政無線
- ② 地域衛星通信ネットワーク（通信衛星を利用して、消防庁、県、市町村等関係機関相互を結ぶ通信網）
- ③ 市庁内LAN（本庁舎、支所等を結ぶネットワーク）
- ④ 電話、FAX
- ⑤ 緊急情報ネットワークシステム（Em-net）
- ⑥ 全国瞬時警報システム（J-ALERT）

オ 市対策本部を設置した場合には、直ちに次に掲げる機関に通知するとともに、住民に対し

てCATV、防災行政無線、市ホームページ等を通じて公表する。

(ア) 消防本部、消防団

(イ) 日下部警察署

(ウ) 関係指定公共機関及び指定地方公共機関

(エ) 近隣市町村

(オ) その他関係機関

カ 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

キ 本部の代替機能の確保

市は、市対策本部が被災した場合等市対策本部を市庁舎内に設置できない場合に備え、市対策本部の予備施設を次のとおり指定する。

また、市区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

〈対策本部予備施設〉

施設名	所在地	電話番号	FAX番号
甲州市勝沼防災センター	甲州市勝沼町勝沼756番地1	0553-44-1111	0553-44-0001

(2) 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等

市長は、市が市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

(3) 市対策本部の組織構成及び業務分掌

ア 市対策本部の本部長（以下「市対策本部長」という。）は、市長をもって充て、市対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

市対策本部長に事故等があり不在の場合には、副市長、教育長の順位で、その職務を代理する。

イ 市対策本部の副本部長は、副市長・教育長をもって充て、市対策本部長を補佐する。

副本部長が欠けた場合には、総務課長が、その職務を代理する。

ウ 市対策本部の本部員は、消防団長、全課（支所）長をもって充てる。

エ 市対策本部に、市対策本部長、副本部長、本部員で構成する本部員会議を置く。

オ 市対策本部長は、国民保護措置に関し必要に応じ、本部員会議を招集し、次の事項について協議、報告する。

本部員会議における主な協議事項

- ① 市対策本部の実施すべき国民保護措置に関する事項
- ② 市対策本部内の各部の相互調整に関する事項
- ③ 県、他市町村、指定公共機関等関係機関との連絡及び各種要請に関する事項
- ④ 被災状況及び国民保護措置実施状況の情報収集、分析に関する事項
- ⑤ その他国民保護措置に関する重要な事項

(4) 市対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市対策本部における広報広聴体制を整備する。

ア 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」は、政策秘書課長をもって充てる。

イ 広報手段

広報誌、防災行政無線、CATV放送、広報車、記者会見、問い合わせ窓口の開設、市ホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備する。

広報時の留意事項

- ① 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応すること。
- ② 市対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、市長自ら記者会見を行うこと。
- ③ 県と連携した広報体制を構築すること。

(5) 市現地対策本部の設置

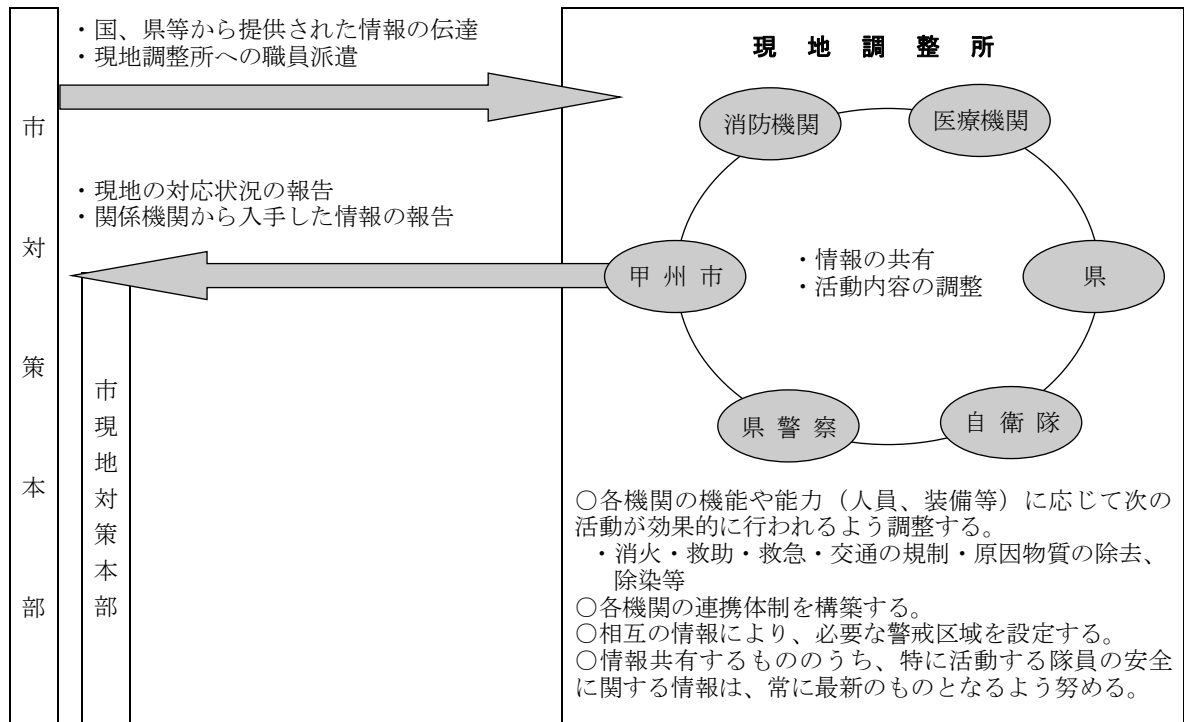
市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため、現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

(6) 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、消防機関、県警察、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、（又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、）関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

現地調整所の組織編成（例）



【現地調整所の性格について】

- ① 現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものである（例えば、典型的な場面として、避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関して、関係機関による連携した活動が行われるように現地調整所で調整を行うことが考えられる。）。
- ② 現地調整所は、事態発生の現場において現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置するのが一般である。
- ③ 現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は随時に会合を開くことで、連携の強化を図ることが必要である。

現地調整所の設置により、市は、消防機関による消火活動及び救助・救急活動の実施及び退避の指示、警戒区域の設定等の権限行使を行う際に、その判断に資する情報収集を行うことにより、現場での関係機関全体の活動を踏まえた国民保護措置の実施や権限を行使することが可能となる。また、現地調整所における最新の情報について、各現場で活動する職員で共有させ、その活動上の安全の確保に生かすことが可能となる。

- ④ 現地調整所については、必要と判断した場合には、市における国民保護措置を総合的に推進する役割を担う市が積極的に設置することが必要であるが、他の対処に当たる機関が既に設置している場合には、市の職員を積極的に参画させる（このため、現場に先着した関係機関が先に設置することもあり得るが、その場合においても、市は、関係機関による連携が円滑に行われるよう、主体的に調整に当たる。）。

（注） 現地調整所で調整する関係機関のメンバーをあらかじめ定めることは困難であるが、市は、国民保護協議会や訓練を通じて、その運用の手順等について、意見交換を行うことが重要である。

(7) 市対策本部長の権限

市対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、国民保護法第29条の規定に基づき次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

ア 市域内の国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

イ 県対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

ウ 情報の提供の求め

市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、県対策本部長に対し、必要な情報の提供を求める。

エ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

オ 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(8) 市対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

(9) 市がその事務の全部又は一部の執行不能時

武力攻撃災害の発生により、市がその全部又は一部を行うことができなくなったときは、市長が実施すべき国民保護措置の全部又は一部を市長に代わって知事が実施することとされている。

2 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、衛星携帯電話、移動系市防災行政無線等の移動系通信回線、若しくはインターネット、L GWAN（総合行政ネットワーク）、同報系無線、地域防災無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

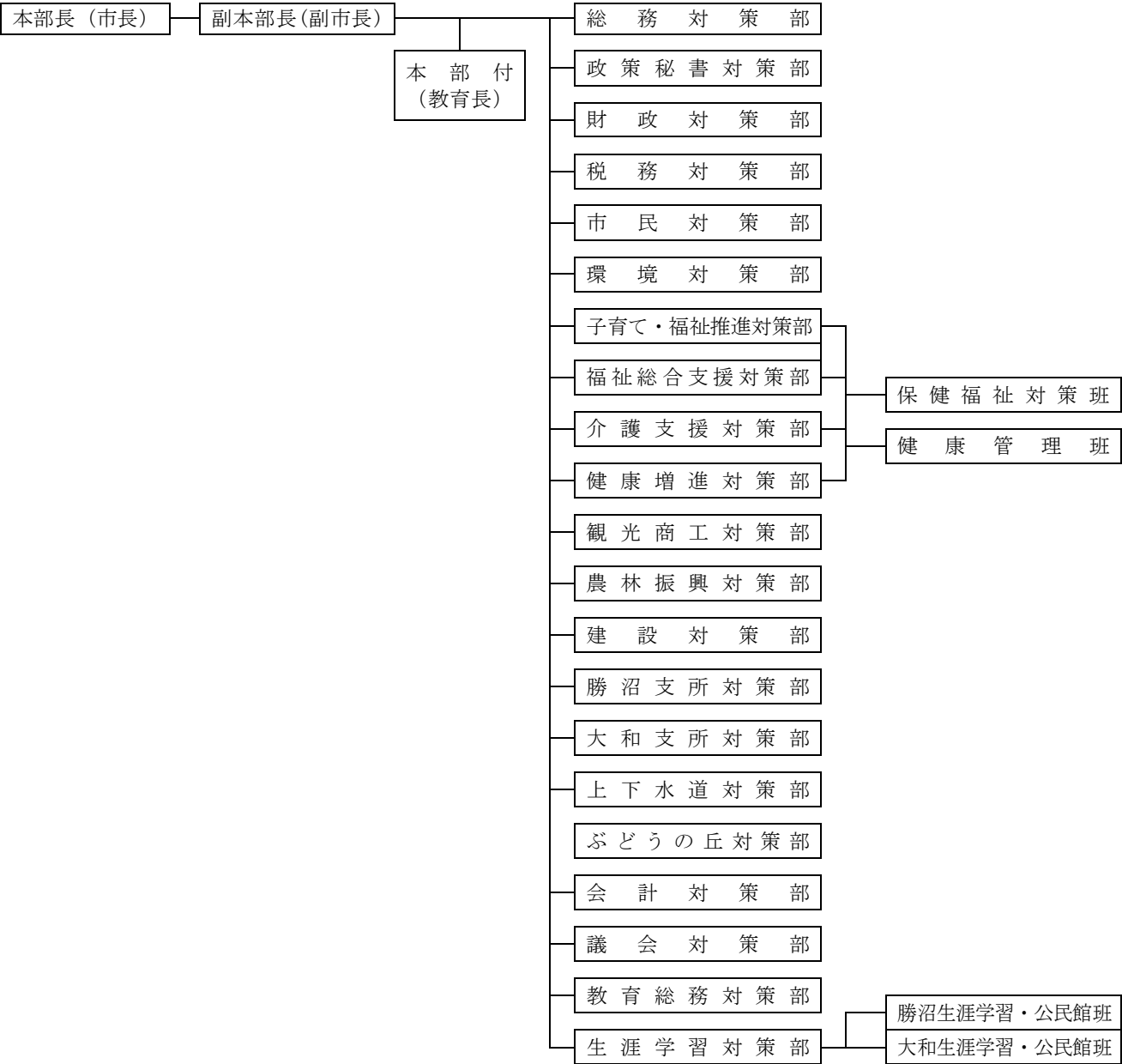
(2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

別表 1 市対策本部組織構成



別表２ 市対策本部長の補佐機能の編成

総務課、政策秘書課秘書・広聴広報担当職員をもって充てる。

班	機 能
統 括 班	1 市対策本部会議の運営に関する事項 2 情報通信班が収集した情報を踏まえた市対策本部長の重要な意思決定に係る補佐 3 市対策本部長が決定した方針に基づく各班に対する具体的な指示
対 策 班	1 市が行う国民保護措置に関する調整 2 他の市町村に対する応援の求め、県への緊急消防援助隊の派遣要請及び受入等広域応援に関する事項 3 県を通じた指定行政機関の長等への措置要請、自衛隊の部隊等の派遣要請に関する事項
情報通信班	1 以下の情報に関する国、県、他の市町村等関係機関からの情報収集、整理及び集約 ○被災情報 ○避難や救援の実施状況 ○災害への対応状況 ○安否情報 ○その他統括班等から収集を依頼された情報 2 市対策本部の活動状況や実施した国民保護措置等の記録 3 通信回線や通信機器の確保
広 報 班	1 被災状況や市対策本部における活動内容の公表、報道機関との連絡調整、記者会見等対外的な広報活動
庶 務 班	1 市対策本部員や市対策本部職員のローテーション管理 2 市対策本部員の食料の調達等庶務に関する事項

別表 3 市対策本部業務分掌

部 (課長)	構成担当班 (班長)	業 務 分 掌
総務対策部 (総務課長)	行政・危機管理班 文書・法制班 人事・研修班 デジタル推進班	1 国民保護対策本部等に関すること。 2 住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の通知に関すること。 3 住民に対する避難、退避の指示に関すること。 4 避難実施要領の策定に関すること。 5 住民の避難誘導に関すること。 6 安否情報の収集に関すること。 7 被災情報の取りまとめに関すること。 8 火災・災害等即報要領に基づく県及び消防庁への報告に関すること。 9 職員の動員、派遣、受入れ、あっせんに関すること。 10 消防機関との連絡調整に関すること。 11 自衛隊の派遣要請に関すること。 12 ガス、電気及び通信事業者との連絡調整に関すること。 13 職員の服務、手当に関すること。 14 職員の安否、補償に関すること。 15 職員の健康、食事に関すること。 16 国民の権利利益救済に係る文書保存に関すること。 17 政府調査団等の被災視察に関すること。 18 通信の確保に関すること。 19 情報システム及びデータ等の保守、管理に関すること。
政策秘書対策部 (政策秘書課長)	政策調整班 秘書・広聴広報班 地域未来戦略班	1 県への要望事項の取りまとめに関すること。 2 公共交通機関の運行状況の把握及び利用者への情報提供に関すること。 3 避難住民の運送に係る鉄道及びバス事業者との連絡調整に関すること。 4 特殊標章等（赤十字標章を除く。）の交付に関すること。 5 国民保護に係る広報に関すること。 6 報道機関との連絡調整、放送の要請に関すること。
財政対策部長 (財政課長)	財政班 管財契約班 営繕管理班	1 国民保護措置関係予算に関すること。 2 庁舎、公有財産の被害状況把握及び応急対策に関すること。 3 公用車の管理、運用に関すること。 4 緊急物資輸送車両の確保、連絡調整に関すること。 5 避難住民の運送に係る庁用バスの運行に関すること。
税務対策部 (税務課長)	市民税班 資産税班 収納班	1 税の減免、徴収猶予に関すること。 2 税務対策部への応援に関すること。

市民対策部 (市民課長)	住民記録・戸籍班 国保・年金班 市民協働推進班	1 来庁者の安全確保及び避難誘導に関すること。 2 生活関連物資の需給調整に関すること。 3 被災外国人の支援に関すること。 4 避難住民等の救援に関すること。 5 埋葬及び火葬に関すること。 6 避難物資等の備蓄、整備、点検に関すること。 7 義援物資に関すること。 8 人権擁護に関すること。
環境対策部 (環境課長)	環境対策班 ごみ減量・リサイクル推進班	1 化学剤等による汚染拡大防止に関すること。 2 被災時における動物愛護に関すること。 3 土壌の監視、保全に関すること。 4 廃棄物の処理に関すること。 5 入浴及びトイレ施設の確保に関すること。 6 所管施設の被害状況把握及び応急対策に関すること。 7 施設利用者の安全確保及び避難誘導に関すること。 8 防疫用薬剤の確保、調達及び防疫の実施に関すること。
子育て・福祉推進対策部 (子育て・福祉推進課長)	子育て福祉班 福祉推進班 障害福祉班 生活福祉班	1 保育所園児の安全確保及び保護者への引渡に関すること。 2 保育所、児童館等所管施設の被害状況把握及び応急対策に関すること。 3 福祉関連施設の被害状況把握及び応急対策に関すること。 4 施設利用者の安全確保及び避難誘導に関すること。 5 災害ボランティア活動の支援に関すること。
福祉総合支援対策部	相談支援班 地域福祉班 重層的支援班	1 避難行動要支援者の安全確保及び支援体制に関すること。 2 赤十字標章等の申請に関すること。
介護支援対策部長 (介護支援課長)	介護保険班 介護予防・高齢者支援班 高齢者支援班 地域包括支援班	1 高齢者等者の安全確保及び支援体制に関すること。 2 介護関連施設の被害状況把握及び応急対策に関すること。 3 施設利用者の安全確保及び避難誘導に関すること。
健康増進対策部 (健康増進課長)	健康づくり班 医療対策班	1 医療実施の要請、医療救護班の調整に関すること。 2 医薬品、医療資機材の確保、供給に関すること。 3 医療、保健関連施設の被害状況把握及び応急対策に関すること。 4 妊婦・乳幼児等避難行動要支援者の安全確保及び支援体制に関すること。 5 施設利用者の安全確保及び避難誘導に関すること。 6 食品衛生及び保健衛生に関すること。 7 感染症の予防に関すること。 8 健康相談に関すること。 9 劇薬物等の安全確保に関すること。 10 大藤診療所、勝沼病院の被害状況把握及び応急対策に関すること。 11 健康増進対策部への応援に関すること。

観光商工対策部 (観光商工課長)	企画・交流担当 施設管理班 商工振興班	1 観光客に対する情報提供に関すること。 2 観光施設の被害状況把握及び応急対策に関すること。 3 観光客の安全確保及び避難誘導に関すること。 4 滞留旅客・帰宅困難者の誘導、交通手段の確保に関すること。
農林振興対策部 (農林振興課長)	果樹農林班 農地班 農林土木班	1 食料等の調達に関すること。 2 生活必需物資の調達に関すること。 3 農業団体との連絡調整に関すること。 4 家畜の防疫対策に関すること。 5 農畜産関連施設の被害状況把握及び応急対策に関すること。 6 被災農業者に対する融資に関すること。 7 被災事業所に対する融資に関すること。 8 商工業関係の被害状況把握及び応急対策に関すること。 9 農道・農業用水路の被害状況把握及び応急対策に関すること。 10 農林業施設・農地の被害状況把握及び応急対策に関すること
建設対策部 (建設課長)	道路・河川管理班 道路整備・公園班 住宅班 都市計画・まちづくり班	1 応急復旧資材の確保、供給に関すること。 2 応急用住宅資材の確保、供給に関すること。 3 道路、橋梁、河川、水路等の被害状況把握及び応急対策に関すること。 4 建設業者との連絡調整に関すること。 5 応急危険度判定に関すること。 6 応急仮設住宅等の住宅供給対策に関すること。 7 被災住宅の再建支援に関すること。 8 公共施設用地の供与に関すること。 9 都市施設の被害状況把握及び応急対策に関すること。 10 都市公園の被害状況把握及び応急対策に関すること。 11 施設利用者の安全確保及び避難誘導に関すること。
勝沼支所対策部 (勝沼支所長)	市民福祉・地域班	1 総務対策部、建設対策部、上下水道対策部への報告及び連絡調整に関すること。 2 所管施設の被害状況把握及び応急対策に関すること。 3 所管施設利用者の安全確保及び避難誘導に関すること。 4 かつぬまCATVによる広報に関すること。 5 地区住民への広報に関すること。
大和支所対策部 (大和支所長)	市民福祉・地域班	1 総務対策部、建設対策部、上下水道対策部への報告及び連絡調整に関すること。 2 所管施設の被害状況把握及び応急対策に関すること。 3 所管施設利用者の安全確保及び避難誘導に関すること。 4 地区住民への広報に関すること。
上下水道対策部 (上下水道課長)	総務班 管理班 整備班 簡易水道班	1 飲料水の確保に関すること。 2 水道の被害状況把握及び応急対策に関すること。 3 生物剤等による汚染拡大防止に関すること。 4 水質の監視、保全に関すること。 5 下水道の被害状況把握及び応急対策に関すること。

ぶどうの丘対策部 (事務局長)	ぶどうの丘班	1 所管施設の被害状況把握及び応急対策に関すること。 2 施設利用者の安全確保及び避難誘導に関すること。
会計対策部 (会計管理者)	会計班	1 義援金に関すること。 2 災害関係経費の支払に関すること。
議会対策部 (議会事務局長)	議会班	1 議会（臨時議会の招集）に関すること。
教育総務対策部 (教育総務課長)	教育総務班 学校教育班 学校給食班	1 教育施設等の被害状況把握及び応急対策に関すること。 2 避難施設としての文教施設の使用に関すること。 3 児童生徒の安全確保及び保護者への引渡に関すること。 4 学用品の供給及び授業料の減免に関すること。 5 被災生徒の奨学金に関すること。 6 劇薬物等の安全確保に関すること。
生涯学習対策部 (生涯学習課長)	社会教育班 文化財班 スポーツ振興班 公民館班 勝沼生涯学習・公民館班 大和生涯学習・公民館班 図書館班	1 公民館等生涯学習施設の被害状況把握及び応急対策に関すること。 2 体育館等社会体育施設の被害状況把握及び応急対策に関すること。 3 施設利用者の安全確保及び避難誘導に関すること。 4 文化財の保護に関すること。 5 勝沼生涯学習・公民館及び大和生涯学習・公民館との連絡調整に関すること。
各対策部・班共通		1 所管施設への警報伝達に関すること。 2 所管施設の被害状況把握及び応急対策に関すること。 3 所管関係団体への警報伝達に関すること。 4 所管関係団体の被害状況把握に関すること。 5 所管業務に関する情報収集、報告に関すること。 6 国民保護措置業務を持たない所属の他班への応援に関すること。 7 国民保護措置に係る他部間の相互応援に関すること。 8 国民保護措置に要した経費の支払、精算に関すること。

第3章 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国・県の対策本部との連携

(1) 国・県の対策本部との連携

市は、県の対策本部及び県を通じ国の対策本部と、各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

(2) 国・県の現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。

2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 知事等への措置要請

市は、市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

市は、市の区域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

- (1) 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて自衛隊山梨地方協力本部長又は市国民保護協議会委員である隊員を通じて、陸上自衛隊にあっては東部方面総監、

航空自衛隊にあつては中部航空方面隊司令官等を介し、防衛大臣に連絡する。

資料編 ・ 甲州市国民保護協議会委員名簿

【想定される自衛隊の国民保護措置の内容】

- ① 避難住民の誘導
- ② 避難住民等の救援（食品の給与及び飲料水の供給、医療の提供、被災者の捜索及び救出等）
- ③ 武力攻撃災害への対処（被災状況の把握、人命救助活動、消防及び水防活動、NBC攻撃による汚染への対処等）
- ④ 武力攻撃災害の応急の復旧（危険な瓦礫の除去、施設等の応急復旧、汚染の除去等）

- (2) 市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

- (1) 他の市町村長等への応援の要求

ア 市長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長等に対して応援を求める。

イ 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

資料編 ・ 大規模災害等発生時における相互応援に関する協定書

・ 富津市と甲州市との災害時における相互援助に関する協定書

- (2) 県への応援の要求

市長等は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

- (3) 事務の一部の委託

ア 市が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。

(ア) 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法

(イ) 委託事務に要する経費の支弁の方法

(ウ) その他委託事務に関し必要な事項

イ 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

- (1) 市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

- (2) 市は、(1)の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あつせんを求める。

6 市の行う応援等

- (1) 他の市町村に対して行う応援等

ア 市は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

イ 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、市は公示を行い、県に届け出る。

- (2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について、労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 ボランティア団体等に対する支援等

- (1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や自治会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供など、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

- (2) ボランティア活動への支援等

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、甲州市社会福祉協議会、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、ボランティアセンター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

- (3) 民間からの救援物資の受入れ

市は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

8 住民への協力要請

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- 避難住民の誘導

- 避難住民等の救援
- 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- 保健衛生の確保

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の伝達等

市は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 警報の内容の伝達等

(1) 警報の発令

武力攻撃事態等が発生した場合において、緊急の必要があると認めるときには、国の対策本部長が基本指針及び対処基本方針で定めるところにより、警報を発令し、総務大臣（消防庁）を経由して知事に通知される。

国から通知される警報内容は、次のとおりである。

ア 武力攻撃事態等の現状及び予測

イ 武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域

ウ その他住民及び公私の団体に周知させるべき事項

(2) 警報の内容の伝達

市は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある公私の団体（消防団、自治会、社会福祉協議会、農業協同組合、森林組合、商工会、青年会議所、病院、学校等）に警報の内容を伝達する。

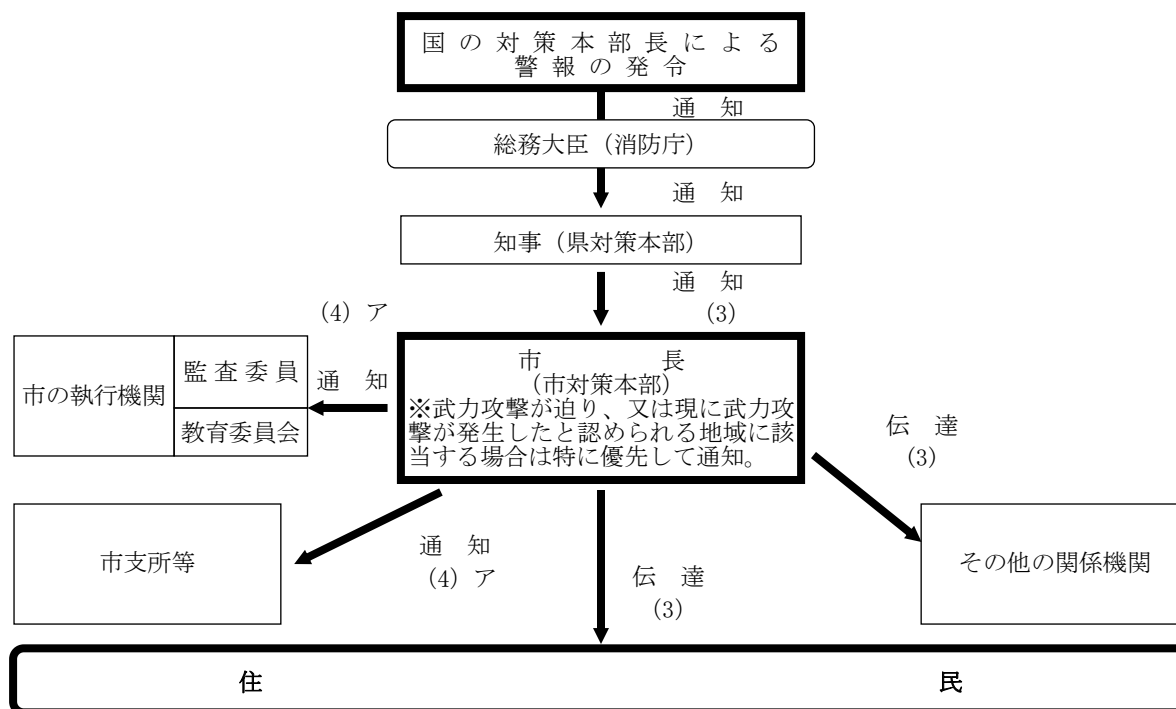
(3) 警報の内容の通知

ア 市は、他の執行機関その他の関係機関（教育委員会、市立勝沼病院、保育園等）に対し、警報の内容を通知する。

イ 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページ（<http://www.city.koshu.yamanashi.jp/>）に警報の内容を掲載する。

ウ 市長から関係機関への警報の通知・伝達の仕組みを図示すると、次のとおりである。

市長から関係機関への警報の通知・伝達



2 警報の内容の伝達方法

- (1) 警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等を活用し、地方公共団体に伝達される。市長は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）と連携している情報伝達手段により、原則として以下の要領により情報を伝達する。

市の置かれている状況	警報の伝達要領
① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合	原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。
② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合	原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載を始めとする手段により、周知を図る。 なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

【全国瞬時警報システム（J-ALERT）によって情報が伝達されなかった場合の対応】

緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）によって伝達された情報をホームページに掲載する等により周知を図る。

- (2) 市は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制の整備に努める。

この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行われるように配慮する。

また、市は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警

報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

- (3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、避難行動要支援者について、防災・福祉部局との連携の下で、避難行動要支援者名簿を活用するなど、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

なお、聴覚障害者に対しては、警報の内容が確実に伝達されるよう、インターネットに接続可能な携帯電話のメール機能を利用して緊急情報を一斉配信する。

- (4) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。（その他は警報の発令の場合と同様とする。）

3 緊急通報の伝達及び通知

- (1) 住民及び関係機関への伝達及び通知

市は、県から緊急通報を受けたときの住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として、警報の伝達・通知方法と同様とする。

- (2) 大規模施設等の管理者への連絡

市は、「警報の内容の伝達等」に準じて大規模集客施設等の管理者に対して、緊急通報の伝達に努めるものとする。

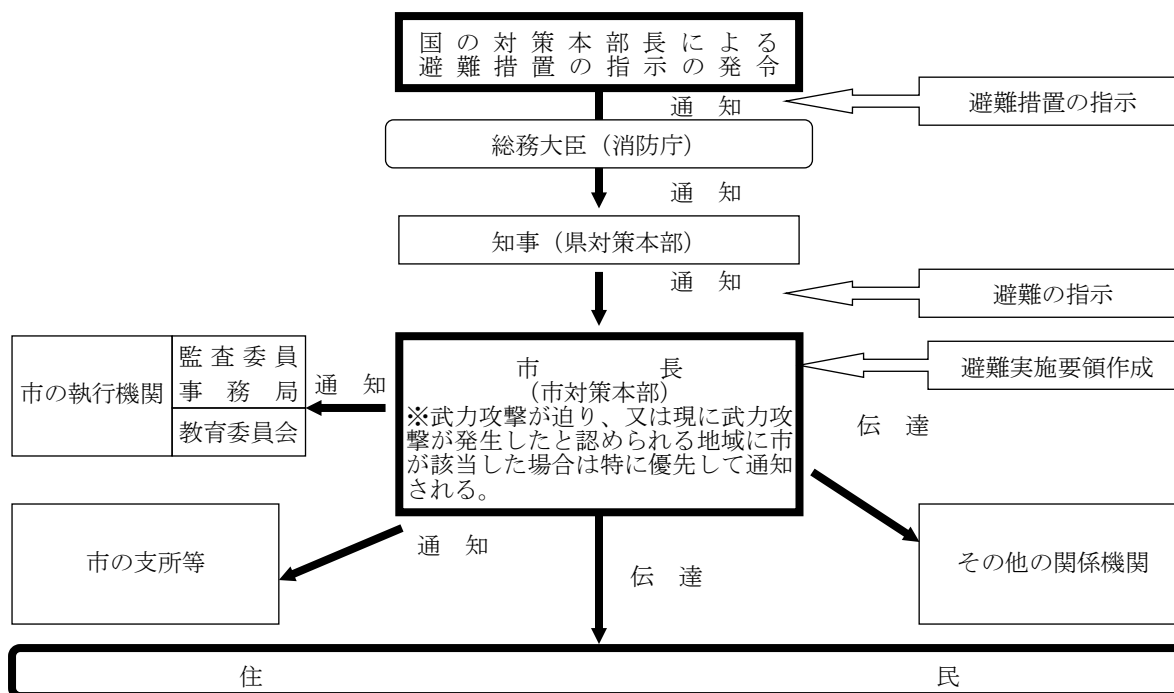
第2 避難住民の誘導等

市は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を策定し、避難住民の誘導を行うこととなる。市が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

1 避難の指示の通知・伝達

- (1) 市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。
- (2) 市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。
- (3) 避難の指示の流れについては、以下の図のとおりである。

市長から関係機関への避難の指示の通知・伝達



※市長は、避難の指示受領後、速やかに避難実施要領を作成し、上記と同様に通知・伝達を行う。

2 避難実施要領の策定

(1) 避難実施要領の策定

市長は、知事から避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、市の他の執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるよう、その迅速な策定に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合、又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

【避難実施要領に定める事項（法定事項）】

- ① 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ② 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ③ その他避難の実施に関し必要な事項

(2) 避難実施要領の策定の留意点

避難実施要領は、避難誘導に際して、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために策定するものであり、県国民保護計画に記載される「市町村の計画作成の基準」の内容に沿った記載を行うことが基本である。ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容のものとする。

なお、避難実施要領に記載すべき項目ごとに整理した留意事項は、次のとおりである。

項 目	留 意 事 項	作 成 例
ア 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位	避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、自治会、事務所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。	本市A1地区1―2、1―3の住民は「A1自治会」、A2地区1―1の住民は各ビル事業所及び「A2自治会」を避難の単位とする。
イ 避難先	避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。	避難先：B市B1地区2―3にあるB市立B1高校体育館
ウ 一時集合場所及び集合方法	避難住民の誘導や運送の拠点となるような、一時集合場所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。	集合場所：A1地区2―1のA市立A1小学校グラウンドに集合する。集合に当たっては、原則として徒歩により行う。必要に応じて、自転車等を使用するものとし、避難行動要支援者については自動車等の使用を可とする。
エ 集合時間	避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。	バスの発車時刻：〇月〇日15：20、15：40、16：00
オ 集合にあたっての留意事項	集合後の自治会内や近隣住民間での安否確認、避難行動要支援者への配慮事項等、集合にあたっての避難住民の留意すべき事項を記載する。	集合に当たっては、避難行動要支援者の所在を確認して避難を促すとともに、集合後は、避難の単位ごとに不在確認を行い、残留者等の有無を確認する。
カ 避難の手段及び避難の経路	集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。	集合後は、JR中央本線A駅から、〇月〇日の15：30から10分間隔で運行するB市B1駅行きの電車で避難を行う。B市B1駅に到着後は、B市及びA市職員の誘導に従って、徒歩でB市立B1高校体育館に避難する。
キ 市職員、消防職団員の配置等	避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、関係市職員、消防職団員の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。	
ク 避難行動要支援者、その他特に配慮を要する者への対応	避難行動要支援者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。	誘導に際しては、避難行動要支援者を優先的に避難させるものとする。また、民生委員、自主防災組織及び自治会等に、避難誘導の実施に協力してもらうよう呼びかける。
ケ 要避難地域における残留者の確認	要避難地域に残留者が出ないよう、残留者の確認方法を記載する。	避難の実施時間の後、速やかに、残留者の有無を確認する。避難が遅れている者に対しては、早急な避難を行うよう説得する。避難誘導中に避難者リストを作成する。
コ 避難誘導中の食料等の支援	避難誘導中に避難住民へ、食料、飲料水、医療、情報等を的確かつ迅速に提供できるよう、それら支援内容を記載する。	避難誘導要員は、〇月〇日18：00に避難住民に対して、食料・飲料水を供給する。集合場所及び避難先施設においては、救護所を設置し、適切な医療を提供する。

サ 避難住民の携行品、服装	避難住民の誘導を円滑に実施できるように必要最低限の携行品、服装について記載する。	携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにする。服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底のしっかりした運動靴を履くようにする。なお、NBC災害の場合には、マスク、手袋及びハンカチを持参し、皮膚の露出を避ける服装とする。
シ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等	問題が発生した際の緊急連絡先を記述する。	緊急連絡先：市対策本部TEL 0553-32-2111 (担当○山△夫)

資料編 ・ 指定避難施設一覧

(3) 避難実施要領の策定における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

- ① 避難の指示の内容の確認
(地域ごとの避難の時期、優先度、避難の形態)
- ② 事態の状況の把握（警報の内容や被災情報の分析）
(特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)
- ③ 避難住民の概数把握
- ④ 誘導の手段の把握（屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難（運送事業者である指定地方公共機関等による運送））
- ⑤ 輸送手段の確保の調整（※ 輸送手段が必要な場合）
(県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定)
- ⑥ 要支援者の避難方法の決定（避難行動要支援者名簿、避難行動要支援者支援班の設置）
- ⑦ 避難経路や交通規制の調整（具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整）
- ⑧ 職員の配置（各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定）
- ⑨ 関係機関との調整（現地調整所の設置、連絡手段の確保）
- ⑩ 自衛隊の行動と避難経路や避難手段の調整（県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応）

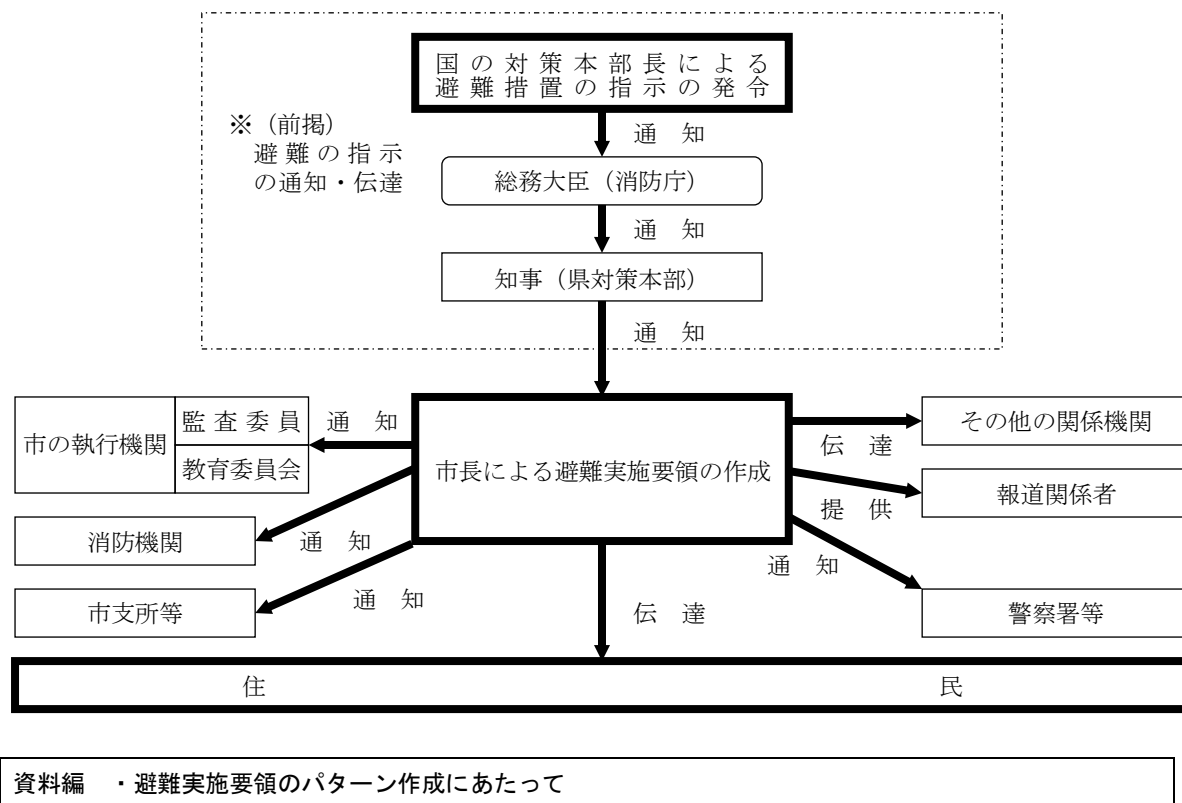
(4) 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちにその内容を住民及び関係のある公私の団体（自治会、農協等）に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は、直ちにその内容を市の他の執行機関、消防長、日下部警察署長及び自衛隊山梨地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。

市長から関係機関への避難実施要領の通知・伝達



3 避難住民の誘導

(1) 市長による避難住民の誘導

市長は、避難実施要領で定めるところにより、市の職員及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

この場合において、自主防災組織、自治会等の自発的な協力を得ることなどにより避難行動要支援者の避難誘導を優先することに配慮する。

また、市長は、避難住民を誘導するとき、必要に応じ、食料、医療の提供その他必要な措置を講ずるよう努める。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安が一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど、住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

(2) 消防機関の活動

消防本部は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声機を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、避難行動要支援者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、日下部警察署長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官又は自衛官（以下「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。この場合、市長は、その旨を知事に通知する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に日下部警察署長等から協議を受けた際には、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

市長は、警察官等が避難住民を誘導している場合において、日下部警察署長等に~~対~~し、避難住民の誘導の実施状況に対し、必要な情報の提供を求めることができるほか、避難住民の生命又は身体の保護のため緊急の必要があると認めるときは、その必要な限度において、日下部警察署長等に対し、必要な措置を講ずるよう要請する。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や自治会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 高齢者・障害者等への配慮

市は、高齢者・障害者等の避難を万全に行うため、避難行動要支援者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。

なお、ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討する。

(7) 大規模集客施設等における避難

市は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難者の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。

(8) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基

つき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(9) 避難所等における安全確保

市は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

【警察が行う避難所等における安全確保措置】

- ① 被災地及びその周辺におけるパトロールの強化
- ② 避難所等の定期的な巡回による、住民の安全確保、犯罪の防止措置
- ③ 被災地内における悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯等の重点的な取り締まりの実施
- ④ 地域の自主防犯組織等との安全確保に関する情報交換等の連携
- ⑤ 住民等からの相談に対応による住民の不安軽減

(10) 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

ア 危険動物等の逸走対策

イ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(11) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(12) 県に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町村と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(13) 避難住民の運送の求め等

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては県対策本部長に対し、その旨を通知する。

(14) 市域外からの避難住民の受入

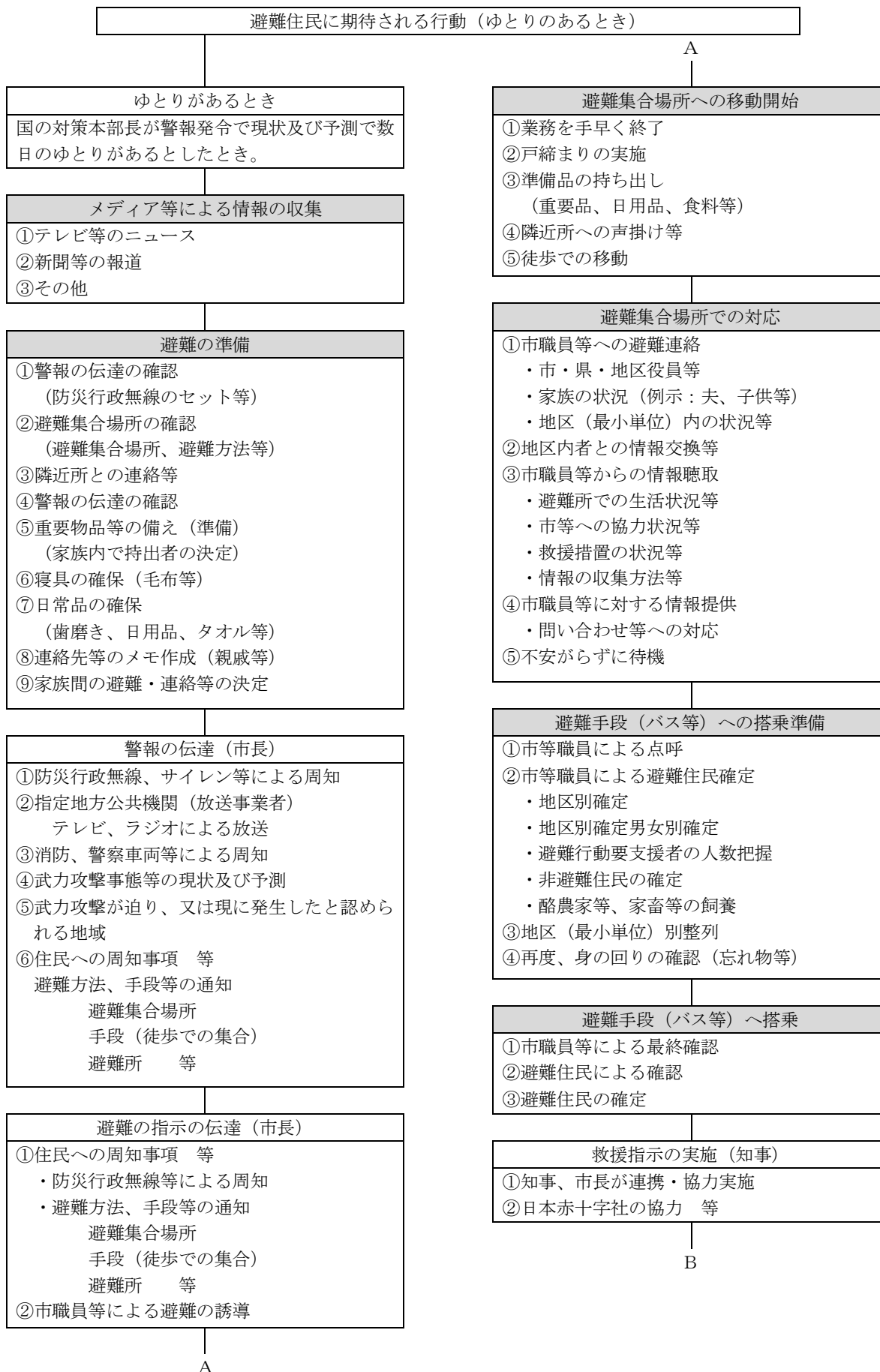
市長は、市が他市町村の避難先地域と指示されたときは、避難住民を受け入れないことにつ

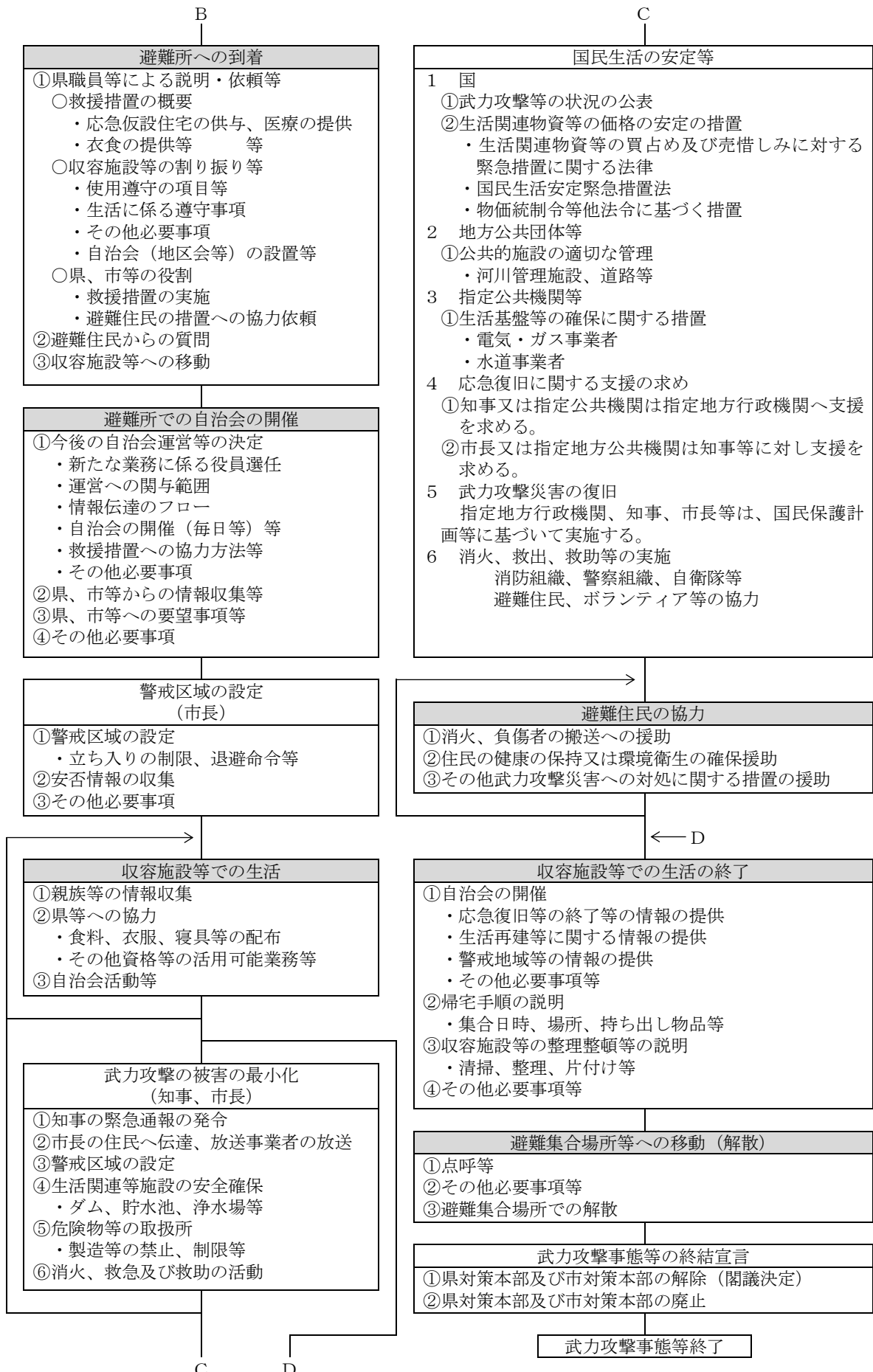
いて正当な理由がある場合を除き避難住民を受け入れるものとする。

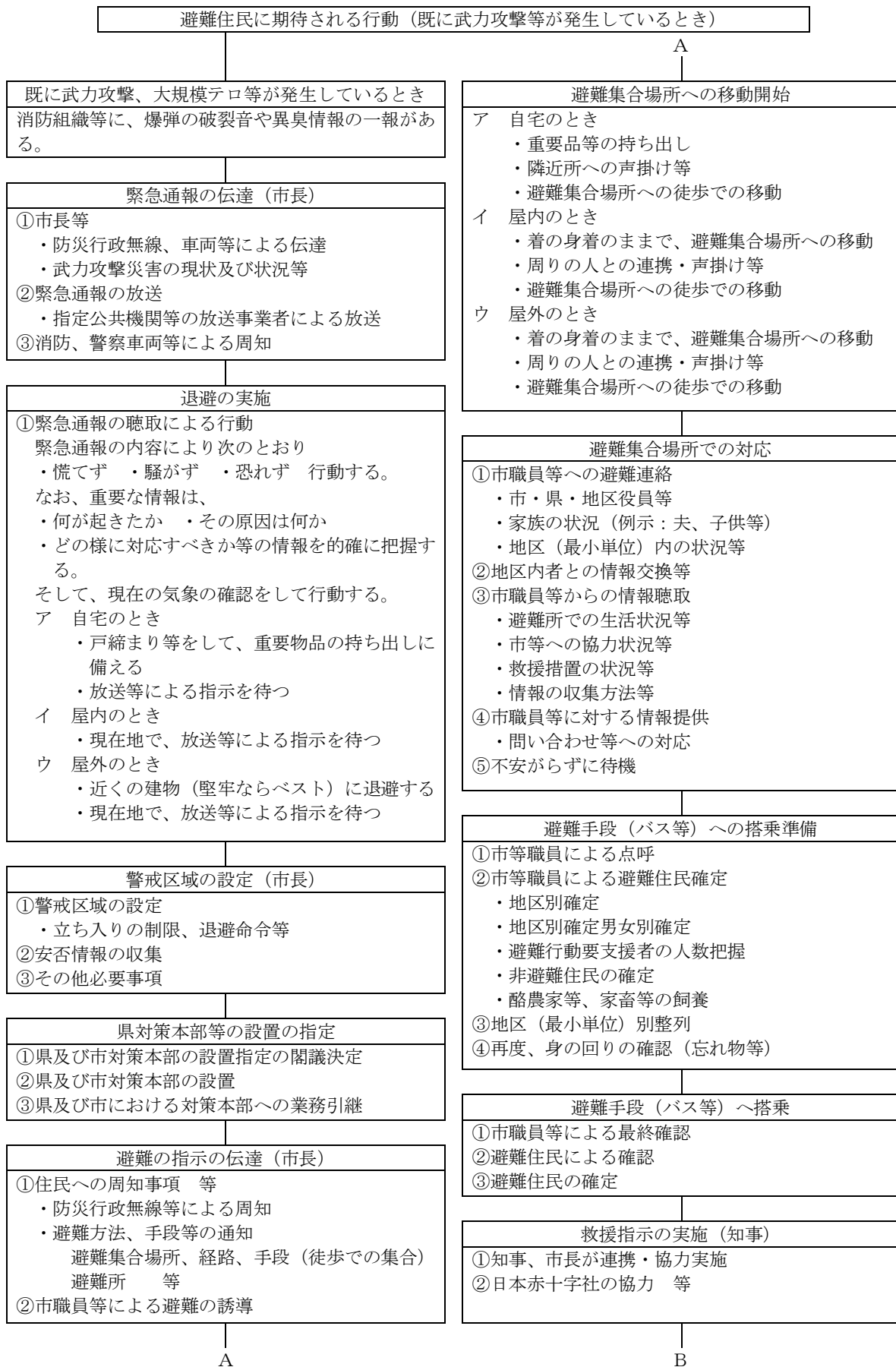
(15) 避難住民の復帰のための措置

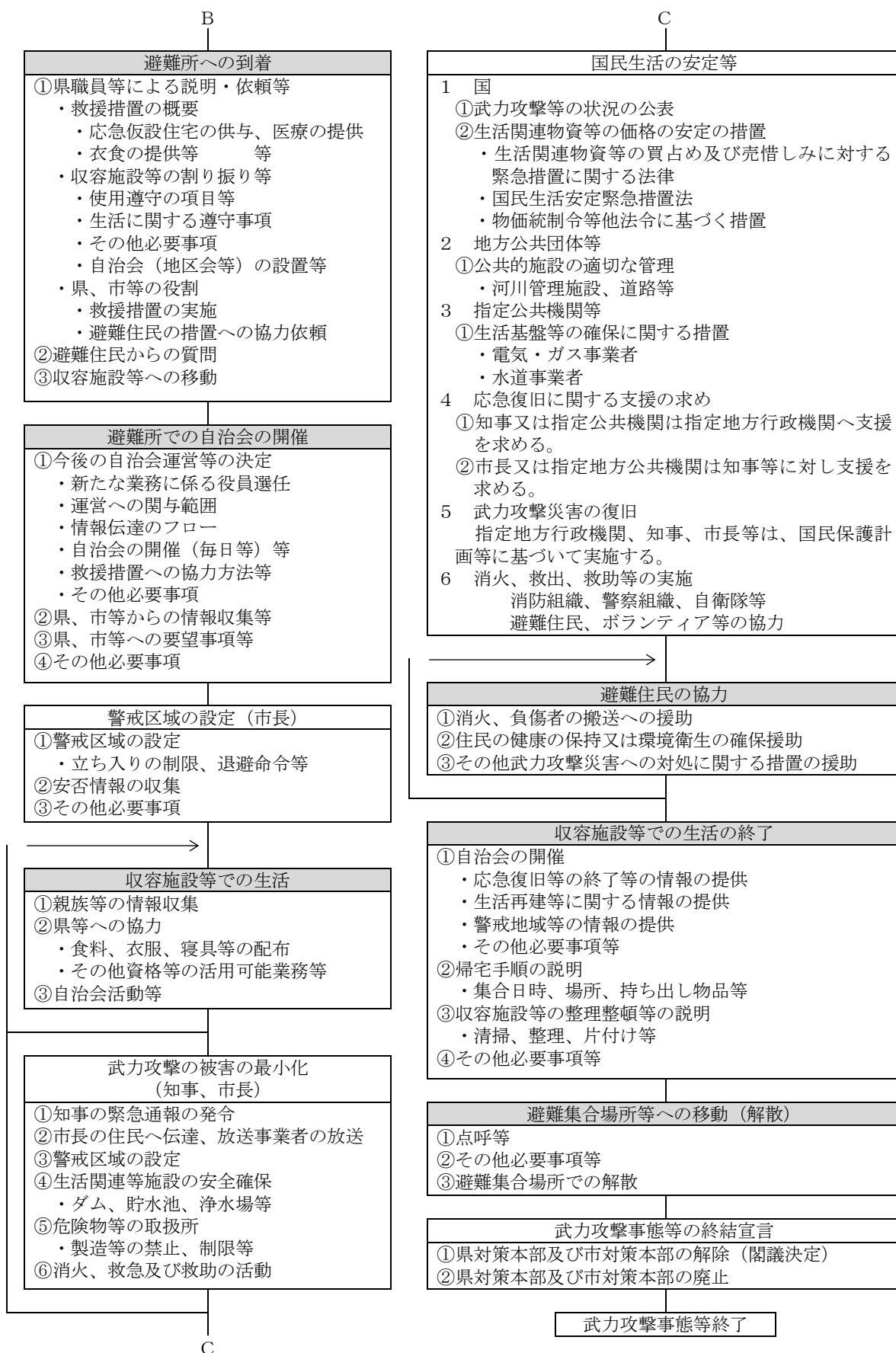
市長は、避難の指示が解除されたときは、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため、当該地域までの誘導など必要な措置を講じる。

4 避難住民に期待される行動









5 武力攻撃事態等における避難の類型と対応

(1) 弾道ミサイルによる攻撃の場合

ア 弾道ミサイル攻撃に伴う警報が発令された場合には、当初は屋内避難が指示されることから、警報と同時に、住民を屋内に避難させることが必要となる。

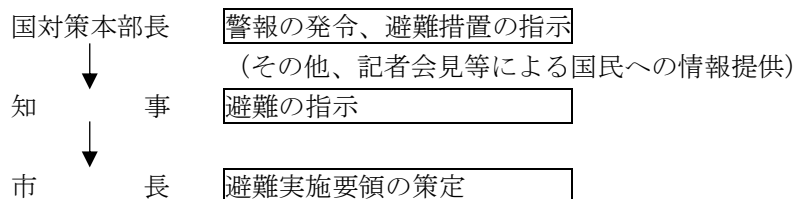
このため、屋内に避難をさせる場合には、できるだけ、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等に避難させる。

イ 着弾直後については、その弾頭の種類や被害の状況が判明するまで屋外に出ることは危険を伴うため、屋内避難を継続するとともに、被害内容が判明後、国からの避難措置の指示の内容を踏まえ、知事から他の安全な地域への避難の指示があった場合には、当該指示に従い、他の安全な地域へ避難する。

ウ 避難実施要領の内容は、以下の措置の流れを前提として、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個々人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ

① 国の対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示



② 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、国の対策本部長がその都度警報を発令

【弾道ミサイル攻撃の特徴】

弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミサイル攻撃の主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。

このため、市は弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイルが発射された場合には、すべての市町村に着弾の可能性があるものとして、対応を考える必要がある。

また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイル攻撃の場合と同様の対応をとるものとする。

(2) ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

ア 国の対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。

イ その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させる

こととなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については攻撃当初は一時的に屋内に避難させ移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。

ウ 以上から避難実施要領の策定に当たっては各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づいた確かな措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たることとする。

武力攻撃事態に応じた避難対応

① 避難に比較的時間に余裕がある場合の対応

「一時避難場所までの移動」～「一時避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動」、といった手順が一般には考えられる。

② 昼間の都市部において突発的に事案が発生した場合の対応

当初の段階では、個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、日下部警察署、消防本部、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。

特にこの場合、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要である。

(3) 航空機による攻撃の場合

弾道ミサイル攻撃の場合に比べてその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少ないこと、攻撃目標を特定することが困難であることから、航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとる。

(4) 着上陸侵攻の場合

ア 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難は、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となるため国の総合的な方針としての具体的な避難措置の指示を踏まえて対応することを基本とする。

イ 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難は、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となるため国の総合的な方針としての具体的な避難措置の指示を踏まえて対応することを基本とする。

このため、平素から、かかる避難を想定した具体的な対応を定めておくことは困難であり、今後、国の具体的な指示を踏まえて迅速な対応がとれるよう、検討を進めていくこととする。

(5) NBC攻撃の場合

避難住民を誘導する際には、風下方向を避けるとともに、皮膚の露出を極力抑えるため手袋、帽子、雨ガッパ等を着用させ、マスクや折りたたんだハンカチ等を口や鼻にあてさせることなどに留意するものとする。

（ア）核攻撃等の場合

核爆発に伴う、熱線、爆風等による直接の被害を受ける地域については、爆心地周辺から直ちに離れ、地下施設等に避難し、一定時間経過後、放射線の影響を受けない安全な地域に避難させる。

直接の被害は受けないものの、放射性降下物からの放射線による被害を受けるおそれがある地域については、放射線の影響を受けない安全な地域に避難させるとともに、外部被爆を最小限に抑えるため、風下を避けて風向きとなるべく垂直方向に避難させる。

（イ）生物剤による攻撃の場合

生物剤による攻撃が行われた場所又はそのおそれがある場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い部屋又は感染のおそれのない安全な地域に避難させる。

また、ヒトや動物を媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合は、攻撃が行われた時期、場所等の特定が通常困難であり、住民を避難させるのではなく、感染者を入院させて治療するなどの措置を講ずる。

（ウ）化学剤による攻撃の場合

化学剤による攻撃が行われた場所又はそのおそれがある場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い部屋又は風上の高台など汚染のおそれのない安全な地域に避難させる。

また、化学剤は一般的に空気より重いため可能な限り高所に避難させる。

第5章 救 援

1 救援の実施

(1) 救援の実施

市長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置について関係機関等の協力を得て行う。

【救援に関する措置】

- ① 収容施設の供与
- ② 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ③ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- ④ 医療の提供及び助産
- ⑤ 被災者の捜索及び救出
- ⑥ 埋葬及び火葬
- ⑦ 電話その他の通信設備の提供
- ⑧ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理（必要最小限の部分）
- ⑨ 学用品の給与
- ⑩ 死体の捜索及び処理
- ⑪ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 救援の補助

市長は、上記で実施することとされた措置を除き、国民保護法第76条第2項の規定により知事が実施する措置の補助を行う。

【着上陸侵攻への対応】

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態における救援については、避難措置の指示の場合と同様、国の総合的な方針を踏まえて行うことが基本である。このため、平素から、大規模な着上陸侵攻にかかる救援を想定した具体的な対応を決めておくことは困難であり、避難の場合と同様、事態発生時に国の指示を踏まえて迅速な対応をとるものとする。

2 関係機関との連携

(1) 県への要請等

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の都道府県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の市町村との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

3 救援の内容

(1) 救援の基準等

市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び方法の基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

市長は、「救援の程度及び方法の基準」によっては救援の実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

資料編 ・ 救援の程度及び方法の基準

(2) 救援における県との連携

市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、県と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

(3) 避難住民等を受け入れたときの対応

市長は、他の都道府県及び市町村から避難住民等を受け入れたときは、避難住民等の救援のため、備蓄している物資又は資材を、必要に応じて供給する。

(4) 物資及び資材の供給の要請

市長は、住民の避難及び避難住民等の救援に当たって、備蓄する物資又は資材が不足し、国民保護措置を的確かつ迅速に実施することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずるよう要請する。

4 避難行動要支援者に対する配慮

(1) 情報伝達への配慮

市は、県と協力し、高齢者や障害者等避難行動要支援者への正確な災害情報等の伝達のため、避難施設の管理者と連携し、次のことに配慮する。

ア ラジオ、テレビの設置

イ 新聞記事の配布

ウ 災害情報及び生活関連情報の文字による提供

エ 視覚障害者に対し、文字情報を読み上げ伝達する支援員の配置等

オ 聴覚障害者に対し、手話通訳者の派遣等

(2) 収容施設の運営等に対する配慮

避難所では、避難行動要支援者の人権を尊重し、介護等が受けられる場所をあらかじめ確保するとともに、医薬品、食品、寝具等の要救援物資が確実に配布されるように配慮する。

また、介護を要し、集団生活でストレスを受けやすい避難行動要支援者に対しては、避難所を別にし、体調が悪化しないよう居住環境を整備するとともに、保健医療、介護の知識、経験

を有する相談員や障害種別に対応できる介護者の配置に配慮する。

(3) 応急仮設住宅等の供与

応急仮設住宅等の建設については、避難行動要支援者の利用に配慮した施設、設備のバリアフリー化に努める。

(4) 支援ニーズの把握等

避難所では、避難行動要支援者の生活支援に配慮して、介護等を専門に行うボランティアなどを配置するなど適切な運営体制に努める。

5 健康への配慮

(1) 健康相談の実施

市は、県と連携し、環境の変化等から生ずる避難住民の健康不安又は体調の変化を早期に発見するため、医療関係者による定期的な巡回指導、相談を実施する。

また、ボランティアや救援等の従事者の健康への配慮に努める。

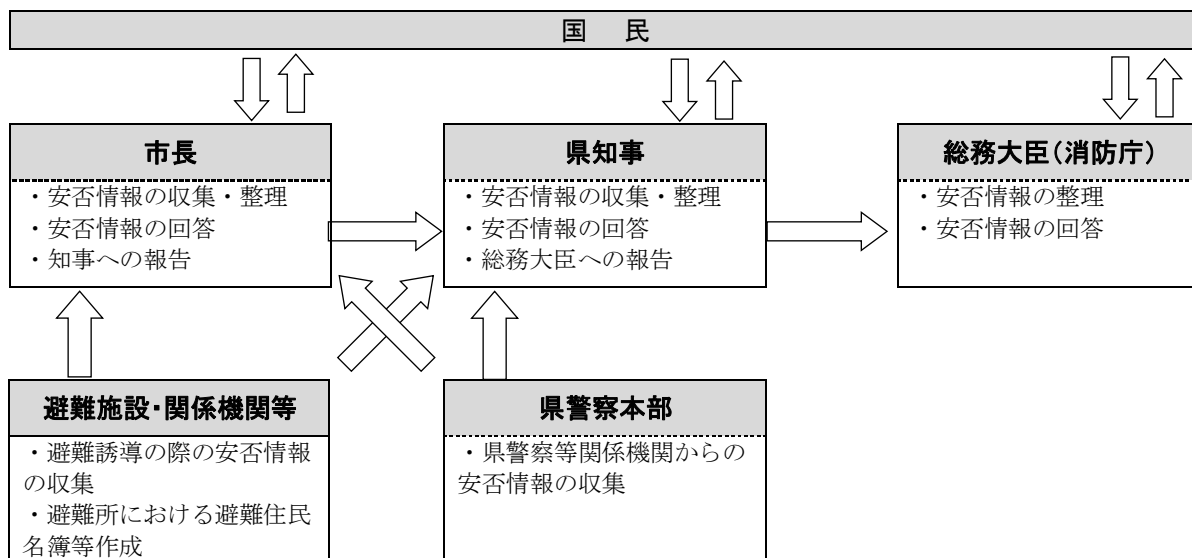
(2) 心の健康相談の実施

市は、県と連携し、心的外傷後ストレス障害（PTSD）など精神的に不安を抱えた避難住民等の心の健康問題に対応するため、相談窓口を開設する。

第6章 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

安否情報収集・整理・提供の流れ



収 集 項 目

1 避難住民（負傷した住民も同様）

- ① 氏名
- ② フリガナ
- ③ 出生の年月日
- ④ 男女の別
- ⑤ 住所（郵便番号を含む。）
- ⑥ 国籍
- ⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に加えて個人を識別することができるものに限る。）
- ⑧ 負傷（疾病）の該当
- ⑨ 負傷又は疾病の状況
- ⑩ 現在の居所
- ⑪ 連絡先その他必要情報
- ⑫ 親族・同居への回答の希望
- ⑬ 知人への回答の希望
- ⑭ 親族・同居所・知人以外の者への回答又は公表の同意

2 死亡した住民

上記（避難住民の項目）①～⑦の項目

- ⑮ 死亡の日時、場所及び状況
- ⑯ 遺体の安置されている場所
- ⑰ 連絡先その他必要情報
- ⑱ 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表（①～⑦、⑮～⑰）の同意

1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する医療機関、学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

なお、市が安否情報を収集するに当たっては、安否情報省令第1条に基づき、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については様式第1号を、武力攻撃災害により死亡した住民については様式第2号を用いて行う。

資料編 ・ 安否情報関係様式 様式第1号 安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）
様式第2号 安否情報収集様式（死亡住民）

(2) 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

2 県に対する報告

市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報システムを使用する。システムが使用できない場合は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県に送付する。

ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

資料編 ・ 安否情報関係様式 様式第3号 安否情報報告書

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

ア 市は、安否情報の照会窓口、電話番号及びFAX番号、メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に住民に周知する。

イ 住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。

ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

ウ 市は、様式第4号に記載されている氏名及び住所等と同一のものが記載されている運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書など、照会者本人であることを確認できるものの提示又は提出を求める。

ただし、やむを得ない理由により、照会者が本人であることを確認できるものを提示又は提出できない場合には、市長が適当と認める方法により確認する。

資料編 ・ 安否情報関係様式 様式第4号 安否情報照会書

(2) 安否情報の回答

ア 市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。

ただし、事態が急迫しているなどこの方法によることができない場合は、口頭、電話などにより回答を行う。

イ 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。

ウ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

資料編 ・ 安否情報関係様式 様式第5号 安否情報回答書

(3) 個人の情報の保護への配慮

ア 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。

イ 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力

市は、日本赤十字社山梨県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、前記3（2）及び（3）と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常の対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

市長は、国や県等の関係機関と協力して、市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

(1) 市長への通報

消防吏員又は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかにその旨を市長に通報するものとする。

(2) 知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員又は警察官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

第2 応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 退避の指示

(1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要がある

と認めるときは、住民に対し主に次の事項を内容とした退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて（又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

退避の指示内容

- ① 退避すべき理由
- ② 危険地域
- ③ 退避場所
- ④ 住民の退避の方法
- ⑤ 携行品
- ⑥ その他注意事項

【退避の指示について】

退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を一時的に避けるため、特に必要がある場合に地域の実情に精通している市長が独自の判断で住民を一時的に退避させるものである。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、県の対策本部長による避難の指示を待つかまがない場合もあることから、市長は、被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

【退避の指示（一例）】

- 「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物など屋内に一時退避すること。
- 「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、〇〇地区の△△（一時）避難場所へ退避すること。

【屋内退避の指示について】

市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

- ① N B C 攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき
- ② 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

(2) 退避の指示に伴う措置等

ア 市は、退避の指示を行ったときは、市防災行政無線、CATV、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

イ 市長は、知事、警察官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保等

ア 市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう、国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、県警察等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

イ 市の職員及び消防団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて県警察、自衛隊等の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。

ウ 市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

【警戒区域の設定について】

警戒区域の設定は、武力攻撃災害に伴う目の危険を避けるため、特に必要がある場合において、退避の指示と同様に、地域の実情に精通している市長が独自の判断で一時的な立入制限区域を設けるものである。

警戒区域は、一定の区域をロープ等で明示し、当該区域内への立入制限等への違反については、罰則を科して履行を担保する点で退避の指示とは異なるものである。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

ア 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、消防本部、自衛隊等からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

イ 市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

ウ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有に基づき、緊急時の連絡体制を確保する。

エ 市長は、知事、警察官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

3 応急公用負担等

(1) 市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、危険物の入っている野積みされたドラム缶など、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

(2) 応急公用負担

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

ア 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用

イ 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

(3) 応急公用負担の手続

ア 市長は、占有者、所有者その他土地建物等について、権原を有する者に対し、当該土地建物等の名称又は種類、形状、数量、所在した場所、当該処分に係る期間又は期日その他必要な事項を通知する。

イ 当該土地建物等の占有者等の氏名及び住所を知ることができないときは、当該土地建物等の名称又は種類等を、市役所又は支所に掲示する。

ウ 工作物又は物件を保管した場合の公示事項

- ① 保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量
- ② 保管した工作物等の所在した場所及びその工作物を除去した日時
- ③ その工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
- ④ ①～③のほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項

エ 工作物等を保管した場合の公示の方法

- ① 公示事項を、保管を始めた日から起算して14日間、市役所又は支所に掲示する。
- ② ①の公示の期間が満了しても、なおその工作物等の占有者、所有者その他工作物等について権原を有する者の氏名及び住所を知ることができないときは、その公示の要旨を市の掲示板又は新聞に掲示する。
- ③ 市長は、上記の方法による公示を行うとともに、保管工作物等一覧簿を市役所又は支所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならないものとする。

オ 市長は、保管した工作物等が滅失し、破損するおそれがあるとき、又は保管に不相応な費用若しくは手数を要するときは、当該工作物等を売却し、その売却した代金を保管することができるものとする。

カ 工作物等の保管、売却、公示等に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき占有者

等の負担とし、その費用の徴収については、行政代執行法第5条及び第6条の規定を準用する。

キ 公示の日から起算して6ヶ月を経過してもなお工作物を返還することができないときは、当該工作物等の所有権は、市に帰属する。

4 消防に関する措置等

(1) 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減することとされている。

この場合において、消防本部は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行うとともに、東山梨行政事務組合の管理者に対して、必要な措置を講ずべきことを求める。

資料編 ・ 消防力の現況

- ・ 中央自動車道消防相互応援協定書
- ・ 山梨市・甲州市・笛吹市消防団消防相互応援協定書

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ、又は必要に応じ直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行われるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合、消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動

等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

市長は、消防本部とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について、医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(8) 安全の確保

ア 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、すべての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。

イ その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。

ウ 本市が被災を免れ、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、市長は、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。

エ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。

オ 市長、消防長又は水防管理者は、特に現場で活動する消防職団員、水防団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

(9) 知事等の指示への対処

ア 市長は、知事等から武力攻撃災害の防御に関する措置を講ずべき指示を受けたときは、速やかに適切な措置を実施する。

イ 市長は、消防庁長官の指示を受けた知事から、県外の被災市町村の消防の応援又は支援に関する必要な措置を講ずべき指示を受けたときは、速やかに適切な措置を実施する。

第3 生活関連等施設における災害への対処等

市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した市の対処に関して、以下のとおり定める。

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、当該生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

(3) 市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、市長は、必要に応じ、県警察、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

なお、一部事務組合を構成して管理している生活関連施設については、市は、他の構成市町村及び当該一部事務組合と連携して、警備強化等の措置を講じる。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。

〈危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置〉

【対象】

- ① 消防本部等所在市の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は一の消防本部等所在市の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第29条）
- ② 山梨県の事務処理の特例に関する条例（平成11年山梨県条例第47号）第2条第7号の規定により市町村の業務とされているもの

【措置】

- ① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（消防法第12条の3）
 - ② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第103条第3項第2号）
 - ③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）
- (2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。

また、市長は、(1)の①から③の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

第4 N B C攻撃による災害への対処等

市は、N B C攻撃による災害及び汚染が生じた場合の対処については、国の方針を踏まえた対応を行うことを基本とし、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずることが重要であることから、N B C攻撃による災害及び汚染への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

1 応急措置の実施

市長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、応急措置として、緊急通報を発令するとともに、退避を指示する。また、NBC攻撃による汚染の拡大を防止するため必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

2 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国の対策本部から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

3 関係機関との連携

市長は、NBC攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、県警察、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

4 汚染原因に応じた対応

市長は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

また、放射性降下物等により汚染された農作物等による健康被害を防止するため、国、県と連携し、汚染食料品の流通や摂取が行われないよう、流通事業者等を指導するとともに、住民に注意を呼びかけるほか、生活の用に供する水がNBC攻撃により汚染された場合には、知事の指示に基づき、給水の制限等の措置を講ずる。

（1）核攻撃等の場合

市長は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる場合には、要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

（2）生物剤による攻撃の場合

市長は、住民の安全を確保するため、迅速に警戒区域の設定、立入制限の措置を行う。また、措置に当たる場合には、要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。

（3）化学剤による攻撃の場合

市長は、住民の安全を確保するため、迅速に警戒区域の設定、立入制限の措置を行い、その上で、住民を安全な風上の高台等に誘導するなど避難措置を実施する。また、措置に当たる場合には、要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範

囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

【生物剤を用いた攻撃の場合における対応】

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要である。

このため、市の国民保護担当部局である総務課においては、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、保健衛生担当部局である健康増進課と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力することとする。

5 市長及び東山梨行政事務組合の管理者の権限

市長又は東山梨行政事務組合の管理者は、知事から汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使するものとする。

国民保護法第108条第1項	対 象 物 件 等	措 置
第1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
第2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
第3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
第4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
第5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
第6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

市長又は東山梨行政事務組合の管理者は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知するものとする。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知するものとする。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を

掲示するものとする。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行うものとする。

1	当該措置を講ずる旨
2	当該措置を講ずる理由
3	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4	当該措置を講ずる時期
5	当該措置の内容

6 要員の安全の確保

市長又は東山梨行政事務組合の管理者は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮するものとする。

第8章 被災情報の収集及び報告

市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

- (1) 市は、電話、市防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- (2) 市は、情報収集に当たっては消防機関、県警察等との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。
- (3) 市は、被災情報の収集に当たっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第一報を報告する。
- (4) 市は、第一報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報について、あらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により県が指定する時間に県に対し報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

第9章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、「甲州市地域防災計画」に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

市は、避難住民等の健康維持及び避難先地域の衛生状態保持のため、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施するほか、保健師等により避難住民等のニーズに的確に対応した健康管理を行うこととし、避難が長期化する場合や避難所が多数設置される場合等に備え、避難住民等の健康管理のための実施体制の整備に努める。

この場合において、武力攻撃災害等による被災者の精神的ショックや厳しい避難生活による精神的ストレスをケアするとともに災害時要援護者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し、次のとおり感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

ア 市は、保健所等関係機関と連携をとり、被災地の状況を把握するとともに、被災の規模及び態様に応じて、迅速な防疫活動ができる体制を整備し、必要に応じて適切な措置を行うものとする。

イ 感染症の発生及びまん延を未然に防止するため、避難施設又は衛生状態の悪い地区を中心に、感染症の病原体に汚染された場所の消毒、ねずみ族又は昆虫等の駆除等の感染症予防対策を実施する。

(3) 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等を防止するため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水衛生確保対策

ア 市は、避難先地域における感染症等を防止するため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等について住民に対して情報提供を実施する。

イ 市は、甲州市地域防災計画に準じて、水道水の供給体制を整備する。

ウ 市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、県に対して水道用水の緊急応援にかかる要請を行う。

(5) 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施

する。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

ア 市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

イ 市は、アにより廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

【特例地域、特例基準について】

- ① 「特例地域」とは、環境大臣が、大規模な武力攻撃災害の発生により、ガレキなど大量に発生する廃棄物による生活環境の悪化を防止することが特に必要であると認めるときに、期間を限り、廃棄物の処理を迅速に行わなければならない地域として指定した地域のこと。
- ② 「特例基準」とは、環境大臣が特例地域を指定したときに、特例地域において適用する廃棄物の収集、運搬及び処分の基準、並びに廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準のこと。

(2) 廃棄物処理対策

ア 市は、甲州市地域防災計画に準じて、「震災廃棄物対策指針」（環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。

イ 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、県に対して他の市町村との応援等の要請を行う。

第10章 国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等においては、水の安定的な供給等を実施することから、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するため、県等の関係機関が実施する措置に協力する。

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付又は納入に関する期間の延期並びに市税（延滞金を含む。）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

(3) 公有財産の貸付等の特例

市は、国民保護措置を実施するため必要があると認める場合において、市の所有に属する財産又は物品を貸し付け、又は使用させるときは、別に法律で定めるところにより、その貸付け又は使用の対価を無償とし、又は時価より低く定めることができる。

3 生活基盤等の確保

(1) 水の安定的な供給

水道事業者として市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(2) 公共的施設の適切な管理

道路等の管理者である市は、当該道路を適切に管理する。

第11章 特殊標章等の交付及び管理

市は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

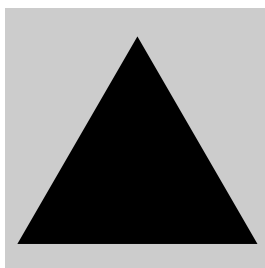
【特殊標章等の意義について】

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

1 国民保護法で規定される特殊標章等

(1) 特殊標章等

第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章



オレンジ色地に青色の正三角形

(2) 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書

資料編 ・ 国民保護措置に係る職務等を行う者用の身分証明書のひな型

(3) 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等

2 特殊標章等の交付及び管理

市長、消防長及び水防管理者は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）に基づき、交付要綱を作成し、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

交付（使用）権者	特殊標章等を交付及び使用させる職員
市長	・市の職員（消防長の所轄の消防職員並びに水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの ・消防団長及び消防団員 ・市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者 ・市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
消防長	・消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行うもの ・消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者 ・消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
水防管理者	・水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員で国民保護措置に係る職務を行うもの ・水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者 ・水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

3 特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上で、その管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線など関係機関との通信に必要な機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。

また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 県に対する支援要請

市は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 公共的施設の応急の復旧

(1) ライフライン施設の応急の復旧

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 市が管理する道路の応急の復旧

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路等について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携して実施する。

(2) 市が管理する施設及び設備の復旧

市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償及び損害補償

(1) 損失補償

市は、国民保護法に基づく土地等の一時使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 損害補償

市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になったときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

市は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

4 受援等に関する費用の支弁

(1) 他の地方公共団体の長等の応援に要する費用の支弁

市は、他の地方公共団体の長等の応援を受けた場合は、当該応援に要した費用を支弁する。

なお、市は、当該費用を支弁するいとまがないときは、応援をした他の地方公共団体の長等に一時的に立て替えて支弁させることができる。

(2) 市長が救援の事務を行う場合の県による費用の支弁

県は、知事が救援に関する措置の一部を市長に委任したときは、その費用を支弁することとされている。

5 起債の特例

市は、地方税、使用料その他徴収金で総務省令に定めるものの武力攻撃災害のための減免による財政収入の不足を補うため、及び国民保護措置その他国民保護法の規定に基づいて実施する措置で総務省令で定めるものに通常要する費用の財源とするため、地方債をもって財源とすることができる。

第5編 緊急対処事態への対処

1 緊急対処事態

市国民保護計画が対象として想定する緊急対処事態については、第1編第5章「2 緊急対処事態」に掲げるとおりである。

緊急対処事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、市は、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

緊急対処事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急対処事態における警報については、通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関、当該地域に所在する施設の管理者等に対し、通知及び伝達を行う。

緊急対処事態における警報の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の通知及び伝達に準じて、これを行う。

3 通報及び初動体制

市長は、状況に応じて、必要と認める地域の住民に対し、退避の指示を行うとともに、職員及び消防団等を指揮し住民の誘導を行う。

4 現場における救助活動

市長（市長の措置を待ついとまがないとき又は要請があったときは警察官）は、警戒区域を設定し、立ち入りを制限若しくは禁止し、又は退去を命じ、二次災害の防止を図る。

〔関係機関、施設、設備〕

○関係機関連絡先一覧

1 市

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	F A X 番 号
甲州市役所	甲州市塩山上於曽1085-1	0553-32-2111	0553-32-1818
甲州市役所勝沼支所	甲州市勝沼町勝沼756-1	0553-44-1111	0553-44-0001
甲州市役所大和支所	甲州市大和町初鹿野1693-1	0553-48-2111	0553-48-2900

2 県関係

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号 (F A X 番号)	県防災行政無線 (衛星系)
県防災危機管理課	甲府市丸の内1-6-1	055-223-1430 (055-223-1429)	*9-200-2513
峡東地域県民センター	甲州市塩山上塩後1239-1 東山梨合同庁舎 1 階	0553-20-2704 (0553-20-2705)	*9-300-2022
峡東保健福祉事務所 (峡東保健所)	山梨市下井尻126-1 東山梨合同庁舎 1 階	0553-20-2750 (0553-20-2754)	*9-300-3040
峡東林務環境事務所	甲州市塩山上塩後1239-1 東山梨合同庁舎 3 階	0553-20-2720 (0553-20-2728)	*9-300-6006
峡東農務事務所	甲州市塩山上塩後1239-1 東山梨合同庁舎 3 階	0553-20-2822 (0553-20-2709)	*9-300-5006
峡東建設事務所	甲州市塩山上塩後1239-1 東山梨合同庁舎 2 階	0553-20-2910 (0553-20-2719)	*9-300-7006
峡東浄化センター	笛吹市石和町東油川字北畑417	(055) 263-2738	

3 指定行政機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	F A X 番 号
総務省消防庁	東京都千代田区霞が関2-1-2	(03) 5253-5111	(03) 5253-7543
関東財務局甲府財務事務所	甲府市丸の内1-1-18	(055) 253-2261	(055) 253-3310
関東農政局甲府地域センター	甲府市丸の内1-1-18	(055) 226-6611	(055) 237-4452
関東運輸局山梨運輸支局	笛吹市石和町唐柏1000-9	(055) 261-0880	—
甲府地方气象台	甲府市飯田4-7-29	(055) 222-3634	(055) 222-3784
関東総合通信局	東京都千代田区九段南1-2-1	(03) 6238-1774	(03) 6238-1769
山梨労働局甲府労働基準監督署	甲府市下飯田2-5-51	(055) 224-5611	(055) 224-5618
国土交通省関東地方整備局甲府 河川国道事務所	甲府市緑ヶ丘1-10-1	(055) 224-8898	(055) 252-0801
〃 大和国道出張所	甲州市大和町初鹿野1655-3	(0553) 48-2514	(0553) 48-2814
〃 笛吹川出張所	笛吹市石和町八田114	(055) 262-2821	(055) 263-5420

4 指定公共機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号 (FAX番号)	県防災行政無線 (衛星系)
東日本旅客鉄道(株) 甲府統括センター	甲府市丸の内1-1-18	(055) 231—2060	200—6830
〃 塩山駅	甲州市塩山上於曾	(0553) 32—1100	
〃 勝沼ぶどう郷駅	甲州市勝沼町菱山		
〃 甲斐大和駅	甲州市大和町初鹿野		
東日本電信電話(株)山梨支店	甲府市朝気3-21-15	(055) 237—1961	200—6836
日本赤十字社山梨県支部	甲府市池田1-6-1	(055) 251—6711	
日本放送協会甲府放送局	甲府市丸の内1-1-20	(055) 255—2111 (055) 254—5820	
中日本高速道路(株)八王子支社 大月・保全サービスセンター	大月市大月町花咲223	(0554) 22—2151	
日本通運(株)山梨支店	甲府市丸の内2-26-1	(055) 224—4101	
東京電力パワーグリッド(株)山梨総支社	甲府市住吉5-15-1	(055) 207—7281 時間外 (055) 241—8934	200—6832
東京ガス山梨(株)	甲府市北口3-1-12	(055) 253—1341	200—6835
(株)NTTドコモ山梨支店	甲府市丸の内2-31-3 NTTドコモ山梨ビル	(055) 236—1231	
日本郵便(株) 塩山郵便局	甲州市塩山上於曾326	(0553) 33—2660 時間外 (0553) 33—6922 (0553) 32—1085	
塩山駅前郵便局	甲州市塩山上於曾1719-15	(0553) 33—6920 (0553) 32—1087	
勝沼郵便局	甲州市勝沼町勝沼1416	(0553) 44—0625	
神金郵便局	甲州市塩山上萩原471-2	(0553) 33—6923 (0553) 32—1575	
東雲郵便局	甲州市勝沼町休息1560-5	(0553) 44—1257 (0553) 44—1429	
下岩崎郵便局	甲州市勝沼町下岩崎1966-1	(0553) 44—1258 (0553) 44—3086	
松里郵便局	甲州市塩山上井尻669-6	(0553) 33—6921 (0553) 32—3498	
大和郵便局	甲州市大和町初鹿野1676-7	(0553) 48—2933 (0553) 48—2713	

5 指定地方公共機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	F A X 番 号
(株)山梨放送	甲府市北口2-6-10	(055) 231—3232	(055) 235—9194
(株)テレビ山梨	甲府市湯田2-13-1	(055) 232—1114	(055) 237—4423
(株)エフエム富士	甲府市川田町アリア105	(055) 228—6969	
山梨交通(株)	甲府市飯田3-2-34	(055) 223—0811	(055) 228—8760
(社)山梨県トラック協会	笛吹市石和町唐柏1000-7	(055) 262—5561	(055) 263—2036
(社)東山梨医師会	山梨市下井尻126-1（峡東保健 所内）	(0553) 22—6621	(0553) 22—6623
(社)山梨県エルピーガス協会	甲府市宝1-21-20	(055) 228—4171	(055) 228—4173

6 警察

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	F A X 番 号
日下部警察署	山梨市北261	(0553) 22—0110	
日下部警察署塩山分署	甲州市塩山熊野105	(0553) 32—0110	
塩山駅前交番	甲州市塩山上於曾1723-3	(0553) 33—2299	
祝警察官駐在所	甲州市勝沼町下岩崎961	(0553) 44—0542	
勝沼ぶどう郷駅前警察官駐在所	甲州市勝沼町菱山3050-2	(0553) 44—0349	
神金警察官駐在所	甲州市塩山上萩原1454	(0553) 33—4441	
千野警察官駐在所	甲州市塩山千野520	(0553) 33—4440	
大和警察官駐在所	甲州市大和町初鹿野1662	(0553) 48—2110	
勝沼警察官駐在所	甲州市勝沼町勝沼756-9	(0553) 44—0064	
松里警察官駐在所	甲州市塩山小屋敷2299-2	(0553) 33—4442	

7 消防

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	F A X 番 号
東山梨消防本部塩山消防署	甲州市塩山西広門田385	(0553) 32—0119	(0553) 32—5023
〃 勝沼分署	甲州市勝沼町勝沼2059-2	(0553) 44—0119	

8 自衛隊

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	F A X 番 号
陸上自衛隊第1特科隊	南都留郡忍野村忍草3093	(0555) 84—3135	

9 その他公共的機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	F A X 番 号
甲州市社会福祉協議会	甲州市勝沼町休息1867-2	(0553) 44—1329	
フルーツ山梨農業協同組合 本所	甲州市塩山上塩後1100	(0553) 32—6500	(0553) 32—6509
〃 塩山支所	甲州市塩山上於曾941-1	(0553) 32—3131	(0553) 33—5223
〃 塩山北支所	甲州市塩山上栗生野504-2	(0553) 33—3151	(0553) 32—0180
〃 奥野田支所	甲州市塩山熊野784-2	(0553) 33—3085	(0553) 32—1888
〃 松里支所	甲州市塩山小屋敷1379	(0553) 33—3050	(0553) 33—6787
〃 勝沼支所	甲州市勝沼町勝沼1205	(0553) 44—1211	(0553) 44—2881
峡東森林組合	甲州市塩山赤尾453-1	(0553) 33—2901	

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	F A X 番 号
甲州市商工会	甲州市塩山上於曾1154	(0553) 33—2236	(0553) 33—2795
峡東地域広域水道企業団	山梨市牧丘町杣口2135	(0553) 35—4391	(0553) 35—3609
(財)山梨県下水道公社峡東浄化センター	笛吹市石和町東油川字北畑417	(055) 263—2738	(055) 263—2738
峡東ケーブルネット株式会社 (峡東C A T V)	甲州市塩山上於曾1079	(0553) 33—2252	(0553) 33—6057
勝沼C A T V株式会社 (勝沼C A T V)	甲州市勝沼町勝沼756-1	(0553) 44—5510	(0553) 44—5527
山梨交通(株)塩山営業所	甲州市塩山上於曾596	(0553) 33—3141	

○甲州市国民保護協議会委員名簿

NO	役 職 名	区 分	備 考
1	峡東地域県民センター所長	甲州市防災会議条例 第3条第5項第1号委員	山梨県知事部局職員のうちから市長が 委嘱する者
2	峡東保健福祉事務所長	〃	〃
3	峡東林務環境事務所長	〃	〃
4	峡東農務事務所長	〃	〃
5	峡東建設事務所長	〃	〃
6	日下部警察署長	第3条第5項第2号委員	山梨県警察警察官のうちから市長が委 嘱する者
7	甲州市副市長	第3条第5項第3号委員	市職員のうちから市長が任命する者
8	甲州市勝沼支所長	〃	〃
9	甲州市大和支所長	〃	〃
10	甲州市政策秘書課長	〃	〃
11	甲州市教育長	第3条第5項第4号委員	市教育委員会教育長
12	甲州市消防団長	第3条第5項第5号委員	市消防団長
13	東山梨消防本部消防長	第3条第5項第6号委員	東山梨消防本部消防長
14	陸上自衛隊第1特科隊第2中隊 長	第3条第5項第7号委員	指定地方行政機関、指定公共機関又は 指定地方公共機関のうちから市長が委 嘱する者
15	東日本旅客鉄道(株)塩山駅長	〃	〃
16	東日本電信電話(株)山梨支店 設備部災害対策室担当部長	〃	〃
17	東京電力パワーグリッド(株) 山梨総社渉外担当	〃	〃
18	塩山郵便局長	〃	〃
19	甲州市商工会長	〃	〃
20	甲州市社会福祉協議会長	〃	〃
21	山梨交通(株)塩山営業所長	〃	〃
22	甲州市区長会長	第3条第5項第8号委員	自主防災組織を構成する者又は学識経 験のある者のうちから市長が委嘱する 者
23	甲州市区長会副会長	〃	〃
24	甲州市区長会副会長	〃	〃
25	甲州市医師会長	第3条第5項第9号委員	その他市長が認め委嘱する者
26	甲州市民生児童委員連絡協議会 長	〃	〃
27	甲州市日赤奉仕団委員長	〃	〃

○指定避難施設一覧

	施設名	所在地	電話番号
1	塩山高等学校校庭	甲州市塩山三日市場440-1	(0553) 33—2542
2	産業技術短期大学校	甲州市塩山上於曾1308	(0553) 32—5200
3	塩山中学校校庭	甲州市塩山下於曾1039-1	(0553) 33—2143
4	塩山北中学校校庭	甲州市塩山上栗生野133	(0553) 33—2737
5	松里中学校校庭	甲州市塩山小屋敷1	(0553) 33—3332
6	塩山南小学校校庭	甲州市塩山上於曾1017	(0553) 33—2151
7	塩山北小学校校庭	甲州市塩山千野3421	(0553) 33—2152
8	松里小学校校庭	甲州市塩山小屋敷1378	(0553) 33—3006
9	井尻小学校校庭	甲州市塩山上井尻675	(0553) 33—2509
10	奥野田小学校校庭	甲州市塩山熊野906	(0553) 33—2147
11	大藤小学校校庭	甲州市塩山上栗生野492-1	(0553) 33—2116
12	神金小学校校庭	甲州市塩山上萩原1518-4	(0553) 33—2752
13	神金第二小・中学校落合分校校庭	甲州市塩山上萩原4983-19	—
14	玉宮小学校校庭	甲州市塩山竹森3015	(0553) 33—2383
15	甲州市民文化会館（甲州市中央公民館）駐車場	甲州市塩山上塩後240	(0553) 32—1411
16	塩山高等学校第2グラウンド	甲州市塩山千野189-1	(0553) 32—3645
17	交流保養センター駐車場	甲州市塩山上小田原730-1	(0553) 32—4126
18	於曾公園	甲州市塩山下於曾539-4	—
19	勝沼小学校校庭	甲州市勝沼町勝沼3099	(0553) 44—0272
20	勝沼中学校校庭	甲州市勝沼町勝沼761-1	(0553) 44—0152
21	等々力公園	甲州市勝沼町等々力1449	—
22	祝小学校校庭	甲州市勝沼町下岩崎960	(0553) 44—0179
23	上岩崎公園	甲州市勝沼町上岩崎369-1	—
24	藤井保育園跡地	甲州市勝沼町藤井	—
25	東雲小学校校庭	甲州市勝沼町休息1560-1	(0553) 44—0077
26	山区消防詰所前	甲州市勝沼町山966	—
27	小佐手小出荷所	甲州市勝沼町小佐手1023	—
28	綿塚飯縄神社	甲州市勝沼町綿塚946	—
29	勝沼健康公園	甲州市勝沼町休息1863	—
30	勝沼ぶどう郷駅前公園	甲州市勝沼町菱山3040	—
31	菱山小学校校庭	甲州市勝沼町菱山1066	(0553) 44—0528
32	中原公民館	甲州市勝沼町中原603-2	—
33	栖雲寺境内	甲州市大和町木賊122	(0553) 48—2797
34	景德院境内	甲州市大和町田野389	(0553) 48—2225
35	田野集会場広場	甲州市大和町田野469-1	—
36	水野田公会堂広場	甲州市大和町初鹿野484-2	—
37	丸林集落センター前	甲州市大和町初鹿野2001-1	—

38	農協倉庫前広場	甲州市大和町初鹿野1840	——
39	大和中学校校庭	甲州市大和町初鹿野1643	(0553) 48—2022
40	大和小学校校庭	甲州市大和町初鹿野1679-5	(0553) 48—2300
41	大和スポーツ公園	甲州市大和町日影772	(0553) 48—2921
42	西の原団地	甲州市大和町日影	——
43	鶴瀬バス停	甲州市大和町鶴瀬	——
44	山菅神社境内	甲州市大和町日影1335	——

○市内医療機関一覧

名称	所在地	電話番号	FAX番号
甲州市立勝沼病院	甲州市勝沼町勝沼950	(0553) 44—1166	
甲州市大藤診療所	甲州市塩山上栗生野13-1	(0553) 33—2649	
塩山市民病院	甲州市塩山西広門田433-1	(0553) 32—5111	(0553) 32—5115
岩瀬内科クリニック	甲州市塩山上於曾1109	(0553) 33—8041	(0553) 33—8042
阿部ファミリークリニック	甲州市勝沼町下岩崎1052	(0553) 44—1131	
あめみや医院	甲州市塩山上井尻1419	(0553) 32—5511	
池田内科小児科医院	甲州市勝沼町勝沼2961	(0553) 44—0613	
岡医院	甲州市塩山上於曾273-1	(0553) 33—2583	
加田クリニック	甲州市塩山下於曾1133-2	(0553) 32—5507	
斉藤医院	甲州市塩山上塩後271-1	(0553) 32—8111	(0553) 32—8123
斉藤眼科	甲州市塩山上塩後285-1	(0553) 32—8155	
鶴田クリニック	甲州市塩山三日市場1965	(0553) 32—1151	
望月医院	甲州市勝沼町休息1200-1	(0553) 44—2220	(0553) 44—2217
渡辺医院	甲州市大和町初鹿野1835-2	(0553) 48—2230	
松里診療所	甲州市塩山三日市場1982-1	(0553) 39—8333	
塩山皮膚科	甲州市塩山下塩後336-1	(0553) 39—8888	
みわペイン痛みのクリニック	甲州市塩山下塩後890-1	(0553) 33—5300	
櫻林腎・内科クリニック	甲州市塩山下塩後336-8	(0553) 39—9233	
小澤こころのクリニック	甲州市塩山下塩後356-3	(0553) 44—3123	
内田歯科医院	甲州市塩山上於曾1774	(0553) 32—0123	
おざわ歯科医院	甲州市勝沼町勝沼976	(0553) 44—2772	
近藤歯科医院	甲州市勝沼町勝沼2995-2	(0553) 44—5001	(0553) 44—5010
早乙女歯科医院	甲州市塩山上於曾1267	(0553) 33—2703	
宿澤歯科医院	甲州市塩山上於曾915-3	(0553) 33—2281	
高木歯科医院	甲州市塩山上於曾388	(0553) 32—2081	
筒井歯科医院	甲州市塩山上於曾1729	(0553) 33—2574	
鶴田歯科医院	甲州市勝沼町等々力2328-43	(0553) 44—5108	
ナカムラ歯科医院	甲州市塩山下於曾1562-2	(0553) 32—4440	(0553) 32—4441
三沢歯科医院	甲州市勝沼町等々力678	(0553) 44—2468	
三塚歯科医院	甲州市塩山上於曾1124	(0553) 32—3420	
村田歯科医院	甲州市塩山上於曾1871-7	(0553) 32—3603	
吉田歯科医院	甲州市勝沼町小佐手1094	(0553) 44—3123	

○災害拠点病院・災害支援病院一覧

1 基幹災害拠点病院

名 称	所 在 地	電 話 番 号 F A X 番号	一般病床数
山梨県立中央病院	甲府市富士見 1－1－1	055—253—7111 F 055—253—8011	622

2 基幹災害支援病院

名 称	所 在 地	電 話 番 号	一般病床数
山梨大学医学部附属病院	中央市下河東1110	055—273—1111	578
山梨赤十字病院	富士河口湖町船津6663－1	0555—72—2222	224

3 地域災害拠点病院（峡東地区）

名 称	所 在 地	電 話 番 号 F A X 番号	一般病床数
山梨厚生病院	山梨市落合860	0553—23—1311 F 0553—23—0168	293
笛吹中央病院	笛吹市石和町四日市場47－1	055—262—2185 F 055—263—5985	150

4 地域災害支援病院（峡東地区）

名 称	所 在 地	電 話 番 号 F A X 番号	病床数
加納岩総合病院	山梨市上神内川1309	0553—22—2511 F 0553—23—1872	160
塩山市民病院	甲州市塩山西広門田433－1	0553—32—5111 F 0553—32—5115	180
甲州市立勝沼病院	甲州市勝沼町勝沼950	0553—44—1166 F 0553—44—2906	51
山梨市立牧丘病院	山梨市牧丘町窪平302－2	0553—35—2025 F 0553—35—4434	30
富士温泉病院	笛吹市春日居町小松1177	0553—26—3331 F 0553—26—3574	43
甲州リハビリテーション病院	笛吹市石和町四日市場2031	255—262—3121 F 055—262—3727	—
石和温泉病院	笛吹市石和町八田330－5	055—263—0111 F 055—263—7074	49
石和共立病院	笛吹市石和町広瀬623	055—263—3131 F 055—263—3136	99
一宮温泉病院	笛吹市一宮町坪井1745	0553—47—3131 F 0553—47—3434	77

5 民間病院等

名 称	所 在 地	電 話 番 号 F A X 番号	病床数
日下部記念病院	山梨市上神内川1363	0553—22—0536 F 0553—22—5064	—
山梨リハビリテーション病院	笛吹市春日居町小松855	0553—26—3030 F 0553—26—4569	—
春日居リハビリテーション病院	笛吹市春日居町国府436	0553—26—4126 F 0553—26—4366	—

災害拠点病院及び災害支援病院は、阪神・淡路大震災の教訓を生かし、災害時における初期救急医療体制を充実強化するために指定されている。

災害拠点病院においては、24時間緊急対応し、災害発生時に被災地内の傷病等の受入れ及び搬出を行い、また、被災地外の災害拠点病院とのヘリコプターによる傷病者、医療物資等のピストン輸送を行うなどの機能を有する。災害支援病院はそれを支援するものである。

○飛行場外離着陸場等一覧

(平成30年 9 月15日現在)

区 分	場 所 名	所 在 地
場外離着陸場	藤木スポーツ広場第一グラウンド	甲州市塩山藤木
	上日川ダム	甲州市塩山上萩原萩原山4783― 1
	勝沼中央公園運動場	甲州市勝沼町勝沼1310番地
	大和スポーツ公園グラウンド	甲州市大和町日影772番地
緊急離着陸場	東山梨消防本部	甲州市塩山西広門田385
	上日川ダム	甲州市塩山上萩原
	萩原山ヘリポート	甲州市塩山上萩原萩原山4783― 2

○ヘリコプター主要発着場一覧

(平成26年6月現在)

名 称	所 在 地	施設管理者 又は占有者	施設規模			広 さ (市×長さ)	消 防 署 (所) の 間 (分)
			大 型	中 型	小 型		
中央公民館駐車場	甲州市塩山上塩後240	市長			○	50×60	5
塩山中学校校庭	甲州市塩山下於曾995	学校長	○			110×110	5
塩山北中学校校庭	甲州市塩山上栗生野133	〃	○			100×90	6
松里中学校校庭	甲州市塩山小屋敷2	〃			○	75×65	5
塩山南小学校校庭	甲州市塩山上於曾1028	〃		○		85×75	5
塩山北小学校校庭	甲州市塩山千野3421	〃			○	55×80	5
奥野田小学校校庭	甲州市塩山熊野907	〃			○	50×80	5
大藤小学校校庭	甲州市塩山上栗生野492	〃			○	50×75	6
神金小学校校庭	甲州市塩山上萩原1518	〃			○	75×50	7
玉宮小学校校庭	甲州市塩山竹森3018	〃			○	60×40	6
松里小学校校庭	甲州市塩山小屋敷1381	〃			○	55×80	5
井尻小学校校庭	甲州市塩山上井尻675	〃			○	75×45	5
神金第二小中学校 一ノ瀬分校校庭	甲州市塩山一ノ瀬高橋404	〃			○	40×30	10
塩山高等学校校庭	甲州市塩山三日市場440—1	〃		○		130×140	6
塩山高等学校 第二グラウンド	甲州市塩山千野193	〃		○		82×87	6
甲州市多目的広場 (塩山総合グラウンド)	甲州市塩山小屋敷1854	市長	○			100×150	6
勝沼中学校校庭	甲州市勝沼町勝沼761—1	学校長	○			90×100	5
勝沼小学校校庭	甲州市勝沼町勝沼309	〃		○		50×60	5
祝小学校校庭	甲州市勝沼町下岩崎960	〃		○		70×70	5
東雲小学校校庭	甲州市勝沼町休息1560—1	〃	○			50×100	5
菱山小学校校庭	甲州市勝沼町菱山1071	〃			○	50×50	6
大和中学校校庭	甲州市大和町初鹿野1643	〃			○	90×60	7
甲州市役所大和支所	甲州市大和町初鹿野1693-1	市長			○		6
塩山北中学校職員駐車場	甲州市塩山上栗生野133	学校長			○		6
日川溪谷レジャーセンタ ーテニスコート	甲州市大和町田野3	市長		○			8
勝沼インターチェンジ	甲州市勝沼町上岩崎1220-1	中日本高速 道路(株)			○		6

○消防力の現況

(令和4年4月1日現在)

消防団				消防ポンプ自動車等現有台数					消防水利			
消防団数	分団数	団員数	水防団員兼務者	普通消防車	ポンプ付自動車	小型動力ポンプ			消火栓 (公設)	防火水槽		
				B-1級以上	B-1級以上	ポンプ積載付車	車両にない積載もの	手引動力		100	40	20
										m ³	m ³	m ³
1	11	811	811	16	2	38	2		700	32	265	102

○応急仮設住宅建設予定地

(平成26年7月22日現在)

候補地の名称 (通称)	所在地 (地名地番)	土地所有者	敷地面積 (m ²)	建設戸数 (戸)	特記事項
甲州市民文化会館	甲州市塩山上塩後381番地1	市有地	1,610	15	塩山駅から車で3分、県道万力・小屋敷線沿い
松里公民館駐車場	甲州市塩山小屋敷1536番地	市有地	640	4	塩山駅から車で10分、県道下萩原・三日市場線沿い
松里中体育館跡地	甲州市塩山小屋敷38番地2	市有地	2,030	22	塩山駅から車で11分、松雄神社東、松里中学校旧体育館跡地
塩山中北駐車場	甲州市塩山下於曾1018番地2	民有地	1,160	10	塩山駅から徒歩で10分、塩山中学校北側、市役所駐車場
勝沼中央公園グラウンド	甲州市勝沼町勝沼1310番地	市有地	16,000	104	中央自動車道勝沼ICから車で5分
大和スポーツ公園	甲州市大和村日影772番地	市有地	9,430	113	J R 甲斐大和駅より徒歩15分
塩山総合グラウンド	甲州市塩山小屋敷1897番地	市有地	19,500	200	塩山駅から車で10分、塩山総合グラウンド
ぶどうの丘駐車場	甲州市勝沼町菱山5093番地	市有地			勝沼ぶどう郷駅から車で5分
		計			

〔協 定 等〕

○山梨県消防防災ヘリコプター応援協定

（目的）

第1条 この協定は、山梨県下の市町村及び消防事務に関する一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、山梨県が所有する消防防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の応援を求めることに関し必要な事項を定めるものとする。

（協定区域）

第2条 本協定に基づき市町村等が航空機の応援を求めることができる区域は、前条の市町村等の区域とする。

（災害の範囲）

第3条 この協定において、災害とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する災害をいう。

（応援要請）

第4条 この協定に基づく応援要請は、災害が発生した市町村等（以下「要請市町村等」という。）の長が、次のいずれかに該当し、航空機の活動を必要と判断する場合に、山梨県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- （1） 災害が、隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- （2） 要請市町村等の消防力によっては防御が著しく困難な場合
- （3） その他救急救助活動等において航空機による活動が最も有効な場合

2 応援要請は、山梨県総務部消防防災課消防防災航空担当（以下「消防防災航空隊」という。）に、電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- （1） 災害の種別
- （2） 災害の発生場所及び災害の状況
- （3） 災害発生現場の気象状態
- （4） 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- （5） 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡手段
- （6） 応援に要する資機材の品目及び数量
- （7） その他必要な事項

（消防防災航空隊の派遣）

第5条 知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状態を確認のうえ、消防防災航空隊を派遣するものとする。

2 前項の規定による要請に応ずることができない場合は、知事は、その旨を速やかに要請市町村等の長に通報するものとする。

（航空隊の隊員の指揮）

第6条 前条第1項の規定により応援する場合において、災害現場における消防防災航空隊の隊員（以下「航空隊員」という。）の指揮は、要請市町村等の長の定める災害現場の最高責任者が行うものと

する。この場合において、航空機に搭乗している運航指揮者が航空機の運航に重大な支障があると認めたときは、その旨現場の最高責任者に通告するものとする。

(消防用無線局の管理及び運用)

第7条 山梨県は、第4条に基づく応援要請の活動を行うに当たり、要請市町村等との連携を緊密にするため、航空機及び消防防災航空隊に消防用無線局を整備するものとする。

2 前項の無線局の管理及び運用については、別に定める山梨県消防防災ヘリコプターと消防機関との通信に係る無線局の管理及び運用に関する取扱基準によるものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第8条 応援要請に基づき航空隊員が消防活動に従事する場合には、要請市町村等の長から航空隊員を派遣している市町村等の長に対し、山梨県常備消防相互応援協定書（昭和61年6月1日施行。以下「相互応援協定」という。）第2条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(経費負担)

第9条 この協定に基づき応援に要する運航経費は、山梨県が負担するものとする。

2 前条に該当する活動に従事する場合においても、応援に要する運航経費は、相互応援協定第6条の規定にかかわらず、山梨県が負担するものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項は、山梨県及び市町村等が協議して定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、平成7年4月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書72通を作成し、知事及び市町村等の長は、記名押印のうえ、各自それぞれ1通を所持する。

平成7年3月20日

甲府市丸の内一丁目6—1

甲 山梨県知事

乙 各 市 町 村

消防管理者

○大規模災害等発生時における相互応援に関する 協定書

(甲府市・富士吉田市・都留市・大月市・韮崎市・南アルプス市・
甲斐市・笛吹市・北杜市・上野原市・山梨市・甲州市・中央市)

(趣旨)

第1条 この協定は、山梨県市長会を構成する市長の協議により、甲府市、富士吉田市、都留市、大月市、韮崎市、南アルプス市、甲斐市、笛吹市、北杜市、上野原市、山梨市、甲州市及び中央市（以下「都市」という。）において、大規模な災害及び市国民保護計画が対象とする事態（以下「大規模災害等」という。）が発生し又は発生する恐れがある場合には、被害を受けた若しくは受ける恐れがある都市（以下「被災都市」という。）のみでは十分な救護等の応急措置が実施できない場合若しくはできないと判断される場合に、災害対策基本法及び相互友愛精神に基づき都市間の総合応援協力を行うため、必要な事項を定めるものとする。

(連絡担当部課)

第2条 都市は、大規模災害等発生時の相互応援を円滑に実施するため、あらかじめ別紙（様式第1号）のとおりに相互応援に関する連絡担当部課を定めるものとする。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (3) 被災者及び避難者（以下「被災者等」という。）の救出・医療・防疫・施設の応急復旧等に必要資機材及び物資の提供
- (4) 被災者等を一時受入れるための施設の提供
- (5) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (6) 前各号に掲げるもののほか、被災都市が必要と認めるもの

(応援要請の手続)

第4条 被災都市が応援の要請をするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにし、第2条の連絡担当部課を通じ別に定める様式（様式第2号）により文書にて要請するものとする。ただし、緊急の場合にあつては、電話又は電信（ファックス・メール等）などにより応援を要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第4号及び第6号に掲げるものの品名、規格、数量等
- (3) 前条第5号に掲げる職員の職種別及び人員
- (4) 応援を受ける場所及びその経路
- (5) 応援を受ける期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した経費の負担は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次の各号の掲げるとおりとする。

- (1) 職員の派遣に要した経費は、応援を行う都市が支弁する。

(2) 救援物資の調達その他応援に要した経費は、被災都市が負担する。

(3) 被災都市が前号に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、被災都市から要請があった場合は、応援する協定都市は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

(災害補償等)

第6条 第4条の定めにより派遣された応援活動に従事する職員（以下「応援職員」という。）が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは廃疾となった場合においては、本人又はその遺族に対する損害賠償は、応援を行う都市が負うものとする。

2 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が被災都市への往復途中に生じたものを除き、被災都市がその賠償の責めを負うものとする。

(応援の自主出動)

第7条 都市は、被災都市との通信の途絶等により連絡がとれない場合で、緊急に応援を行う必要があると認められるときは、自主的判断により被災都市に対し応援を行うことができる。

2 自主出動した都市は、情報収集を行うとともに、被災都市に応援内容と情報の提供をできるだけ早期に行うよう努める。

3 第1項の規定により職員を派遣した場合には、被災都市から第4条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(資料等の交換)

第8条 都市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう地域防災計画、国民保護計画及びその他必要な資料等を相互に交換するものとする。

(市町村合併による取扱い)

第9条 構成都市が合併した場合は、合併した市がこの協定を継承するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

(施行期日)

第11条 この協定は、平成 年 月 日から施行する。

この協定の成立を証するため、都市署名押印のうえそれぞれ一通を保有する。

平成19年1月12日

山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号

甲府市長

山梨県富士吉田市下吉田1842番地

富士吉田市長

山梨県都留市上谷一丁目1番1号

都留市長

山梨県大月市大月二丁目6番20号

大月市長

山梨県韮崎市水神一丁目 3 番 1 号
韮崎市長
山梨県南アルプス市小笠原376番地
南アルプス市長
山梨県甲斐市篠原2610番地
甲斐市長
山梨県笛吹市石和町市部777番地
笛吹市長
山梨県北杜市須玉町大豆生田961番地 1
北杜市長
山梨県上野原市上野原3832番地
上野原市長
山梨県山梨市小原西955番地
山梨市長
山梨県甲州市塩山上於曾1040番地
甲州市長
山梨県中央市臼井阿原301番地 1
中央市長

様式第 1 号

大規模災害等発生時の連絡担当部課

(市)

連絡部課名					
県防災無線電話番号		地上			
		衛星			
衛星携帯電話可搬用電話番号					
連絡担当者	責任者				
	補助者				
連絡先電話番号等	勤務時間内	責任者	TEL		
			携 帯		
			TEL		
			FAX		
		e-mail			
		補助者	TEL		
			携 帯		
			TEL		
	FAX				
	e-mail				
	勤務時間外	責任者	TEL		
			携 帯		
TEL					
FAX					
e-mail					
補助者		TEL			
		携 帯			
		TEL			
	FAX				
e-mail					
備考					

連絡担当者に変更が生じたときは、速やかに通知するものとする。

様式第2号

号

年 月 日

様

住 所

氏 名

大規模災害等発生による応援要請について

大規模災害等発生時における相互応援に関する協定書第4条に基づき、次のとおり援助の要請をいたします。

項 目	内 容
(1) 被害状況	
(2) 応援内容の種類	
(3) 応援を要する職種別人員	
(4) 応援場所、到達経路	
(5) 応援を受ける期間	
(6) その他応援に必要な事項	

○中央自動車道消防相互応援協定書

消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条第2項の規定に基づき、下記市町、一部事務組合（以下「関係団体」という。）の区域内の中央自動車道（以下「高速道路」という。）における消防業務に関する相互応援について、次のとおり協定する。

上野原市、大月市、都留市、富士五湖広域行政事務組合、富士吉田市、西桂町、富士河口湖町、東山梨行政事務組合、甲州市、東八代広域行政事務組合、笛吹市、甲府地区広域行政事務組合、甲府市、甲斐市、中央市、昭和町、峡北広域行政事務組合、韮崎市、北杜市

（目的）

第1条 この協定は、高速道路における、火災または救急事故等（以下「災害」という。）を円滑迅速に処理するため、関係団体が相互に応援することを目的とする。

（体制・応援）

第2条 関係団体の消防機関は、高速道路における災害を覚知したときは、別表に定める区分により出場する。

2 前項の規定により出場した先着消防隊の最高指揮者が必要と認めたときは、他の関係団体へ消防隊の応援を求めることができる。この場合の応援要請は、災害発生地の関係団体の長から要請があったものとみなす。

（連絡）

第3条 消防機関がその管轄する行政区域以外の地域において消防業務に従事したときは、その災害の状況を、災害発生地を管轄する消防機関の消防長に通報するものとする。

（現場の指揮）

第4条 この協定に基づき応援のため出場した消防隊は、災害発生地の消防隊が現場に到着していない場合においては、先着隊の最高指揮者の下に行動するものとする。ただし、災害発生地を管轄する消防隊が出場したときは、その最高指揮者の下に行動するものとする。

（災害の調査）

第5条 高速道路における火災並びに多数傷病者発生等の特異な災害の原因及び損害の調査は、原則として当該災害地を管轄する消防機関が行うものとする。ただし、これによりがたいときは、別表消防機関に調査等を依頼することができる。

（報告）

第6条 災害の報告は、火災報告取扱要領（昭和43年11月11日消防総第393号）及び救急事故報告要領（昭和57年12月28日消防救第53号）によるものとする。

（経費の負担）

第7条 この協定により出場した経費の負担については、次の各号に定めるところによるものとする。

（1） 応援消防隊の給与及び公務災害補償、機械器具等に要する費用は、当該消防隊の属する関係団体が負担する。

（2） 消防業務が長時間にわたる場合の燃料補給、食料等に要する費用は、災害発生地の関係団体が負担する。

（3） 前2号に定める経費以外の経費に関しては、必要のつど関係団体が協議して決定する。

（情報の交換）

第8条 関係団体は、この協定の適正な運用を期するため、必要な情報を相互に交換するものとする。

(補則)

第9条 この協定の実施について、必要な事項は、関係団体が協議のうえ決定する。

(附則)

- 1 この協定は、平成18年6月14日より施行する。
- 2 昭和58年11月1日付けで締結した「中央自動車道消防相互応援協定書」は廃止する。
- 3 本協定を証するため本協定書19通を作成し、それぞれ記名押印のうえ各1通を保管する。

上野原市長	印
大月市長	印
都留市長	印
富士五湖広域行政事務組合代表理事	印
富士吉田市長	印
西桂町長	印
富士河口湖町長	印
東山梨行政事務組合管理者	印
甲州市長	印
東八代広域行政事務組合代表理事	印
笛吹市長	印
甲府地区広域行政事務組合管理者	印
甲府市長	印
甲斐市長	印
中央市長	印
昭和町長	印
峡北広域行政事務組合代表理事	印
韮崎市長	印
北杜市長	印

(別表)

中央自動車道における消防業務体制

西宮線
富士吉田線

供用開始時期		S. 52. 12. 10		S. 57. 11. 10		S. 55. 3. 26		S. 44. 3. 26	
県	名	神奈川県		山 梨 県		長野県		山 梨 県	
関係 (通過) 市 町 名		相模原市	藤野町	上野原市	大月市	甲州市	笛吹市	甲府市	中央市
		相模原市	上野原市	甲府市	昭和町	甲斐市	北杜市	富士見町	富士河口湖町
I. C. 区間距離		←4. 9→		←20. 1→		←19. 7→		←6. 2→←9. 3→←7. 7→	
I. C. 名		相模湖	上野原	大月	(大月 j c t)	勝沼	一宮御坂	甲府昭和	(双葉 j c t)
		相模湖	上野原	大月	(大月 j c t)	勝沼	一宮御坂	甲府昭和	(双葉 j c t)
業務実施機関	上り線 (機関)	相模原市	上野原市	大月市	(笹子トンネル東坑口)	東山梨行政 (事)	東八代広域行政 (事)	甲府地区広域行政 (事)	峡北広域行政 (事)
		相模原市	上野原市	大月市	(談合坂)	東山梨行政 (事)	東八代広域行政 (事)	甲府地区広域行政 (事)	峡北広域行政 (事)
下り線 (機関)		相模原市	上野原市	大月市	(談合坂)	上野原市	相模原市	大月市	富士五湖広域行政 (事)
		相模原市	上野原市	大月市	(談合坂)	上野原市	相模原市	大月市	富士五湖広域行政 (事)

○富津市と甲州市との災害時における相互援助に関する協定書

(趣旨)

第1条 富津市（以下「甲」という。）と甲州市（以下「乙」という。）は、姉妹都市協定の締結を契機として、富津市と甲州市及び両市民が相互に親睦と友好を深めることを願い、災害時における応急対策及び復旧対策に係る相互の援助に関し、次のとおり協定を締結する。

(要請)

第2条 甲又は乙は、前条の規定により援助協力要請をうけた場合は、要請の内容に従って、応援するよう努めるものとする。

(連絡担当部署)

第3条 甲又は乙は、別紙（様式）のとおりに相互援助に関する連絡担当部署を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

(応援の種類)

第4条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料品
- (2) 生活必需品
- (3) 応急対策用資機材
- (4) 救助及び応急復旧に必要な技術職、技能職及び事務職職員等の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (6) その他、特に必要な事項

(輸送)

第5条 応急物資の輸送は、供給を要請した側が行うものとする。ただし、特別の理由により、要請した側において輸送が困難な状況にある場合は、協議によりその輸送を供給する側に依頼することができる。

(経費の負担)

第6条 援助に要した経費の負担は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 職員の派遣に要した経費は、要請した側が支弁する。
- (2) 応援物資の供給及び施設提供に要する経費（輸送費を含む。）は、要請した側が負担するものとし、その額については、双方で協議して定める。

(災害補償等)

第7条 第4条に定める応援に従事した職員が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは廃疾となった場合においては、本人又はその遺族に対する損害賠償は、応援した側が負うものとする。

2 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が被災市への往復途中に生じたものを除き、被災市がその賠償の責めを負うものとする。

(協議)

第8条 この協定の解釈について、疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、双方協議のうえ、決定するものとする。

(施行期日)

第9条 この協定は、平成18年10月22日から施行する。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成18年10月22日

甲 千葉県富津市下飯野2443番地

富津市長

印

乙 山梨県甲州市塩山上於曽1040番地

甲州市長

印

様式

災害時の連絡担当部署

(富津市)

連絡担当部署名		
担当者及び 連絡先	責任者	職・氏名 電 話（執務室） （携 帯） F A X E-mail
	補助者	職・氏名 電 話（執務室） （携 帯） F A X E-mail
備 考		

(甲州市)

連絡担当部署名		
担当者及び 連絡先	責任者	職・氏名 電 話（執務室） （携 帯） F A X E-mail
	補助者	職・氏名 電 話（執務室） （携 帯） F A X E-mail
備 考		

○山梨市・甲州市・笛吹市消防団消防相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、山梨市、甲州市及び笛吹市（以下「協定市」という。）との消防相互応援協定を締結し、火災その他の災害（以下「災害等」という。）が発生した場合に、協定市相互の消防力を活用して災害等による被害を最小限度に防止することを目的とする。

(応援の種別)

第2条 この協定による応援は、次に掲げるとおりとする。

(1) 普通応援

協定市に接する地域及び当該地域周辺で発生した災害等を覚知又は受報した場合は、隣接する分団の消防隊1隊（隣接部）が発生地の市長の要請を待たずして出場するものとする。

(2) 特別応援

協定市の区域内に大規模な災害等が発生した場合は、発生地の市長の要請に基づいて出場するものとする。

(応援要請の方法)

第3条 応援の要請は、災害発生地の市長から電話その他の方法により、次の事項を明確にして応援市長に対して行うものとする。

(1) 災害等の種別

(2) 災害等の発生場所

(3) 所要人員及び機械器具等の種別員数

(4) 応援隊集結場所

(5) その他必要事項

(応援隊の派遣)

第4条 前条の規定により応援要請を受けた市長は、当該市区域内の警備に支障のない範囲内において応援隊を派遣するものとする。

2 応援する市長は、応援隊を派遣したときは、出発時刻、出場人員、機械器具等の員数及び到着予定時刻を受援する市長に通報し、派遣しがたいときは、その旨を遅滞なく受援する市長に連絡するものとする。

(応援隊の誘導)

第5条 受援する市の消防団長は、集結場所に誘導員を待機させ応援隊の誘導に努めるものとする。

(応援隊の指揮)

第6条 応援隊の指揮は、消防組織法第24条の6の規定に基づき、消防長、消防署長又は受援する市の消防団長が応援隊の長にこれを行うものとする。

(応援隊の報告)

第7条 応援隊の長は、消防活動について速やかに消防長、消防署長又は受援する市の消防団長に報告するものとする。

(費用の負担)

第8条 応援に要した費用については、次の区分により負担するものとする。

- (1) 応援隊の諸手当、災害補償、消防賞じゅつ金及び機械器具の破損修理等の費用については、応援する市の負担とする。
- (2) 応援隊が業務上第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援活動中に生じたものについては受援する市が、また、往復路に生じたものについては、応援する市がそれぞれ賠償の責に任ずるものとする。
- (3) 応援隊の消防活動が長時間に渡る場合の燃料補給及び食糧等に要する費用は、受援する市の負担とする。
- (4) 前各号以外の経費については、当事者間において協議して定める。

(改廃)

第9条 この協定の改廃は、協定者協議のうえ行うものとする。

(委任)

第10条 この協定の運用について、必要な事項は、消防長、消防署長及び協定市の消防団長が協議のうえ定めるものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、それぞれ記名押印のうえ各1通を保管する。

平成18年3月20日

山梨市長	
甲州市長	
笛吹市長	

山梨市・甲州市・笛吹市消防団応援地域及び出場表

平成18年4月1日

団名	応援地域名		山梨市		三富	甲州市		笛吹市	
	応援隊名	応援地域名	山梨	牧丘町		塩山	勝沼町	大和町	春日居町
山梨市	加納岩分団第5部又は山梨分団第1部								春日居町
	山梨分団第1部又は第2部								桑戸
	山梨分団第2部又は第3部								別田
	日川分団第1部								下岩下
	日川分団第2部								小 城
	日川分団第3部又は後屋敷分団第3部若しくは加納岩分団第3部								下矢作
	日川分団第4部						綿 緑 等々力		上矢作・北野呂
	日川分団第5部								田 中
	後屋敷分団第2部					西広門田	山 区・休 息		
	岩手分団機動部及び第2部			集					
	日下部分団第3部					三日市場			
	日下部分団第4部					上井尻・上塩後 下塩後			
	日下部分団第4部又は後屋敷分団第1部					藤 木・小屋敷 下柚木			
	牧丘分団第1部		東		上柚木	下柚木			
甲州市	三富分団第2部								
	三富分団第1部又は第2部			成 沢					
	三富分団第5部					清 沢			
	塩山分団第3部		下井尻						
	塩山分団第3部又は奥野田分団第3部若しくは第4部		三ヶ所						
	奥野田分団第3部又は第4部		東後屋敷				山 区・菱 山		
	奥野田分団第4部								
	松里分団第1部又は第2部		七日市場・下井尻						
	松里分団第4部又は第5部			窪 平・集・室 伏					
	松里分団第5部又は第6部				上柚木			共 和	
	勝沼分団第1部又は第3部								
	勝沼分団第5部又は第6部若しくは東雲分団第4部		上栗原・中 村						北野呂・上矢作
	祝分団第1部								北野呂・南野呂
	祝分団第5部								北野呂
笛吹市	東雲分団第2部					西広門田			南野呂・千米寺・石
	東雲分団第3部又は第4部		鴨居寺・東後屋敷						
	東雲分団第2部又は菱山分団第4部					牛 奥			
	大和分団第6部						柏 尾・深 沢		
	大和分団第9部又は第10部					牛 奥(嵯峨塩)			
	春日居分団機動部		上岩下・落 合 正徳寺・大 野						
	春日居分団第1部		上岩下・落合・正徳寺						
	春日居分団第2部		正徳寺・大 野						
	一宮分団西機動部		一町田中 歌 田(日川高枝まで)						
	一宮分団北機動部		歌 田(日川高枝から) 中村・上栗原・下栗原				綿 塚・等々力 勝沼(上町まで) 上塩崎・下塩崎		
※本表は、山梨市・甲州市・笛吹市消防団相互応援協定第2条第1号で定める「隣接する分団の出場する」の参考とするものです。									

〔条 例 等〕

○甲州市国民保護協議会条例

平成18年3月29日

条 例 第 20 号

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第40条第8項の規定に基づき、甲州市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員及び専門委員)

第2条 協議会の委員の定数は、50人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第3条 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第5条 協議会に、幹事30人以内を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

第6条 協議会は、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもって充てる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

○甲州市国民保護対策本部及び甲州市緊急対処事態対策本部条例

平成18年3月29日

条 例 第 21 号

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第31条及び法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、甲州市国民保護対策本部及び甲州市緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 甲州市国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、甲州市国民保護対策本部（以下「対策本部」という。）の事務を総括する。

- 2 対策本部副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、対策本部の事務を整理する。
- 3 対策本部本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。
- 4 対策本部に、本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。
- 5 前項の職員は、市職員のうちから市長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議（次項において「会議」という。）を招集する。

- 2 本部長は、法第28条第6項の規定に基づき、国の職員、県の職員その他市職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

- 2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、本部長が指名する本部員をもって充てる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

第5条 国民保護現地対策本部に国民保護現地対策本部長、国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

- 2 国民保護現地対策本部長は、国民保護現地対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第6条 前各条に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

(準用)

第7条 第2条から前条までの規定は、甲州市緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準

平成25年10月1日号外内閣府告示第229号

最新改正：令和1年9月30日号外内閣府告示第90号

(救援の程度及び方法)

第一条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下「令」という。）第10条第1項（令第52条において準用する場合を含む。）の規定による救援の程度及び方法の基準は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第75条第1項各号及び令第9条各号に掲げる救援の種類ごとに、次条から第13条までに定めるところによる。

- 2 前項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣が特別の基準（次項において「特別基準」という。）を定める。
- 3 救援を実施する都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市においては、その長）は、第1項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣に対し、特別基準の設定について意見を申し出ることができる。

(収容施設の供与)

第二条 法第75条第1項第1号の収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難所

イ 避難住民（法第52条第3項に規定する避難住民をいう。）又は武力攻撃災害（法第2条第4項に規定する武力攻撃災害をいう。以下同じ。）により現に被害を受け、若しくは受けるおそれのある者（以下「避難住民等」という。）を収容するものであること。

ロ 原則として、学校、公民館等既存の建物を利用すること。ただし、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により実施すること。

ハ 避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費は、一人一日当たり330円（冬季（10月から3月までの期間をいう。以下同じ。）については、別に定める額を加算した額）の範囲内とすること。ただし、福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを収容する避難所をいう。）を設置した場合は、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができること。

ニ 収容する期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれがある場合には、長期避難住宅を設置し、これに収容することができることとし、一戸当たりの規模及び避難住民等の収容のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

- (1) 一戸当たりの規模は、救援の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、5,714,000円以内とすること。
- (2) 長期避難住宅の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費並びに光熱水費は、一人一日当たり330円（冬季については、別に定め

る額を加算した額)の範囲内とすること。

ホ 長期避難住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できることとし、一施設当たりの規模及びその設置のため支出できる費用は、別に定めるところによること。

ヘ 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものを収容する施設を長期避難住宅として設置できること。

ト 長期避難住宅の設置に代えて、賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げを実施し、これらに収容することができること。

チ 法第89条第3項の規定により準用される建築基準法(昭和25年法律第201号)第85条第1項本文、第3項及び第4項並びに景観法(平成16年法律第110号)第77条第1項、第3項及び第4項並びに法第131条の規定により準用される特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成8年法律第85号)第2条、第8条及び第9条の規定は、長期避難住宅について適用があるものとする。

二 応急仮設住宅

イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものを収容するものであること。

ロ 一戸当たりの規模は、救援の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費の一切の経費として、5,714,000円以内とすること。

ハ 前号ホからチまでの規定は、応急仮設住宅について準用する。

(炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給)

第三条 法第75条第1項第2号の炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 炊き出しその他による食品の給与

イ 避難所に収容された者、武力攻撃災害により住家に被害を受けて炊事のできない者及び避難の指示(法第54条第2項に規定する避難の指示をいう。以下同じ。)に基づき又は武力攻撃災害により住家に被害を受け避難する必要のある者に対して行うものであること。

ロ 被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。

ハ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として一人一日当たり1,160円以内とすること。

二 飲料水の供給

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により現に飲料水を得ることができない者に対して行うものであること。

ロ 飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とすること。

(被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与)

第四条 法第75条第1項第3号の被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与(以下「生活必需品の給与等」という。)は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものであること。

二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

イ 被服、寝具及び身の回り品

ロ 日用品

ハ 炊事用具及び食器

ニ 光熱材料

三 生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により一世帯当たり次に掲げる額の範囲内とすること。この場合においては、季別は、夏季（４月から９月までの期間をいう。以下同じ。）及び冬季とし、生活必需品の給与等を行う日をもって決定すること。

季別	１人世帯の額	２人世帯の額	３人世帯の額	４人世帯の額	５人世帯の額	世帯員数が６人以上１人を増すごとに加算する額
夏季	18,800円	24,200円	35,800円	42,800円	54,200円	7,900円
冬季	31,200円	40,400円	56,200円	65,700円	82,700円	11,400円

四 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

（医療の提供及び助産）

第五条 法第75条第１項第４号の医療の提供及び助産は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 医療の提供

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものであること。

ロ 救護班において行うこと。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院若しくは診療所又は施術所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）がその業務を行う場所をいう。以下同じ。）において医療（施術者が行うことができる範囲の施術を含む。）を行うことができること。

ハ 次の範囲内において行うこと。

（１）診療

（２）薬剤又は治療材料の支給

（３）処置、手術その他の治療及び施術

（４）病院又は診療所への収容

（５）看護

ニ 医療の提供のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術所による場合は協定料金の額以内とすること。

二 助産

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により助産の途を失った者に対して行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

- (1) 分べんの介助
- (2) 分べん前及び分べん後の処置
- (3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ハ 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の100分の80以内の額とすること。

(被災者の搜索及び救出)

第六条 法第75条第1項第5号の被災者の搜索及び救出は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を搜索し、又は救出するものであること。
- 二 被災者の搜索及び救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

(埋葬及び火葬)

第七条 法第75条第1項第6号の埋葬及び火葬は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものであること。
- 二 原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行うこと。

- イ 棺（附属品を含む。）
- ロ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）
- ハ 骨つば及び骨箱

- 三 埋葬のため支出できる費用は、一体当たり大人215,200円以内、小人172,000円以内とすること。

(電話その他の通信設備の提供)

第八条 法第75条第1項第7号の電話その他の通信設備の提供は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、通信手段を失った者に対して行うものであること。
- 二 電話、インターネットの利用を可能とする通信端末機器その他必要な通信設備を第2条第1号に規定する避難所に設置し、これらの設備を避難住民等に利用させることにより行うものであること。
- 三 電話その他の通信設備の提供のため支出できる費用は、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費、必要な通信設備の設置費及び通信費として当該地域における通常の実費とすること。

(武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理)

第九条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第1号の武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものであること。
- 二 居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり595,000円以内とすること。

(学用品の給与)

第十条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第2号の学用品の給与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものであること。

二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

イ 教科書

ロ 文房具

ハ 通学用品

三 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲内とすること。

イ 教科書代

(1) 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用している教材を給与するための実費

(2) 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費

ロ 文房具費及び通学用品費

(1) 小学校児童 一人当たり 4,500円

(2) 中学校生徒 一人当たり 4,800円

(3) 高等学校等生徒 一人当たり 5,200円

四 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

(死体の搜索及び処理)

第十一条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第3号の死体の搜索及び処理は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 死体の搜索

イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものであること。

ロ 死体の搜索のため支出できる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

二 死体の処理

イ 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

(2) 死体の一時保存

(3) 検案

ハ 検案は、原則として救護班において行うこと。

ニ 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、一体当たり3,500円以内とすること。

(2) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は一体当たり5,400円以内とすること。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができること。

(3) 救護班において検案をすることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とすること。

(武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去)

第十二条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第4号の武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行うものであること。

二 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、一世帯当たり137,900円以内とすること。

(救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費)

第十三条 法第75条第1項各号に掲げる救援を実施するに当たり必要な場合は、救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支給することができる。

一 救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とすること。

イ 飲料水の供給

ロ 医療の提供及び助産

ハ 被災者の搜索及び救出

ニ 死体の搜索及び処理

ホ 救済用物資の整理配分

二 救援のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とすること。

○避難実施要領のパターン作成にあたって

1 避難実施要領について

市長は、避難の指示があったときは、避難実施要領を定めることとされている。避難実施要領は、避難誘導に際して、避難の実施に関する事項を住民に示すとともに、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために策定するものであり、県計画p 92、93に記載されている「避難実施要領」の内容に沿った記載を行うことが基本である。ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容のものとすることもありうる。

2 避難実施要領のパターン作成について

市においては、「住民の避難誘導」が国民の保護に係る最も重要な措置の一つであるため、事態発生時に円滑な避難が行えるよう、平素から、消防庁が作成するマニュアルを参考に、複数の避難実施要領のパターンを作成するよう努めることとされている。

<国民の保護に関する基本指針（P27）>

- 市は、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成しておくよう努めるものとする。その際、高齢者、障害者、乳幼児その他の自ら避難することが困難な者の避難方法、季節の別（特に冬期の避難方法、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況）等について配慮するものとする。
- 市は、住民に対し避難の指示があったときは、関係機関の意見を聴くとともに、国民保護計画や避難実施要領のパターン等に基づき、避難実施要領を策定するものとする。その際、関係機関の意見聴取の方法については、できるだけ迅速に行うことができるよう、あらかじめ定めておくものとする。

この、平素から避難実施要領のパターンを作成しておくよう努めることとされているのは、避難実施要領の記載内容や作成の手順について、一定の記載内容の相場観やノウハウを培っておくことに意味があるからである。

現実の攻撃の態様は、攻撃の規模や方法、発生場所、発生時間等により千差万別であり、平素から作成している避難実施要領のパターンがそのまま使えるものではない。平素からかかる作業を行っておくことにより、事態発生時に少しでも迅速に避難実施要領を作成できるようになる点に主眼がある。

3 避難実施要領のパターン作成に係る検討事項

市では、次のような類型に応じた基本パターンを、地域特性を加味して作成するものとする。また、避難実施要領では「誘導の経路」や「職員の配置」よりも、「住民の携行品」や「情報の入手方法」等について特に重点的に記述するとされている。

(1) 事態想定ごとの避難

ア 弾道ミサイル攻撃

堅ろうな建物や地下に屋内避難させることが基本

イ ゲリラや特殊部隊による攻撃

国の指示がある場合は要避難地域からの避難等を迅速に実施

緊急の場合は、緊急通報の発令、退避の指示等により危険な地域への立入りを禁止

ウ 航空攻撃

弾道ミサイルと同様の対応

エ 着上陸侵攻

国の総合的な方針を踏まえて対応

(2) NBC攻撃の場合の避難

ア 核攻撃等の場合

イ 生物剤による攻撃の場合

ウ 化学剤による攻撃の場合

(3) 高齢者、障害者等への配慮

災害時における高齢者等の死者の割合が高いことへの対応は、防災上における大きな検討課題でもある。

徒歩による避難が困難な高齢者等の避難の方法、平素からの情報の共有の方法、消防職団員や自主防災組織、福祉担当者の間の連携の確保の方策といった点は、武力攻撃事態等における避難においても重要な検討課題であり、防災分野での取組みを見据えつつ検討する（例えば、災害時要援護者情報について、地方公共団体において数種の方式（同意方式、手上げ方式、共有情報方式）により共有化を図る試みも参考とする。）。

本市においては、36.7%が高齢者（65歳以上）であり、1,681世帯が高齢者のみの単身世帯である。

人口（人）	高齢者人口 （人口比）	一般世帯	うち単独世帯	うち65歳以上の 単独世帯
29,237	10,717	11,152	2,655	1,681

（令和2年国勢調査）

(4) 地域特性に応じた対応

本市は、果樹を中心とした農業が主産業である。また、ワインの生産が盛んで、40社を超えるワイン工場が存在する。

一方「大菩薩・恵林寺周辺」、「勝沼ぶどう郷周辺」への観光客は、年間200万人近くであり、特に、8月、9月、10月は観光客が激増する。

観光地における避難に関しては、迅速な立入制限の実施（警戒区域の設定、私有車両の禁止等の交通規制、観光客を含む昼間滞在者への警報）のタイムリーな伝達、事業者による取組み等について、検討を深める必要がある。

	大菩薩・恵林寺周辺	勝沼ぶどう郷周辺	計
1月	42,076	61,128	103,204
2月	26,602	66,201	92,803
3月	38,595	87,848	126,443
4月	48,649	74,083	122,732
5月	31,933	76,794	108,727
6月	40,887	93,763	134,650
7月	24,698	126,067	150,765
8月	28,969	221,211	250,180
9月	39,427	301,851	341,278
10月	33,860	212,413	246,273

11月	47,701	122,770	170,471
12月	27,319	67,685	95,004
計	430,714	1,511,814	1,942,528

(注) 四捨五入の関係で、合計数値と内訳数値が一致しない場合がある。

資料 観光文化部 観光文化政策課「山梨県観光入込客統計調査（令和元年）」

(5) 個々人による自助努力の必要

弾道ミサイル攻撃やゲリラ・特殊部隊による攻撃、テロ発生時においては、特に初動における国民一人ひとりの自己防護の努力が不可欠である。

行政による措置と並行して、平素から国民一人ひとりが問題意識を持っているか否かが緊急時における措置に大きく左右することにかんがみ、国民が緊急時に取りべき行動について、平素から周知を図る方策を検討する。

I 弾道ミサイル攻撃の場合

- ① 弾道ミサイル攻撃においては、全国瞬時警報システム（J-ALERT）により実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。

（実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街等の地下施設に避難することとなる。）

- ② 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個々人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

【弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ】

ア 国対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示

対策本部長

警報の発令、避難措置の指示

（その他、記者会見等による国民への情報提供）

知

↓事

避難の指示

市

↓長

避難実施要領

イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都全国瞬時警報システム（J-ALERT）により警報を発令

- ※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。

このため、弾道ミサイル攻撃の主体（国又は国に準ずる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。その意味では、すべての市町村に着弾の可能性があるあり得るものとして、対応を考える必要がある。

避難実施要領（一例）

甲 州 市 長

〇月〇日〇時現在

1 事態の状況、避難の必要性

対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令し、避難措置の指示を行った・・・。

このため、実際に弾道ミサイルが発射されたときに住民が迅速に対応できるよう、住民に対して、以後、警報の発令に関する情報に注意するとともにその場合に住民がとるべき行動について周知する。

（※）弾道ミサイル攻撃への対応は、政府における記者会見等による情報提供と並行して、住民に対して、より入念な説明を行うことが必要（過去に経験のない事案では、「ノーマルシー・バイアス＝正常化の偏見」が存在する。）。

（※）津波警報発令時には、住民が高台に避難することと同じように、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、屋内に避難するというイメージが住民に定着していることが重要。

2 避難誘導の方法

- ・実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長からその都度警報の発令が行われることから、担当職員は、市の区域が着弾予測地域に含まれる場合においては、防災行政無線のサイレンを最大音量で鳴らし、住民に警報の発令を周知させること。

(※) 防災行政無線のサイレン音については、内閣官房サイトで視聴が可能であり、訓練等を通じて、この音を定着させる努力が求められる。

(※) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）が配備されているため、国において、市の防災行政無線のサイレンを自動起動することが可能となる。

- ・実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民が近傍の屋内に避難できるように、あらかじめ個々人のとるべき対応を周知徹底する（その際、コンクリートの堅ろうな建物への避難が望ましいが、建物の中央部に避難するとともに、エアコンや換気扇を停止して、必要によりテーブルで目張りを行い、外気からできるだけ遮断される状態になるように周知する。）。
- ・車両内に在る者に対しては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、車両を道路外の場所（やむを得ず道路に置いて避難するときは、道路の左側端に沿って駐車する等緊急通行車両の通行の妨げにならない方法）に止めるよう周知する。
- ・外出先においては、可能な限り、大規模集客施設等の屋内に避難するが、余裕がない場合は、何らかの遮蔽物の物陰に留まる（その際、ガラス張りの建築物の下は避ける。）とともに、周辺で着弾音を聞いた場合は、当該現場から離れるよう周知すること。
- ・住民に対しては、屋内避難時に備えて、最低限の食料や飲料水、懐中電灯、ラジオ、身分証明書及び支給品（あれば）を用意しておくよう周知する。また、防災行政無線やテレビ、ラジオなどを通じて伝えられる情報に注意するよう周知する。

(※) このほか、イスラエルでは、子供の不安解消のため玩具類を携行するよう推奨。

- ・住民が近所で弾道ミサイルの着弾音と考えられる不審な音を聞いた場合には、できるだけ市、消防機関、県警察等に連絡するよう周知すること。
- ・弾道ミサイルの着弾地点の周辺には、一般の住民は、興味本位で近づかないように周知すること。

(※) 着弾後の状況を踏まえた避難の指示が行われるまで、着弾があった現場からは、一般の住民は、離れるよう周知する。

3 その他の留意点

- ・特に、自力での歩行が困難な者においては、迅速な屋内避難が行えるよう、外出先における対応について、各人で問題意識を持ってもらえるよう、避難行動要支援者名簿の「避難支援プラン」を活用してあらかじめ説明を行っておくこと。
- ・住民以外の滞在者についても、屋内へ避難することができるよう、所管の部局から、大規模集客施設や店舗等に対して、協力をお願いすること。

(※) 例えば、デパートでは、貴金属売場のあるフロアではなく、地下の食品売場に誘導するように協力を求めるといった方法も考えられる。

4 職員の配置等

職員の体制及び配置については、別に定める。

Ⅱ ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

- ① ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、国対策本部長による避難措置の指示、知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難を実施することが基本である。
 なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。
- ② その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃への排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は、一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。
- ③ 以上から、避難実施要領の策定に当たっては、市の他の執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく、的確な措置を実施できるよう、現地調整所に派遣している市職員から必要な情報を入手し、避難実施要領の弾力的な運用を行うこととする。

（避難に比較的余裕がある場合の対応）

「一時避難場所までの移動」～「一時避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動」、といった手順が一般には考えられる。

（屋間の都市部において突発的に事案が発生した場合の対応）

当初の段階では、個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、県警察、消防機関、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。

特にこの場合、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要である。

【ゲリラ・特殊部隊による攻撃の特徴】

ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般的には、狭い範囲に限定される。

特に、最小限の攻撃で、最大の心理的又は物理的効果を生じさせることが考えられることから、都市部の政治経済の中核、危険物質等の取扱所などは、攻撃の可能性が一般に高く、注意が必要である。

1 比較的時間的な余裕がある場合

避難実施要領（一例）

甲 州 市 長

〇月〇日〇時現在

1 事態の状況、避難の必要性

対策本部長は、〇〇において武装した潜水艦が座礁し、逃走した武装工作員による攻撃の可能性があることを踏まえ、警報を発令し、甲州市〇〇地区を要避難地域とする避難措置の指示を行った。

（対処基本方針、警報、避難措置の指示の内容等を踏まえて記載）

知事は、別添の避難の指示を行った（避難の指示を添付）。

（※）具体的な被害が発生しているとの報告がない段階での避難を行うこともある。

2 避難誘導の方法

（1）避難誘導の全般的方針

甲州市は、A・B・C地区住民約〇〇名を、本日〇時〇分を目途に各地区の一時避難施設であるA・B・C公民館に集合させた後、本日〇時〇分以降、市有車両及び民間大型バスにより、甲州市立〇〇小学校へ避難させる。

この際、公民館までの避難は徒歩によるものとし、自家用車の使用は、避難に介護を必要とする者とその介護者に限定するものとする。

避難誘導の方法については、各現場における県警察、自衛隊からの情報や助言により適宜修正を行うものとする。このほか、事態の状況が大幅に変更し、避難措置の指示及び避難の指示の内容が変更された場合には、当該避難実施要領についても併せて修正する。

（※）少しでも時間的な余裕がある場合における避難は、一時避難場所に徒歩により集まり、当該一時避難場所からバス等で移動することが基本的な対応として考えられる。

（※）自家用車の使用については、地域の特性を踏まえて、県警察とあらかじめ調整しておくことが重要である。

（※）原子力事業所周辺における避難については、原子力災害が発生するおそれがある場合には、住民に対し、屋内避難を指示するとともに、被害が及ぶおそれがある地域に対して、他の地域への避難の準備又は避難を行わせる。この場合において、地理的条件や交通事情を勘案し、県警察の意見を聴いたうえで、自家用車を交通手段として示すことができる。

（2）市の体制、職員派遣

ア 市対策本部の設置

国からの指定を受けて、市長を長とする市対策本部を設置する。

イ 市職員の現地派遣

市職員各2名を、A・B・C公民館、避難先の甲州市立〇〇小学校に派遣する。また、政府の現地対策本部が設置された場合には、連絡のため職員を派遣する。

ウ 避難経路における職員の配置

避難経路の要所において、連絡所を設置し、職員を配置して各種の問い合わせへの対応、連絡調整を行う。また、関係機関の協力を得て、行政機関の保有する車両や案内板を配備する。連絡所においては、救護班等を設置して、軽傷者や気分が悪くなった者への対応、給水等を行う（配置については別途添付）。

また、各地区における避難の開始や終了等の状況の連絡を本部との間で行う。

エ 現地調整所の設置等

現場における事態の状況の変化に迅速に対応できるよう、関係機関の情報を共有し、現場における判断を迅速に行えるよう現地調整所を設ける。現地調整所に派遣している市職員から必要な情報を入手し、避難実施要領の弾力的な運用を行うこととする。

また、定時又は随時に会合を開き、関係機関の活動内容の調整及び確認を行う。

(※) 事態の変化に迅速に対応できるよう、関係機関（県、消防機関、県警察、自衛隊等）からの情報の共有や活動調整を行うために、現地調整所を設置し、又は職員を現地調整所に派遣する。また、政府の現地対策本部が設置された場合には、当該本部に連絡のため職員を派遣し、最新の状況を入力して、避難実施要領に反映させる。

(※) 避難経路の要所要所においては、関係機関の協力を得て、行政機関の保有する車両等を配置して、避難住民に安心感を与えることも重要である。

(3) 輸送手段

ア 避難住民数、一時避難施設、輸送力の配分

(ア) A地区

約〇〇名、A公民館、市保有車両×4 〇〇バス2台

(イ) B地区

約〇〇名、B公民館、〇〇バス×大型バス4台

(ウ) C地区

約〇〇名、C公民館、〇〇バス×大型バス2台

(エ) その他

イ 輸送開始時期・場所

〇〇日〇時〇分、A・B・C公民館

ウ 避難経路

国道〇〇号（予備として県道〇〇号及び〇〇号を使用）

(※) バスや電車等の輸送手段の確保については、基本的には、県が行う。

(※) 避難経路については、交通規制を行う県警察の意見を十分に聴いて決める。

(※) 夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備し、住民の不安をなくさせる。

(※) 冬期では、避難時における住民の衣類への注意を促すことや避難時の健康対策及び積雪時の移動時間を考慮した避難計画の時間配分に留意する。

(4) 避難実施要領の住民への伝達

ア 担当職員は、防災行政無線を用いて、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。その際、市広報車や消防車両等あらゆる手段を活用する。

イ 上記と並行し、担当職員は、避難実施要領について、A・B・C地区の自治会長、自主防災組織の長、当該区域を管轄する消防団長、日下部警察署長等にFAX等により、住民への伝達を依頼する。

ウ 担当職員は、避難行動要支援者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等へ避難実施要領の内容の伝達を行う。

エ 担当職員は、近隣住人が相互に声を掛け合うように呼びかける。

オ 担当職員は、報道関係者に対し、避難実施要領の内容を提供する。

カ 避難行動要支援者については、一般の住民より避難に時間を要することから、「避難支援プラン」を活用して、特に迅速な伝達を心がける。

キ 外国人に対しては、国際交流協会等の能力を活用し、語学に堪能な誘導員を窓口として配置する。

(※) 新興住宅地域等においては、地域の社会的連帯が希薄な場合は、防災行政無線、テレビなどの手段に頼らざるを得ない反面、少しでも隣人同士が相互に声を掛け合うことを呼びかけることが重要である。

(※) 外国人については、各国の大使館・領事館による自国民の保護のための対応と並行して行うこととなる。

(5) 一時避難場所への移動

ア 一時避難場所への住民の避難は、健常者については、徒歩により行うこととする。自家用車については、健常者は、使用しないよう周知する。

イ 消防機関は、自治会・自主防災組織等の協力を得て住民の誘導を行う。

ウ 自力避難困難者の避難

市は、自力避難困難者の避難を適切に行えるよう「避難行動要支援者支援班」を設置し、「避難支援プラン」に沿って、次の対応を行う。

a ○○病院の入院患者○名は、○○病院の車両又は救急車を利用して避難を実施する。

b △△老人福祉施設入居者○○名の避難は、市社会福祉協議会が対応する。

c その他、介護を必要とする者の避難は、自家用車等を使用できることとする。

(※) 防災・福祉関係部局を中心とした横断的な組織として「避難行動要支援者支援班」を設置して、特に注意した対応を念頭に置く。

(6) 避難誘導の終了

ア 市職員及び消防職団員は、住民の協力を得て、戸別訪問により残留者の有無を確認する。残留者については、特別な理由がない限り、避難を行うよう説得を行う。

イ 避難誘導は、○時○分までに終了するよう活動を行う。

(※) 「正常化の偏見」を考慮すると、自然災害時以上に残留者への対応が必要になる可能性が高く、必要な誘導員を確保するとともに、把握している情報をもとに丁寧な状況説明を行うこと等により、残留者の説得を行わなければならない。

(7) 誘導に際しての留意点や職員の心得

市の職員及び消防職団員は、誘導に当たっては、以下の点に留意すること。

- ・住民は、恐怖心や不安感の中で避難を行うこととなるため、職員は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
- ・市の誘導員は、防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。
- ・誘導員は、混乱が予測される場合には、それに先立ち迅速な情報提供とパニックによる危険性を警告し、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。
- ・学校や事業所においては、原則として、避難先まで集団でまとまって行動するように呼びかける。

(※) 職員による避難誘導の活動に対する理解を得るためには、特に、新興住宅地等の人的関係が希薄な地域においては、防災服、腕章、旗、特殊標章などを必ず携行させることが重要である。

(8) 住民に周知する留意事項

ア 住民に対しては、近隣の住民に声をかけあうなど、相互に助け合って避難を行うよう促す。

イ 消防団、自主防災組織、自治会などの地域のリーダーに対しては、毅然とした態度で誘導を行うようお願いし、混乱の防止に努める。

- ウ 住民の携行品は、貴重品や最小限の着替えや日用品とし、円滑な行動に支障をきたさないように住民に促す。
- エ 留守宅の戸締まり、金銭・貴重品、パスポートや運転免許証等の身分証明書、非常持ち出し品を携行するよう住民に促す。
- オ 服装や携行品等から不審者と判断される場合には、市長、消防職員又は警察官に通報するよう促す。

(9) 安全の確保

誘導を行う市の職員に対しては、二次被害が生じないよう、国の現地対策本部や県からの情報、市対策本部において集約した全ての最新の情報を提供する。必要により、現地調整所を設けて、関係機関の現場での情報共有・活動調整を行う。

事態が沈静化していない地域やNBC等により汚染された地域は、専門的な装備等を有する他の機関に要請する。

誘導を行う市の職員に対して、特殊標章及び身分証明書を交付し、必ず携帯させる。

(※) 国からの警報等による情報のほか、現地調整所において現場の情報を集約して、事態の変化に迅速に対応できるようにすることが重要である。

(※) 特殊標章及び身分証明書は、武力攻撃事態等における使用に限られるが、国際法上、国民保護措置に係る職務等を行う者が保護されるために重要である。

3 各部の役割

別に示す。

4 連絡・調整先

ア バスの運行は、県消防防災課及び県警察と調整して行う。

イ バス運転手、現地派遣の県職員及び市職員との連絡要領は、別に示す。

ウ 状況が変化した場合は、別に定める緊急連絡網により連絡する。

エ 対策本部設置場所：甲州市役所〇〇

オ 現地調整所設置場所：〇〇

5 避難住民の受入・救援活動の支援

避難先は、甲州市立〇〇小学校及び〇〇公民館とする。当該施設に対して、職員を派遣して、避難住民の登録や安否確認を行うとともに、食料、飲料水等の支給を行う。その際、県及び〇〇市（町村）の支援を受ける。

2 昼間の都市部における突発的な攻撃の場合の避難

避難実施要領

甲 州 市 長

〇月〇日〇時現在

(1) 事態の状況

〇〇日〇時〇分に〇〇地区で発生した攻撃は、武装工作員の抵抗等により、引き続き、〇〇地域で戦闘が継続している状況にある（〇〇日〇時現在）。

(2) 避難誘導の全般的方針

〇〇地区に所在する者に対しては、最終的に、当該地区から早急に避難できるよう、警報の内容や事態の状況等について、防災行政無線等により即座に伝達する。

武装工作員の行動に関する情報について正確な情報が入手できない場合で、外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと判断されるときは、屋内に一時的に避難させる。

武装工作員による攻撃が、当該地域において一時又は最終的に収束した場合には、県警察、自衛隊等と連絡調整の上、速やかに域外に避難させる。その際、国からの警報等以外にも、戦闘地域周辺で活動する現場の警察官及び自衛官からの情報をもとに、屋内退避又は移動による避難をさせることがある。

新たな爆発等の具体的な攻撃に関する情報が国から出された場合には、別途、その内容を伝達する。

(※) ゲリラ・特殊部隊等による攻撃に伴う避難は、攻撃への排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における県警察、自衛隊等からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を攻撃の区域外に避難させる。

(※) 戦闘が行われる地域に所在する住民については、事態の状況が沈静化するまで、一時的に屋内に避難させ、局地的な事態の沈静化の状況を踏まえて、順次避難させる。

(※) 屋内避難は、①NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき、②敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるときに行う。

(3) 避難の方法（状況の変化とともに、逐次修正）

〇〇時現在

〇〇地区については、〇〇道路を避難経路として、健常者は徒歩により避難する。

自力歩行困難者は、・・・

〇〇地区については、事態が沈静化するまで、当面の間、屋内避難を継続する。

(※) 避難の方法については、警報の内容等以外にも、現場で活動する県警察、自衛隊等の意見を聴いた上で決定することが必要である。

(※) 現地調整所で、県警察、自衛隊等の情報を集約して、最新の事態に応じた避難方法を決定する。

(4) 死傷者への対応

住民に死亡・負傷者が発生した場合には、〇〇地点の救護所、〇〇病院に誘導し、又は搬送する。

NBC攻撃による死傷の場合には、〇〇地点の救護所及び〇〇病院に誘導し、又は搬送する。この場合は、防護用の資機材を有する専門的な職員に、汚染地域からの誘導又は搬送を要請する。

また、県や医療機関によるDMATが編成される場合は、その連携を確保する。

(※) DMAT (Disaster Medical Assistance Team:災害派遣医療チーム) は、医療機関との連携により、緊急医療活動を行う。

(5) 安全の確保

誘導を行う市の職員に対しては、二次被害を生じさせることがないように、現地対策本部等、県からの情報、市対策本部において集約した全ての最新の情報を提供する。

事態が沈静化していない地域やNBC等により汚染された地域は、専門的な装備を有する他機関に要請する。

誘導を行う市の職員に対して、特殊標章及び身分証明書を交付し、必ず携帯させる。

3 市中心部における化学剤を用いた攻撃の場合

避難実施要領

甲 州 市 長

〇月〇日〇時現在

1 事態の状況、避難の必要性

対策本部長は、〇〇地域における爆発について、化学剤（〇〇剤と推定される。）を用いた可能性が高いとして、警報を発令し、爆発地区周辺の甲州市〇〇及び△△の地域及びその風下となる地域（□□～◎◎）を要避難地域として、屋内へ避難するよう避難措置の指示を行った・・・。

知事は、別添の避難の指示を行った（避難の指示を添付）。

2 避難誘導の方法

(1) 避難誘導の全般的方針

甲州市は、要避難地域の住民約〇〇〇名について、特に、爆発が発生した地区周辺の地域については、直ちに現場から離れるとともに、周辺や風下先となる□□～◎◎の住民は、屋内への避難を行うよう伝達する。

当該エリア内の住民に対しては、防災行政無線により避難の方法を呼びかけるとともに、NBC防護機器を有する消防機関に伝達をさせる。また、防護機器を有する県警察、国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等による屋内への避難住民の誘導を要請する。

(※) 化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下を這うように広がる性質がある。このため、外気からの密閉性の高い部屋や風上の高台に避難させることとなる。

(2) 市における体制、職員派遣

ア 市対策本部の設置

指定を受けて、市長を長とする市対策本部を設置する。

イ 市職員の現地派遣

市職員 4 名を、爆発が発生した地区周辺に派遣し、現地での調整に当たらせる。また、現地で活動する県警察、消防機関、自衛隊等と共に現地調整所を立ち上げ、情報共有及び連絡調整に当たらせる。

ウ 現地対策本部との調整

政府の現地対策本部が設置された場合には、連絡のため職員を派遣して、活動調整や情報収集に当たらせる。

(※) NBC 攻撃の場合には、内閣総理大臣が関係大臣を指揮して、措置の実施に当たることから、政府の各機関との連絡を取り合って活動することが必要である。現地対策本部との緊密な連絡体制を確保することは職員の活動上の安全に寄与することとなる。

(3) 避難実施要領の住民への伝達

ア 市担当職員は、防災行政無線を用いて、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。その際、防護機能を有する消防車両等あらゆる手段を活用する。

イ 上記と並行し、市担当職員は、避難実施要領について、要避難地域に所在する自治会長、自主防災組織のリーダー、当該区域を管轄する消防団長、日下部警察署長等に F A X 等により、住民への電話等による伝達を依頼する。

ウ 市担当職員は、避難行動要支援者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険関係者、障害者団体等への伝達を行う。

エ 市担当職員は、報道関係者に対し、避難実施要領の内容を提供する。

(※) 防護衣を着用せずに、移動して伝達することは危険を伴うことから、伝達は、防災行政無線や電話に限られる。

(4) 避難所の開設等

ア ○○公民館を臨時避難所として開設し、関係機関及び要避難地域所在の住民に伝達する。また、県と調整して、当該避難所における、専門医や D M A T（災害派遣医療チーム）等による医療救護活動の調整を行う。

イ 市は、被災者の把握を行い、その状況に応じて、避難所における N B C への対応能力を有する医療班の派遣調整を行う。また、専門医や医薬品の確保のため、県、医療機関と調整を行う。

ウ 避難所における重度の患者等を搬送するための輸送手段の調整を行うとともに、受入先となる医療機関について、県と調整し、災害医療機関ネットワークを活用して、専門医療機関における受入れの調整を行う。

(※) 避難所における活動は、救援に関する県との役割分担を踏まえて行う。

(5) 誘導に際しての留意点や職員の心得

ア 職員は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。

イ 防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。

ウ 誘導員は、迅速な情報提供を行うことにより混乱を防止するとともに、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。

(6) 住民に周知する留意事項

ア 住民に対しては、屋内では、窓を閉めて、目張りにより室内を密閉するとともに、できるだけ窓のない中央の部屋に移動するよう促す。また、2 階建て以上の建物では、なるべく上の階に移動する

よう促す。

イ 外から屋内に戻った場合は、汚染された衣服等をビニール袋に入れ密閉するとともに、手、顔及び体を水と石けんでよく洗うよう促す。

ウ 防災行政無線、テレビ・ラジオなどによる情報の入手に努めるよう促す。

(※) NBCによる汚染の状況が目に見えないような事象においては、一般の国民には危険が迫っていることが目に見えないことから、行政による速やかな情報提供を常に考える必要がある。

(7) 安全の確保

市の職員において、二次被害を生じさせることがないよう、国の現地対策本部、現地調整所等からの情報を市対策本部に集約して、各職員に対して最新の汚染状況等の情報を提供する。

特に、化学剤の汚染がひどい場所においては、専門的な装備等を有する他の機関に被災者の搬送等を要請する。

3 各部の役割

別に示す。

4 連絡・調整先

ア 対策本部設置場所：甲州市役所

イ 現地調整所設置場所：〇〇

Ⅲ 着上陸侵攻の場合

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待った対応をすることが必要となる。

このため、県モデル計画における整理と同様、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めることはしない。

IV 避難誘導における留意点

1 各種の事態に即した対応

- 弾道ミサイル攻撃やゲリラ・特殊部隊による攻撃など攻撃類型により、また避難に時間的余裕があるか否か、昼間の都市部における避難であるか否か等により、実際の避難誘導の在り方は異なり、常にその事態に即した避難誘導の実現を図る姿勢が求められる。避難実施要領についても、事態の変化を踏まえ、逐次修正することが求められる場合もある。
- 弾道ミサイル攻撃においては、当初は迅速に屋内に避難することとなる。避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、実際に弾道ミサイルが発射されたときに個々人が対応できるよう、その取るべき行動を周知しておくことが主な内容となる。
- ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、比較的時間的な余裕がある場合には、一時避難場所までの移動、一時避難場所からのバス等による移動といった手順が一般には考えられるが、昼間の都市部において突発的に事案が発生した場合には、当初の段階では個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、県警察、消防機関、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を行うこととなる。
- 都市部での突発的なテロなど時間的な余裕がないケースにおいては、特に初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ない。このため、平素から、住民が緊急時に如何に対応すべきかについて問題意識を持ってもらう努力が必要である。
- 行政当局の限られた資源を活用し、効率的に避難を行うためには、必要となる措置に優先順位をつけていかなければならないが、その際、住民への情報提供及び避難行動要支援者の避難誘導について、特に重視しなければならない。

2 避難誘導に係る情報の共有化、一元化

- 避難住民の誘導に当たっては、対策本部長による避難措置の指示の内容、警報の内容（特に国民保護法第44条第2項第2号に掲げる「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」の設定の状況）、またそれを受けた知事による避難の指示を踏まえた対応が基本である。
- 他方、ゲリラや特殊部隊による攻撃などのように、現場において事態が刻々と変化するような状況においては、現地で活動する関係機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を考える必要がある。
- 避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴くこととしており、その際に、各機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を決めていくことが求められる。
- 市の対策本部は、市の区域における国民保護措置を総合的に推進する役割を担うが事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言等に基づいた確かな措置を実施できるよう、「現地調整所」を設けて、活動調整に当たることが必要である。
- 避難誘導の開始や終了時、問題が生じた時などは、現地調整所に必ず連絡し、「現地調整所」において現場の情報を一元化し、全体の状況を常に把握しておくことが期待される。また、現地調整所の職員は、市対策本部と常に連絡を取り合い連携の取れた対応を行う。
- また、政府の現地対策本部が設置された場合には、当該本部に市の職員を連絡員として派遣して、最新の情報を入手するとともに、避難実施要領の作成や修正作業に反映させることが必要となる。

3 住民に対する情報提供の在り方

- 国民保護法上、国民への適時適切な情報提供が定められているところであるが、避難誘導に当たっても、住民に可能な限り情報提供をしていく必要がある。
- 武力攻撃やテロについては、我が国においてはあまり意識されてこなかったため、自然災害以上に、希望的観測を抱き、災害の発生を軽視もしくは無視し、適切な行動を取らないということ（ノーマルシー・バイアス＝「正常化の偏見」）が起きやすく、また、逆に、小さな事象に対し過剰に反応し（カタストロフィー・バイアス）、流言や誤情報に基づいて思いこみで行動する可能性もある。そうした住民の心理状態も念頭に置き、住民に対して、必要な情報をタイムリーに提供することが必要である。
- その際、事態の状況や住民の避難にかかわる情報のみならず、行政側の対応の状況についても、可能な限り提供すべきである。それは、住民にとっての安心材料にもなるものである（状況に変化がない場合においても、現状に関し情報提供を続けることは必要である。）。
- また、「正常化の偏見」を考慮すると、自然災害時以上に残留者への対応が必要になる可能性が高く、必要な要員を確保するとともに、把握している情報をもとに丁寧な状況説明を行うこと等により、残留者の説得を行わなければならない。
- 放送事業者の有する情報伝達の即時機能にかんがみ、重要な情報は、速やかに放送事業者に提供することが必要となる。
- 避難行動要支援者や外国人など、情報が届きにくい住民については、民生委員、ボランティア団体等を通じた情報提供も行うことが必要となるが、そのためには、平素より、十分な連携を図っておくことが求められる。
- NBC攻撃のように、NBCによる汚染の状況が目に見えないような事象においては一般の国民には危険が迫っていることが目に見えないことから、特に行政による速やかな情報提供に心がけなければならない。

4 高齢者、障害者等への配慮

- 避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障害者等の避難行動要支援者への配慮が重要であり、避難誘導に当たり常にこのことを意識する必要がある。また、時間的余裕がなく、屋内に留まる方が安全と考えられる場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として考えることが必要である。
- 具体的には、以下の避難行動要支援者支援措置を講じていくことが適当と考える。
 - ① 防災担当部局及び福祉関係部局を中心とした横断的な組織としての「避難行動要支援者支援班」の設置
 - ② 消防団や自主防災組織等による情報が伝達されているか否かの確認
 - ③ 社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と連携した情報提供と支援の実施
 - ④ 一人ひとりの避難行動要支援者のための「避難支援プラン」の策定（地域の避難行動要支援者マップを作成する等） 等
- また、老人福祉施設等の施設の管理者において車いすや担架による移動補助、車両による搬送等の措置が適切に講じられるよう、収容者数を踏まえた運送手段の確保の方策について検討しておくことが必要である。
- なお、「避難支援プラン」を策定するためには、避難行動要支援者情報の把握・共有が不可欠となるが、次の方法がある。

同意方式	住民一人ひとりと接する機会をとらえて要援護者を把握し、要援護者本人に直接働きかけ、避難支援プランを策定する方式。必要な支援等をきめ細かく把握することができる。	対象者が過多となる場合は、業務量も踏まえつつ、対象者の特定についての検討が必要となる。
手上げ方式	(制度を周知した上で、) 自ら希望した者についての避難支援プランを策定する方式。必要な支援等をきめ細かく把握することができる。	登録を希望しない者への対策が必要。共有情報による要援護者の特定をせずに取り組むと、災害時要支援者となり得る者の全体像が把握できない。
共有情報方式	市が、甲州市個人情報保護条例中の個人情報の目的外利用・提供に関する規定に基づいて、審査会等の手続を経たうえで、福祉関係部局と防災関係部局とで情報共有し、分析の上、要援護者を特定する方式。	情報共有の結果特定される要援護者が必要とする支援等をきめ細かく把握するため、最終的には本人からの確認・同意が必要。関係情報を自主防災組織等に提供する場合等にも本人の同意が必要。

※ 「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」(平成17年3月)より

- しかしながら、平成23年の東日本大震災においては、被災地全体の死者数のうち65歳以上の高齢者の死者数は約6割であり、障害者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍に上った。他方で、例えば、消防職員の死者・行方不明者は281名、民生委員の死者・行方不明者は56名にのぼるなど、多数の支援者も犠牲となった。
- こうした東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年の災害対策基本法の改正において、避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援がなされるよう、
 - ① 避難行動要支援者名簿の作成を市町村に義務付けるとともに、その作成に際し必要な個人情報を利用できること
 - ② 避難行動要支援者本人からの同意を得て、平常時から消防機関や民生委員等の避難支援等関係者に情報提供すること
 - ③ 現に災害が発生、または発生のおそれが生じた場合には、本人の同意の有無に関わらず、名簿情報を避難支援者等関係者その他の者に提供できること
 - ④ 名簿情報の提供を受けた者に守秘義務を課すとともに、市町村においては、名簿情報の漏えい防止のため、必要な措置を講ずること
- などが定められたことを受け、

「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」(平成17年3月)が「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」(平成25年)に全面的に改訂され、本取組指針を活用し、適切に対応する必要がある。
- 避難行動要支援者名簿の作成等

5 安全かつ一定程度規律を保った避難誘導の実現

- 避難は、現時点において安全でも、事態の変化の可能性があることから、変化した場合においても住民の安全を確保するために行うものであり、避難過程の安全確保は、避難にあたっての前提である。
- したがって、避難誘導の開始時において、県警察等との活動調整を行い、避難経路の要所において、職員を配置して各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板などを配置して、誘導の円滑化を図るべきである。また、一時避難所からバス等で移動する場合においては、当該一時避難所において職員

を住民の搭乗等の調整に当たらせることが必要である。

- また、避難誘導の実施に当たり、避難住民が興味本位で、危険な地域に向かったり、避難から脱落したりすることがないように、注意する必要がある。
- 避難誘導の実施に当たり、少しでも連帯感を持って避難誘導を行うことが必要となるが、地域社会における連帯感が希薄な場合においても、現場における個々の誘導員がリーダーシップを発揮することで、一定程度規律を保った避難を行うことが可能となる。
- このため、避難誘導の先導に立つ要員については、次の点に留意して活動させる必要がある。

- 住民は、恐怖心や不安感の中で誘導を行うことになるから、誘導に当たる者は、より一層、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
- 誘導員は、防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にして、その活動に理解を求めること（自主防災組織等には特殊標章の交付も）。
- 誘導員は、パニックの予兆を察知したら、それに先立ち迅速な情報提供と冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。
- 近隣の住民に声を掛け合い、相互に助け合って避難を行うよう促すこと。

6 学校や事業所における対応

- 学校や大規模な事業所においては、時間的な余裕がある場合を除き、集団でまとまって行動することを前提として、誘導の方法を考えるべきである。
- 例えば、学校については、時間的に余裕がある場合には、保護者に連絡して、児童生徒と保護者が一緒に行動するが、保護者が職場にいる場合や時間的な余裕がない場合には、学校の管理の下で、担任が児童生徒等と行動を共にして避難を行うことを基本とする（登下校中や課外活動中に、学校に戻るなど、所在する児童生徒等についても同様である。）。
- こうした取組みを円滑に進めるためにも、平素より、学校や大規模な事業所と連携を図るとともに、訓練等により浸透を図る必要がある。

7 民間企業による協力の確保

- 災害時の民間企業の役割として、「企業内の防災」のみならず、「地域の防災力」を確保する上での役割が重要になっている。企業の持つ物理的スペースが、住民避難に役立つのみならず近隣地域への情報提供等についても、重要な役割を果たしうる。
- 例えば、昼間都市部において、武力攻撃やテロが発生した場合においても、企業単位で地域の避難誘導を主体的に実施するなど、電光掲示板等によるタイムリーな情報の提供（例えば、平時は企業情報を提供し、事態発生時には、警報等の安全情報を提供）は、大きな効果を生む。
（参考例：大手町、丸の内、有楽町地区では、地区全体の課題に対処するため、企業同士で「隣組」を構築し、その防災力を共同で開発する取組みが高く評価されている。平成17年4月の尼崎市列車事故では、周辺の事業所が被災者の救出・救助・搬送に重要な役割を果たした。）
- このため、各地域において、こうした取組みを行う民間企業をPRすることなどより、地域において、民間企業が住民避難等を支援する体制づくりを進めるべきである。

8 住民の「自助」努力による取組みの促進

- 災害時では、「自助7割、共助2割、公助1割」とであると、一般に指摘されており、特に初動の対応は、阪神・淡路大地震の際の教訓に照らしても、個々人の自助能力が鍵であるとされている。つまり、テロ生起現場は、多数の住民が生活している場でもあり、住民自らが身を守る必要があるということである。
- 事案の発生直後は、危険を回避し被害を軽減するため非常に重要な時間であるが、その時点での行政側の対応には一定の限界があり、国民一人ひとりが危険回避のために問題意識を持って対応できるよう、平素からの啓発を強化する必要がある。
- 市においても、武力攻撃事態あるいは大規模なテロに際し、住民自ら行うべきことについて、研修会や訓練を通じて、平素から周知するよう努力することが期待されている。そうした取組みは、緊急時に一定の方向に人々の行動を収斂させるという効果も有しており、安全かつ円滑な避難実施の点からも有効である。
- 攻撃発生当初の段階では、個々人の判断により、現場における次の行動を考える。

- ・爆発音を聞いた直後は、とっさに低い姿勢になり、身の安全を守るとともに、周囲の状況を確認する。
- ・速やかに爆発が起こった建物などからできる限り離れる。
- ・近隣の堅牢な建物など屋内に避難する。また、移動に際しては、現場に消防職員又は警察官がいる場合には、その指示に従って、落ち着いて行動する。
- ・異変の起こった地域には、むやみに近寄らない。

※「武力攻撃やテロなどから身を守るために」（内閣官房）参考

〔様式〕

○安否情報関係様式

様式第1号（第1条関係）

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 負傷（疾病）の該当	負傷 非該当
⑨ 負傷又は疾病の状況	
⑩ 現在の居所	
⑪ 連絡先その他必要情報	
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑬ 知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
※ 備考	

（注1） 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2） 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3） 「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4） 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

様式第2号（第1条関係）

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 死亡の日時、場所及び状況	
⑨ 遺体が安置されている場所	
⑩ 連絡先その他必要情報	
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない
※ 備考	

（注1） 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2） 親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3） 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4） 回答情報の限定を希望する場合は備考欄に御記入願います。

⑪の同意回答者名		連 絡 先	
同意回答者住所		続 柄	

（注5） ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

安否情報報告書

報告日時： 年 月 日 時 分

市町村名： 担当者

[illegible]

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

3 「⑥国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。

4. 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「⑨負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「⑩現在の居所」欄に「遺体の安置されている場所」を記入すること。

⑨～⑩の希望又は同意欄には、安否情報の提供に係る希望又は同意について「有」又は「無」と記入願います。この場合において、当該条件がある場合は、「備考」欄に記入すること。

様式第4号（第3条関係）

安 否 情 報 照 会 書

年 月 日		
総務大臣 （都道府県知事） 殿 （市町村長）		
申 請 者 住所（居所） 氏 名		
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由 （○を付けて下さい。③の場合、理由を記入願います。）	① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人（友人、職場関係者及び近隣住民）であるため。 ③ その他 （ ）	
備 考		
被照会者を特定するために必要な事項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 （日本国籍を有しない者に限る。）	日本 その他（ ）
	その他個人を識別するための情報	
※ 申 請 者 の 確 認		
※ 備 考		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
- 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
- 4 ※印の欄には記入しないで下さい。

様式第5号（第4条関係）

安否情報回答書

年 月 日		
殿		
総務大臣 (都道府県知事) (市町村長)		
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本 その他 ()
	その他個人を識別 するための情報	
	現 在 の 居 所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
- 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

○被災情報の報告様式

年 月 日に発生した○○○による被害（第 報）

年 月 日 時 分

○○市（町村）

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）

(1) 発生日時 年 月 日

(2) 発生場所 ○○市△△町A丁目B番C号（北緯 度、東経 度）

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

市町村名	人 的 被 害				住 家 被 害		その他
	死 者	行 方 不 明 者	負 傷 者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
	(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)	

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概 況

○国民保護措置に係る職務等を行う者の身分証明書のひな型

表面

(この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための余白) 身分証明書 IDENTITY CARD 国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel	
氏名/Name	
生年月日/Date of birth	
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書I)によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts(Protocol I) in his capacity as	
交付等の年月日/Date of issue 証明書番号/No. of card 許可権者の署名/Signature of issuing authority	
有効期間の満了日/Date of expiry	

(日本工業規格A7 (横74ミリメートル、縦105ミリメートル))

裏面

身長/Height	眼の色/Eyes	頭髪の色/Hair
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks of information:		
血液型/Blood type		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

〔そ の 他〕

〇市の地理的、社会的特徴統計資料

〈各地域の面積、標高〉

	面 積 (km ²)	標 高 (m)
旧塩山市	184.74	403 (本 庁)
旧勝沼町	35.88	400 (勝沼庁舎)
旧大和村	43.31	605.6 (大和庁舎)

〈2021年の気象（観測地点＝勝沼）〉

	降水量 (mm)	最 大 日 降 水 量 (mm)	最大1時間 降 水 量 (mm)	平 均 気 温 (℃)	最 高 気 温 (℃)	平 均 風 速 (m/s)	最 大 風 速 (m/s)	風 向
1 月	36.5	13.0	2.5	2.5	15.0	1.3	7.4	東
2 月	39.0	35.0	11.0	5.8	22.1	1.4	9.0	西北西
3 月	89.0	28.0	9.0	10.6	25.7	1.4	8.6	南東
4 月	52.0	27.5	6.0	13.6	27.7	1.9	8.9	東南東
5 月	70.5	31.0	7.5	18.6	31.5	1.3	7.3	南東
6 月	83.0	18.0	11.0	21.9	34.3	1.4	6.2	南東
7 月	220.0	74.5	40.5	25.4	37.9	1.2	6.6	南東
8 月	224.5	54.5	26.0	26.2	39.7	1.2	7.0	南東
9 月	117.5	41.0	17.5	21.7	32.7	1.8	8.5	東南東
10月	49.5	15.0	8.5	16.8	31.1	1.2	6.9	南東
11月	28.0	18.0	5.5	10.1	22.2	1.0	5.7	東南東
12月	56.0	31.5	10.0	4.8	18.2	1.0	7.5	南東
全年	1065.5	74.5	40.5	14.8	39.7	1.3	9.0	南東

(甲府地方気象台)

〈本市の総人口、年齢別人口、世帯数〉

	総 人 口		年齢別人口 (令和2年国勢調査)			世 帯 数	
	令和2年 国勢調査	平成17年 国勢調査	0～14歳	15～64歳	65歳以上	令和2年 国勢調査	平成17年 国勢調査
計	29,237	35,922	3,032	15,471	10,734	11,152	11,651

〈本市の主要道路〉

種 別	道 路 名
主要地方道	県道34号中道塩山線
	県道38号塩山勝沼線
一般県道	県道201号塩山停車場大菩薩嶺線
	県道205号三日市場南線
	県道207号平沢千野線
	県道210号杣口塩山線
	県道213号下萩原三日市場線
	県道216号万力小屋敷線
	県道218号大菩薩初鹿野線
	県道508号大菩薩峠線